

特集 / 道路に関わる法律案の概要

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案について

都市局都市計画課・建設経済局民間宅地指導室・住宅局建築指導課・同市街地建築課 3

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案について

都市局都市政策課・同都市計画課 8

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置

法案について 道路局企画課道路環境対策室 12

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改

正する法律案について

— 特定公共用地等先行取得資金金融制度の創設 — 建設経済局調整課・都市局都市再開発課 16

国道四三号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求控訴事件判決の概要

近畿地方建設局路政課 29

一般国道の路線を指定する政令の一部を改正する政令について 道路法令研究会 34

シリーズ ■ 日本の道100選より

歴史をきざむ日本の名橋—瀬田唐橋(主要地方道大津能登川長浜線)— 滋賀県 68

フェニックスの並木道—橋公園通り(川原通線)— 宮崎市 73

時・時・時…… 78

本誌の掲載文は、執筆者が個人の責任において自由に書く建前をとっております。したがって意見にわたる部分は個人の見解です。また肩書等は原稿執筆時および座談会等実施時のものです。

## 特集

### 道路に関わる法律案の概要

# 都市計画法及び建築基準法の 一部を改正する法律案について

建設省都市局都市計画課  
建設省建設経済局民間宅地指導室  
建設省住宅局建築指導課・同市街地建築課

## 一 総説

### 1 地価高騰による土地問題の発生

東京都心部に端を発し、全国に波及した先の地価高騰は、我が国の経済社会に深刻な問題を引き起こした。特に、大都市地域の都心部及びその周辺においては、地価負担力の強い商業・業務系土地利用が住宅系土地利用を圧迫し、業務ビル等の住宅地への無秩序な進出による住環境の悪化、居住人口の流出による都心部の空洞化とコミュニティの崩壊、更には住宅取得難と職住の遠隔化などの都市問題が顕在化したところである。

### 2 都市計画・建築規制制度による土地問題への対応

こうした状況に対しては、昭和六三年の総合土地対策要綱や平成三年の総合土地政策推進要綱等に基づき、税制、金融等の施策を始めとする土地の需給両面にわたる諸施策が実施されたところである。

都市計画制度についても、その一環として、昭和六三年に創設された再開発地区計画の活用や平成二年の住宅地高度利用地区計画、用途別容積型地区計画及び遊休土地転換利用促進地区の三制度の創設により、住宅宅地供給を促進するため施策が講じられてきたところである。さらに、平成三年の生産緑地法の改正による新生産緑地地区制度の創設により、市街化区域内農地について、保全するものと宅地化するものとを都市計画において明確に区分し、相続税、固定資産税等の関連税制

の改正と一体となって、都市農業との調和を図りながら、良好な宅地の供給が促進されることとなったところである。

### 3 今回の制度見直しに至る経緯

こうした総合的な土地政策により、最近の地価の動向は鎮静化の傾向を見せているが、地価は依然として高水準にあり、土地問題が完全に解決したとはいえない状況にある。このような状況を踏まえ、都市計画中央審議会及び建築審議会は、適切に土地利用を規制・誘導する制度を構築し、また、今後、再び地価高騰による土地問題が生じないようにするための制度の見直しを行うこととする。同時に、現行の都市計画制度が昭和四三年の創設以来二〇年以上を経過し、その間の経済社会

の変化に的確に対応する必要があること等を踏まえ、都市計画・建築規制制度全般についての検討を行い、平成三年一月二〇日、建設大臣に対しそれぞれの答申を提出した。

また、これらの答申と併せて、建築審議会においては、近年における建築技術開発の進展、国民のライフスタイルの多様化等に的確に対応した建築規制の見直しについての答申を提出した。

建設省においては、両審議会の答申をもとに法制化のための検討を進め、平成四年三月一三日、政府は、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、同月一六日に国会に提出したところである。

## 二 改正案の概要

### 1 用途地域の細分化と新たな特別用途地区の創設

今回の地価高騰により生じた業務ビル等の住宅地への無秩序な進出や人口の空洞化現象といった問題に対応して、適切に住環境の保護を図り、住宅の確保に資するとともに、併せて近年の新たな市街地形態の出現にも対応し、よりきめ細かな用途規制を行い得るよう、住居系の用途地域を細分化し、新たな特別用途地区を創設する（表参照）。

### 2 個別建築物の用途規制の見直し

建築基準法別表第二に定められている用途地域内の建築物の用途規制について、経済社会条件の変化や新種の用途の出現に対応するため、以下の

見直しを行う。

① カラオケボックスの建築をすべての住居専用地域と第一種住居地域で禁止する。

表 用途地域制度の充実

#### I. 用途地域の細分化

	現行制度	新制度 (枠囲みは新設)	趣 旨
住居系	①第一種住居専用地域	①第一種低層住居専用地域	低層住宅の専用地域
		②第二種低層住居専用地域	小規模な店舗の立地を認める低層住宅の専用地域
	②第二種住居専用地域	③第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の専用地域
		④第二種中高層住居専用地域	必要な便利施設の立地を認める中高層住宅の専用地域
	③住居地域	⑤第一種住居地域	大規模な店舗、事務所の立地を制限する住宅地のための地域
		⑥第二種住居地域	住宅地のための地域
		⑦準住居地域	自動車間連施設等と住宅が調和して立地する地域
商業系	④近隣商業地域	⑧近隣商業地域	近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
	⑤商業地域	⑨商業地域	店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
工業系	⑥準工業地域	⑩準工業地域	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域
	⑦工業地域	⑪工業地域	工業の利便の増進を図る地域
	⑧工業専用地域	⑫工業専用地域	工業の利便の増進を図るための専用地域

#### II. 特別用途地区の追加

(用途規制の内容は地方公共団体の条例で定める。)

① 中高層階住居専用地区

都心部で住宅と商業業務施設が立地する地域等において、中高層階を住宅等に限定する立体用途規制を行い、住宅の確保を図る。

② 商業専用地区

店舗、事務所等が集積する地区において、低層階の住宅、工場等を制限し、商業業務系用途の利便の増進を図る。

- ② 第一種・第二種中高層住居専用地域と第一種・第二種住居地域において、建築物に附属しない独立の自動車車庫（二階以下のものに限る。）の床面積の上限を従来の五〇㎡から三〇〇㎡に引き上げるほか、準住居地域における自動車車庫に対する制限を撤廃する。
  - ③ 準住居地域における自動車修理工場の作業場の床面積の上限を従来の住居地域の五〇㎡から一五〇㎡に引き上げる。
  - ④ 準住居地域と近隣商業地域において、客席の床面積が二〇〇㎡未満の劇場、映画館等の建築を許容する。
  - ⑤ 工場に対する規制について、個別の規制対象事業の見直しを行うほか、政令による対象事業の追加及び適用除外ができるものとする。
  - ⑥ 危険物に対する規制について、消防法における危険物の規制との整合を図るための見直しを行う。
  - ⑦ 第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域において、有料老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等の建築を許容する旨を明確化する。
- なお、新設される用途地域内の特徴的な用途規制は、次のとおりである。
- ① 第二種低層住居専用地域においては、床面積一五〇㎡以内の一定の店舗、飲食店等の独

立の利便施設の建築を許容する。これは、小規模のコンビニエンスストア等の立地を許容するものである。

② 第二種中高層住居専用地域においては、床面積五〇〇㎡以内の一定の店舗、飲食店等の独立の利便施設を許容する。これは、中規模のスーパーマーケット等の立地を許容するものである。

③ 第一種住居地域においては、第二種中高層住居専用地域において建築が許容されている用途以外の建築物で床面積の合計が三、〇〇〇㎡を超えるものの建築を禁止する。これは、大規模な事務所や店舗が進出して居住環境を阻害することの防止を図るものである。

### 3 誘導容積制度の創設

我が国の都市においては、経済、社会、文化等の諸活動が集約的に行われ、かつ、高度な土地利用を前提に都市基盤施設の整備が重点的に行われているなど、諸活動の基盤としての土地の重要度は極めて高い。しかし、このように土地の有効・高度利用が必要とされているにもかかわらず、地区レベルの道路、公園等の施設が未整備のため、低利用にとどまっている地域が数多く存在する。こうした土地の区域において、公共施設を伴った良好な市街地の整備を図りつつ、土地の有効利用

を促進するため誘導容積制度を創設する（図参照）。

本制度の特色は、地区計画において目標容積率と暫定容積率という二つの容積率を同時に示し、これらの容積率を活用することにより土地の有効利用を誘導するところにある。すなわち、公共施設が未整備の段階では低い暫定容積率を適用して地区全体の有効利用の妨げとなる無秩序な建築行為を防ぎ、地区全体の有効利用に必要な公共施設整備の条件が整うと目標容積率を適用することにより、都市空間の有効活用を一定の広がりを持った地区全体で実現しようとするものである。

誘導容積制度は、次の構成をとっている（図参照）。

- ① 道路等の公共施設の整備が十分にない地区については、地区計画において、(i)目標とする容積率（目標容積率）と、(ii)地区の公共施設の整備状況に見合った容積率（暫定容積率）という二つの容積率を定める。
- ② 公共施設が不十分な現状では暫定容積率を適用して市街地環境を保全し、地区計画に地区レベルの公共施設である地区施設が定められ、特定行政庁の認定があった場合には目標容積率を適用して目標とする市街地像の達成を図る。
- ③ さらに、必要に応じ、良好な都市環境の形

成に配慮しつつ、地区計画において区域を区分し、地区内の総容積の範囲内で容積の適正な分配を行う。

#### 4 市町村の都市計画に関する基本的な方針の創設

都市計画は住民の合意の上に進められるものであり、都市計画のマスタープランにおいて、地区ごとの将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とそれに対応した整備等に関する方針を明らかにすることが必要で

ある。

このため、基礎的自治体である市町村が、住民の合意形成を図りつつ、地区ごとの将来のあるべき姿、道路、公園等の公共施設の計画、地域における都市づくりの課題及びそれに対応した整備等の方針をより具体的かつきめ細かく定めることのできる都市計画のマスタープランとして、市町村の都市計画に関する基本的な方針を創設する。

#### 5 地区計画制度の拡充

近年、市街化調整区域において、開発許可によ

って行われる開発行為の件数の増加等がみられるところである。このため、このような都市的な土地利用が行われる市街地調整区域内の土地の区域について、詳細な土地利用計画である地区計画を策定できることとし、開発行為、建築行為を都市計画上適切に規制・誘導し、良好な居住環境の維持、形成を図ることとする。

#### 6 開発許可制度の改善

##### ① 技術基準の見直し

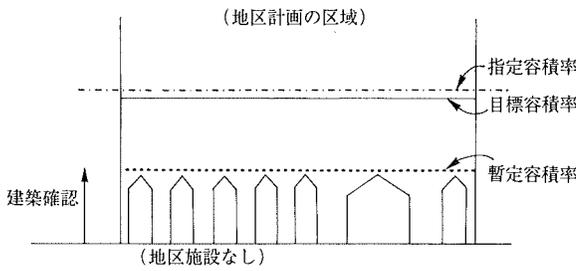
現在、ホテル、デパート、結婚式場等自己業務用の開発行為には、道路に関する基準が適用されていないため、周辺地域の交通を阻害している事例があることから、これらに、開発区域の接道基準を適用するものである。

また、近年、ゴルフコース等の自己用の開発行為の中で、工事施工途中の倒産等により、開発行為が中断したまま放置され、防災上の支障を生じている事例が見られることから、自己用の開発行為といえども、一定規模以上の業務用の開発行為については資力・信用に関する基準等を適用するものである。

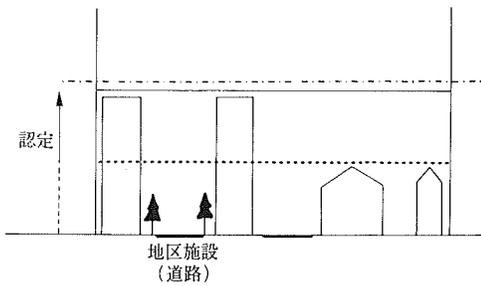
##### ② その他

開発許可の不要主体への委任市の追加、変更許可に係る規定の整備、監督処分の充実等所要の改正を行うものである。

#### ① 二重の容積率設定



#### ② 目標容積率の適用



#### ③ 容積の適正配分

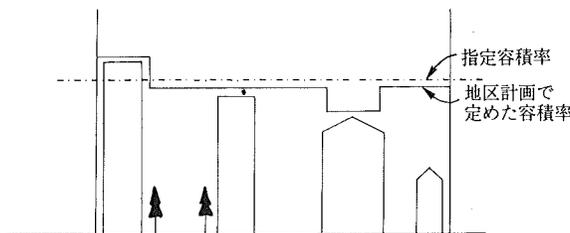


図 誘導容積制度のイメージ

## 7 都市計画区域外の区域における建築制限の合理化

リゾートマンション等による無秩序な開発を防止するため、地方公共団体の条例により、一定の基準に基づき、建築物・敷地と道路との関係、容積率規制等を適用することができるものとする。

## 8 用途地域の指定のない区域における建築制限の合理化

無秩序な開発を防止するため、以下の建築制限の合理化を行う。

① 容積率・建ぺい率の最高限度について、従来はそれぞれ一律四〇〇％、七〇％であったのを、特定行政庁が指定した区域内ではそれぞれ二〇〇％、六〇％を適用することができることとする。

② 日影規制について、地方公共団体の条例により、適用することができることとする。

## 9 低層住居専用地域内の敷地面積の最低限度規制の創設

良好な環境の低層住宅地（第一種・第二種低層住居専用地域）について二〇〇㎡以下の範囲で建築物の敷地面積の最低限度を定めることができるものとする。

## 10 一団地認定制度の拡充

一定の地区計画の区域においては、建築規制の特例制度である一団地認定による建築を、工区を分けて行うことができるものとする。

## 11 道路の幅員基準の特例の創設

特定行政庁が指定した区域内においては、原則として幅員六m（現行基準は四m）以上の道について建築基準法上の道路として取り扱うものとする。

## 12 木造建築物に関する建築規制の合理化等

近年の経済社会の急激な変化、建築技術開発の進展、国民のライフスタイルの多様化等を背景として、建築物に対する様々なニーズが生じてきており、建築物も極めて多様化・複雑化してきている状況にある。このような時代の変化に的確に対応した合理的な建築規制が行われることが強く要請されている。このような要請に対応して、建築技術開発の進展等を踏まえ、以下のような建築規制の見直しを行う。

① 木造建築物に関する建築規制の見直し（準耐火構造及び準耐火建築物の創設並びに三階建共同住宅に係る建築規制の見直し）

近年の木造建築物の防火性能向上技術の進展等を踏まえ、木造等の構造で耐火構造に準

ずる耐火性能を有するものを準耐火構造として位置付けるとともに、防火地域・準防火地域以外の地域において、木造三階建共同住宅等を一定の準耐火建築物として建築することを可能とするものである。

## ② 伝統的建築物に関する建築規制の見直し

近年の地域の活性化の気運の盛り上がりや背景に、国宝、重要文化財等と同様に地方公共団体が指定した文化財である伝統的建築物についてもその歴史的・文化的価値を損なわずに保存することに対する要請が高まっていることを踏まえ、文化財保護法に基づく条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている伝統的建築物で特定行政庁が指定したもの等についても建築基準法令の適用を除外することとするものである。

## ③ 簡易な構造を有する建築物に関する建築規制の見直し

近年の建築技術開発の進展、建築物に対する様々なニーズの高まり等を踏まえ、壁のない自動車車庫等の一定の簡易な構造の建築物について、その特徴に応じて、防火規定の適用の緩和を図り、合理的な建築規制を講じようとするものである。

## 特集

### 道路に関わる法律案の概要

# 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案について

建設省都市局都市政策課・同都市計画課

#### 一 本法律案提出の背景等

近年、地方においては、若年層を中心とした人口減少が再び広がる（表1）など、地方全体の活力の低下が見られる。一方、東京圏においては、人口及び諸機能の過度の集中により、住宅取得難、交通渋滞等過密の弊害がさらに深刻化している。このように地方の衰退と東京への一極集中が増々加速する状況においても、地方中枢都市や県庁所在都市などの人口及び行政、経済、文化等の都市機能が相当程度集積している都市及びそれらの周辺地域においては、人口増加と成長が見られるところである。

こうした現状において、国土の均衡ある発展を図り、二一世紀に向けて生活大国にふさわしい国

民生活を実現するためには、地域社会の中心となる地方都市及びその周辺の市町村からなる地方の発展の拠点となる潜在力を有する地域（地方拠点都市地域）について、地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講ずることにより、その一体的な整備の促進を図る必要がある。

また、これと併せて、過度に産業業務施設が集積している地域（東京二三区）から地方拠点都市地域への産業業務施設の移転を促進するための措置等を講ずることにより、業務機能の再配置を促進し、地方における魅力的な就業の場を生み出すとともに、地域経済の活性化を図ることもまた必要である。

こういった措置を講ずることにより、地方においても、とりわけ若者にとって魅力ある「職・住・遊・学」の生活空間を創出することが可能となり、地方拠点都市地域が地方の成長を牽引し地方定住の核となる地域として発展していくことが期待されている。

本法律案は、こうした認識に立って、あくまで地方の自主性を尊重することを基本としつつ、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進を図るため所要の措置を講じようとするものである。

#### 二 本法律案の要旨

本法律案の施策スキームについては、別図のとおりであり、その主な内容は以下に示すとおりで

ある。

### ① 基本方針の策定

主務大臣（別図参照）は、文部大臣等の関係行政機関の長に協議した上で、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本方針を定めることとしている。基本方針においては、地方拠点都市地域の指定に関する事項、地方拠点都市地域の整備に関する事項、産業業務施設の再配置の促進に関する事項等について定めることとされており、これにより、本法律案を運用するに当たっての基本的な考え方が示されることとなる。

### ② 地方拠点都市地域の指定

都道府県知事は、一定の要件に該当する地方都市及びその周辺の市町村を地方拠点都市地域として指定することができることとしている。地域指定は、都道府県内の諸事情に精通している知事が関係市町村及び主務大臣（別図参照）と協議した上で行うこととされており、これにより、当該都道府県の均衡のとれた発展が期待できる。

### ③ 基本計画の作成

地方拠点都市地域の関係市町村は、共同して、当該地域の整備の促進に関する基本計画を作成して都道府県知事の承認を申請することとされている。知事は、基本計画が基本方針に適合している等の条件を満たす場合には、当該基本計画を承認

するものとし、その際には関係行政機関の長にその旨を通知することとしている。

基本計画においては、地方拠点都市地域の整備の方針、拠点地区（地方拠点都市地域のうち、土地の利用状況、周辺の公共施設の整備の状況等からみて、広域の見地から、都市機能の集積または住宅及び住宅地の供給等居住環境の整備を図るための事業を重点的に実施すべき地区）の区域及び区域ごとに実施すべき事業、公共施設の整備、住宅及び住宅地の供給等の居住環境の整備、人材育成、地域間交流、教養文化活動などを定めることとされている。

### ④ 移転計画の認定等

事務所、営業所等の業務施設が過度に集積している地域から、拠点地区へ産業業務施設を移転しようとするものは、当該移転の概要、跡地の利用または処分に関する事項等を内容とした移転計画を作成し、主務大臣（別図参照）の認定を受けることができる。主務大臣は当該移転計画が基本方針に照らして適切であるなど一定の要件を満たすときは計画を認定するものとされている。認定された計画に従って事業用資産の買換えを行った場合には、課税の特例の適用があるものとされている。

### ⑤ 各種支援措置

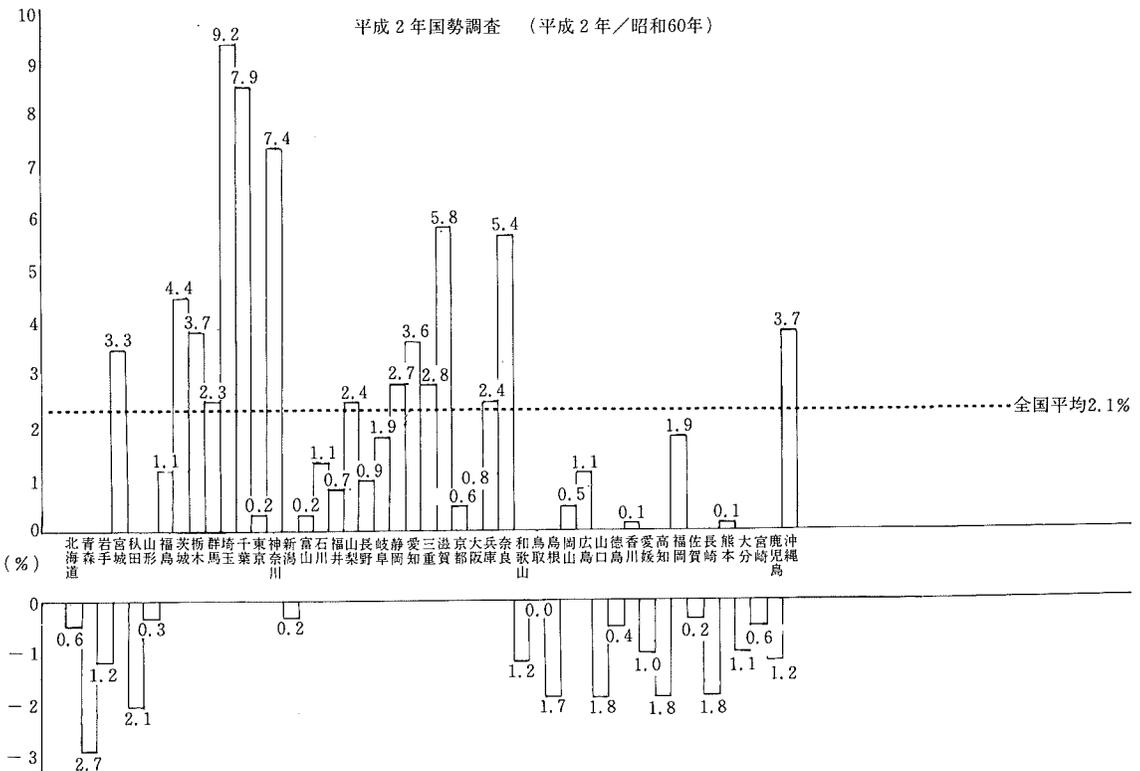
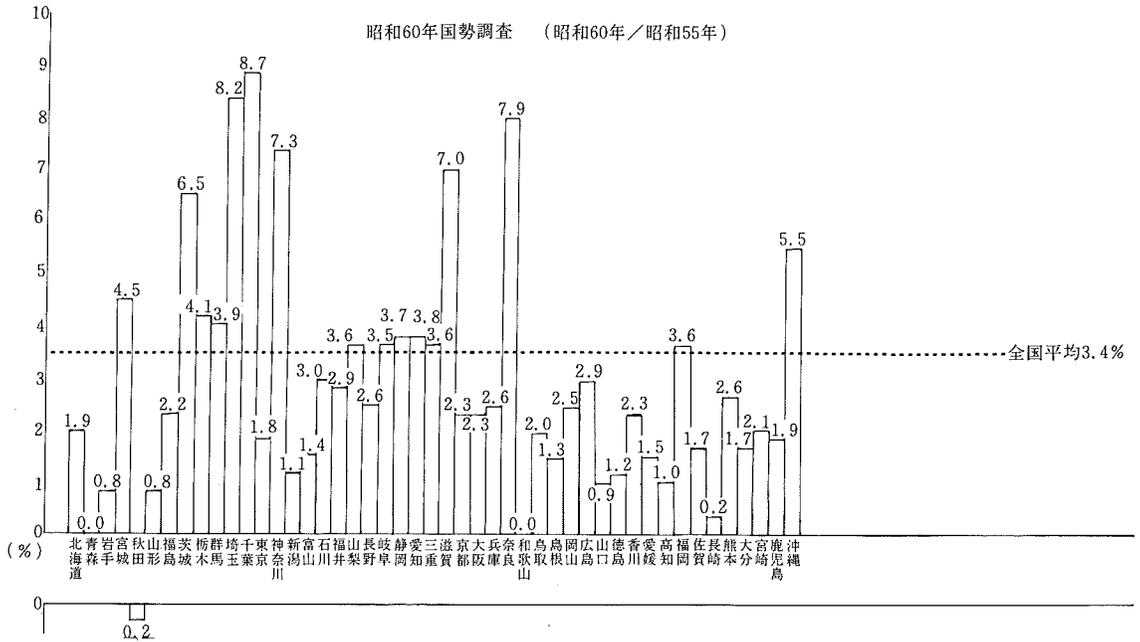
①～④に示したスキームによって、地方拠点都

市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進を図っていくこととなるが、本法律案においては、これを支援するために以下に掲げるような様々な支援措置を設けているところである。

- ・ 地方行財政上の特例措置：二部事務組合への業務の委託の特例など地方自治法の特例の創設、地方債についての特例・配慮、拠点地区に設置される産業業務施設、教養文化施設等に係る不均一課税に伴う減取補てん措置
- ・ 都市計画上の特例の創設：拠点業務市街地土地区画整理促進区域制度及び拠点整備土地区画整理事業制度の創設、開発許可の特例、都市開発資金の拡充
- ・ 公団等の業務の特例等：地域振興整備公団の業務の特例、通信・放送機構の業務の特例、卸売市場法の特例、地方住宅供給公社法の特例
- ・ 税制上の特例措置：過度集積地域（東京二三区）から拠点地区への産業業務施設の買換え特例、拠点地区内に設置される産業業務施設に係る特別償却、拠点地区に設置される産業業務施設、教養文化施設等に係る地方税の特例

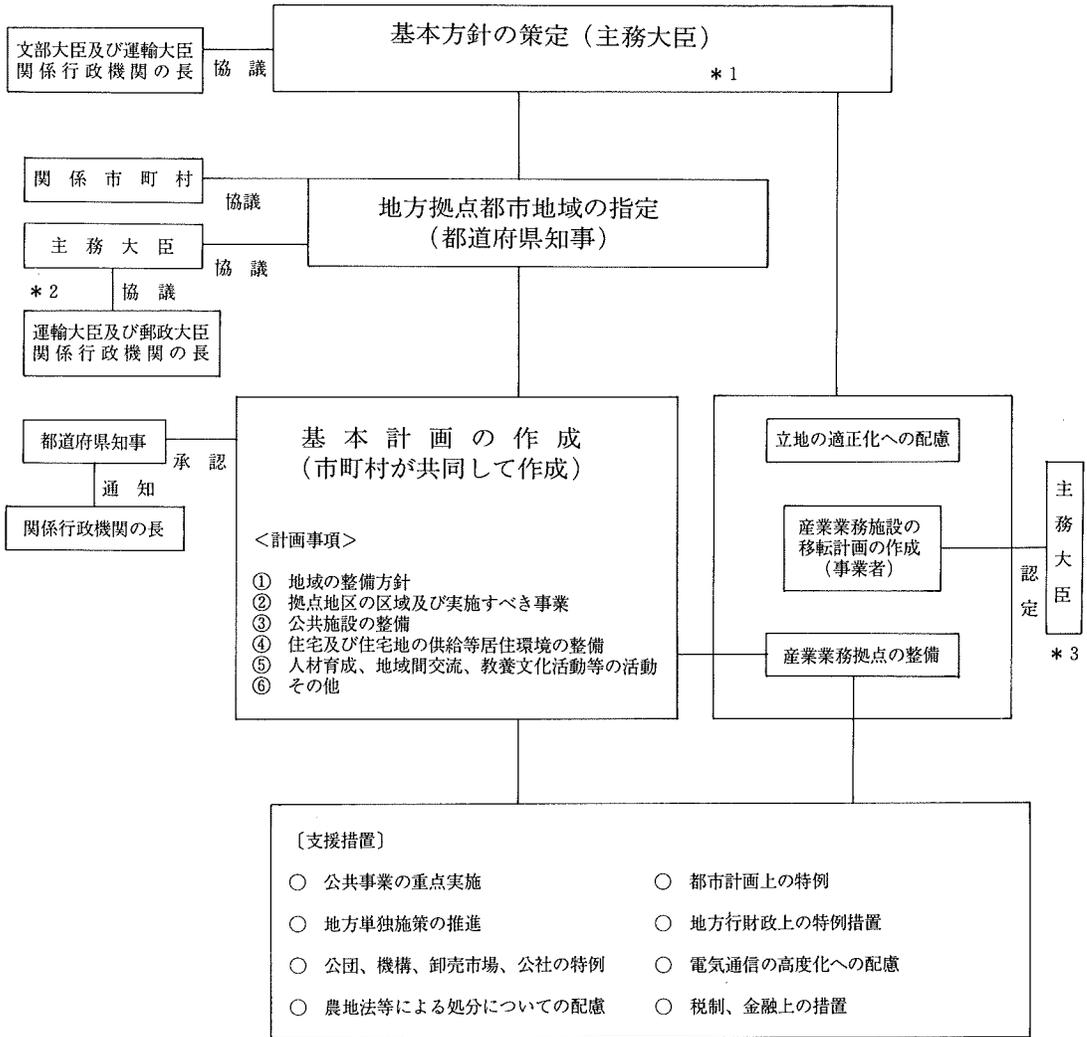
表1 都道府県別人口の推移と東京圏への人口集中

都道府県別人口増減率



# 施策スキーム図

- 目的 ○地方の自立的成長を索引し、地方の発展の拠点となる地方拠点都市地域の整備  
 ○産業業務施設の再配置の促進



(注) \*1 国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、郵政大臣、建設大臣、自治大臣  
 \*2 国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、建設大臣、自治大臣  
 \*3 通商産業大臣、移転産業業務施設に係る事業を所管する大臣

## 特集

### 道路に関わる法律案の概要

# 自動車から排出される窒素酸化物の 特定地域における総量の削減等に関 する特別措置法案について

建設省道路局企画課道路環境対策室

## 一 ねらい

我が国では、高度経済社会の形成過程において、都市地域への人口、生産の集中とともに、急激なモータリゼーションが進展したが、交通過密な都市部や幹線道路の沿道地域において自動車排出ガスによる大気汚染が大きな問題となっている。

特に窒素酸化物（ $\text{NO}_x$ ）については、平成三年一月に環境庁が発表した、「平成二年度一般環境大気保全測定局測定結果報告」及び「平成二年度自動車排出ガス測定局測定結果報告」によれば、二酸化窒素の環境基準をみたくしてない自動車排出ガス測定局が約三分の一あり、特に東京、大阪などとその周辺地域の総量抑制地域において非達成局の割合が大きい状況にある（図1）。

これは、近年の貨物車におけるディーゼル車両の急激な増大によるところが大きいと言われている（図2、3）。

## 二 法案の趣旨

このような状況に鑑み、その汚染が著しい東京、横浜、大阪等の特定の地域について、自動車から排出される窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車について、窒素酸化物の排出の抑制のための所要の措置を講ずること等により、自動車から排出される窒素酸化物による大気汚染の防止を図るために、環境庁が中心となつてとりまとめたものが本法案である。

## 三 法案の概要

本法案の概要をまとめると以下のようになる。自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法の規定による措置のみによっては、二酸化窒素に係る環境基準の確保が困難であると認められる地域（特定地域）を政令で指定し（\*1）、以下の措置を講ずる。

### 1 基本方針及び計画の策定

① 国は、特定地域について、自動車排出窒素酸化物の削減に関する基本的な目標や削減のための施策に関する基本的な事項等を内容とする自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針（総量削減基本方針）を定める

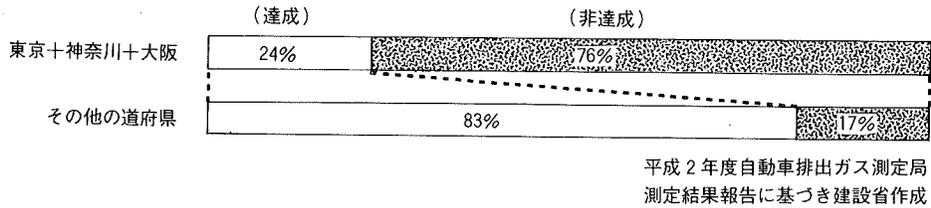


図1 NO<sub>x</sub>環境基準達成状況(1990年自動車排出ガス測定局)

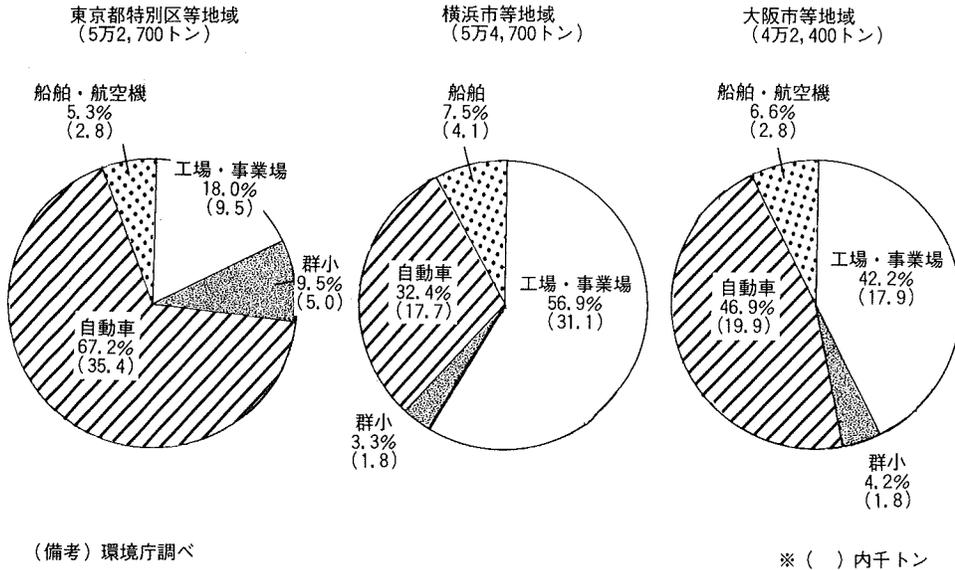
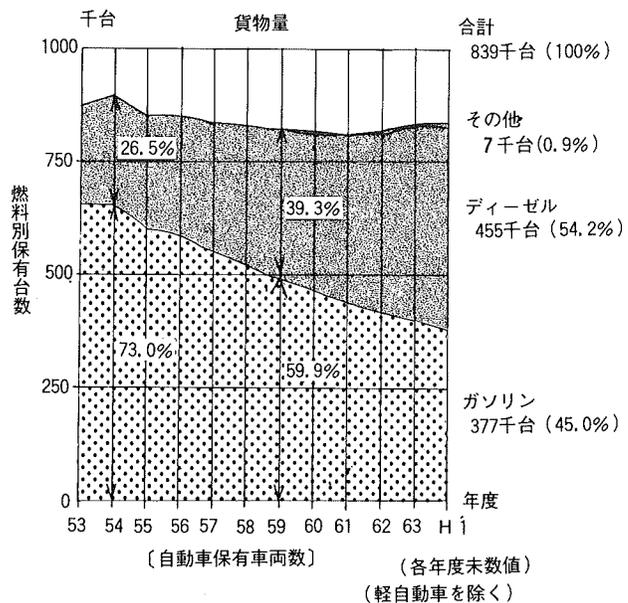


図2 総量規制地域における発生源別窒素酸化物排出負荷の割合(昭和60年度)



(財自動車検査登録協会統計より建設省作成)

図3 燃料別自動車保有車両数の推移(東京都)

(閣議決定)。

② 都道府県知事は、特定地域にあっては、総量削減基本方針に基づき、自動車排出窒素酸化物の総量の削減目標量や達成の期間及び方法等を含めるとする総量削減計画を定める(内閣総理大臣の承認)。

③ その際、都道府県知事は、都道府県知事、都道府県公安委員会、関係市町村長、関係道路管理者等をもって組織する「窒素酸化物に係る総量削減計画策定協議会」の意見を聴取するものとされている。

## 2 特定自動車に係る窒素酸化物の排出量に関する基準等

内閣総理大臣は、特定自動車(政令で定める自動車であつて、特定地域内に使用の本拠の位置を有するもの)に係る特定自動車排出基準(窒素酸化物排出量の許容限度)(\*)を定める。

## 3 事業者に対する指導等

① 製造業、運輸業その他の事業を所管する大臣は、その所管に係る事業者について、その事業に係る自動車の使用の合理化を図ること、その他の方法による自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針を定めることができる。

② 事業所管大臣は、必要があると認めるときは、その所管に係る事業者に対し、①に規定する指針に照らし、必要な指導・助言を行うことができる。

\*1…東京二三区をはじめ大阪市、横浜市、川崎市とその周辺地域、千葉、埼玉、兵庫各県の一部が予定されている。

\*2…トラック、バスなどディーゼル車の使用者に低NOx車への切り替えを義務付けるものであり、

a 小型車(車両総重量二・五t以下)は最新規制値に適合したガソリン車に転換

b 中型車(同五t以下)は最新規制値に適合した副室式ディーゼルに転換

c 大型車(同五t超)は最新規制値に適合した車種に転換

することとされる予定であり、基準に適合しない車両に対しては、車検証を交付しない。

## 四 おわりに

自動車から排出されるNOxの抑制については、従来から

① バイパス・環状道路の整備、交差点立体化

などによる渋滞緩和、

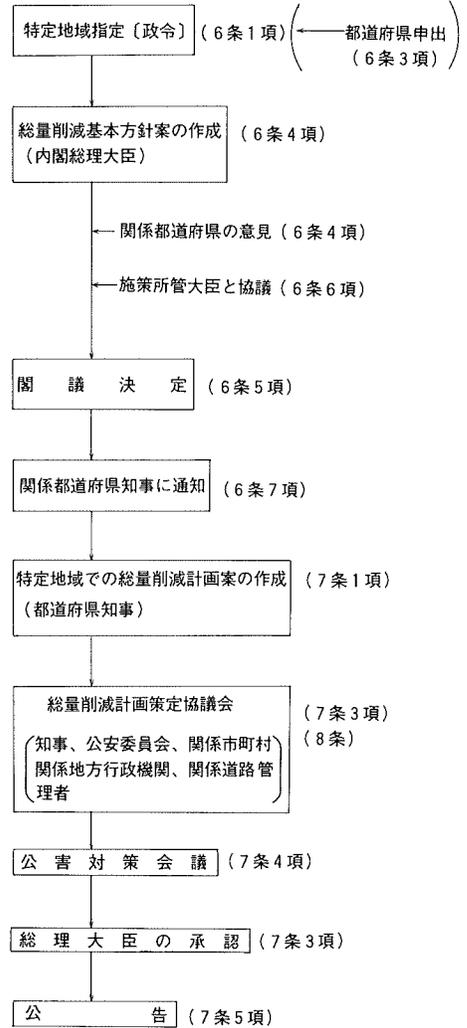
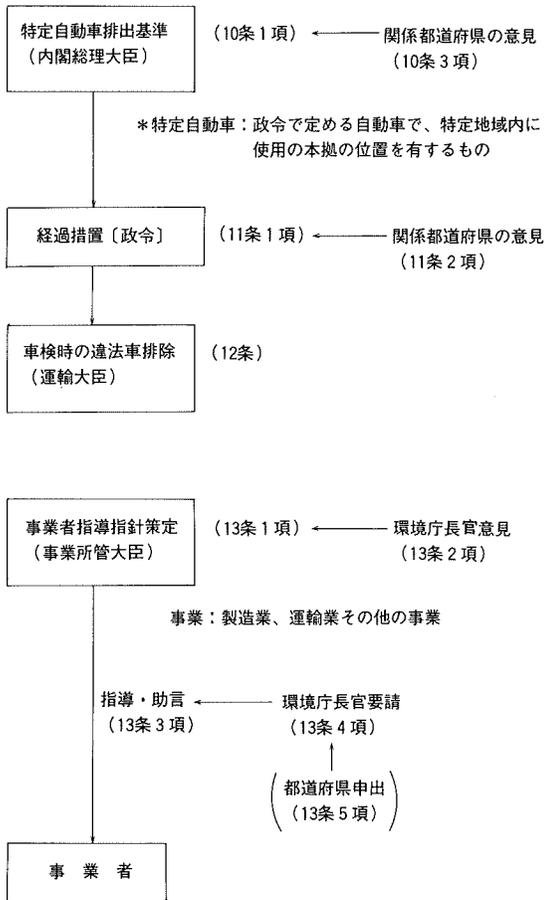
② 発生源対策

③ 交通管理による道路交通の円滑化

等の各種施策により効果を上げてきたところであるが、今後の道路行政においては、道路の整備に加え、自動車構造の改善、円滑な交通流への誘導等に対し積極的に取り組み、これら施策を適切に組み合わせる総合的沿道環境政策を進めていく必要がある。

そのためには、本法案に基づき設置される「窒素酸化物に係る総量削減計画策定協議会」などの場を積極的に活用し、関係省庁との連携を図りつつNOxによる大気汚染の状況を解消していくことが重要である。

## 〈参考〉 手続きの流れ



**特集**

道路に関わる法律案の概要

公有地の拡大の推進に関する法律及び  
都市開発資金の貸付けに関する法律の  
一部を改正する法律案について

— 特定公共用地等先行取得資金融資制度の創設 —

建設省建設経済局調整課・同都市局都市再開発課

一 背景

1 公共用地取得の現状

公共事業の円滑な実施を図るためには、公共用地が十分に確保される必要がある。しかしながら、近年の地価高騰を機に国民の土地保有意識が一段と高まり、土地の売り惜しみや代替地要求の恒常化、多様化を生じさせ、

① 昭和六〇年代はじめまで一・五年分近くあった事業用地のストックが、一年分程度に低下しているとともに、

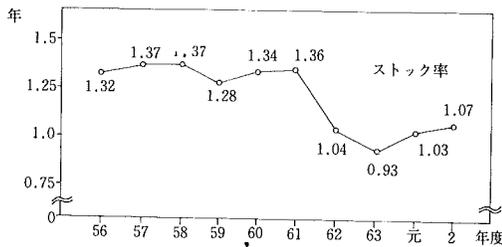
② 代替地要求の高まりに十分対応しきれないケースが多い

など公共用地の取得をめぐる環境は従来にも増して激しいものとなっている(図1、2)。

このような状況に対処し、公共用地等を円滑に確保するためには、その先行取得を積極的に推進することが必要である。

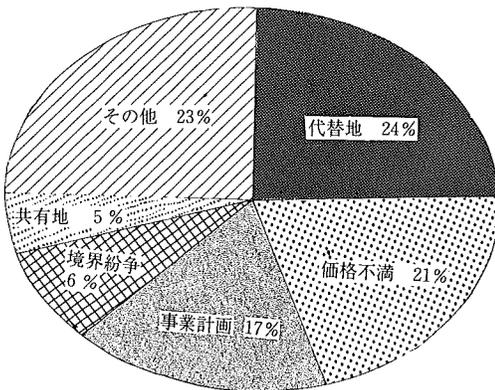
2 法律改正の理由及び概要

公共用地等の先行取得については、既に「公有地の拡大の計画的な推進」を目的とする公有地の



(注) 1. 用地ストック率とは、当該年度の期首に保有している着工可能な用地の面積が、当該年度の工事の着工に必要な用地の面積の何年分かを示す指標である。  
2. 建設経済局調整課調べ

図1 用地ストック率の推移 (建設省所管事業)



(注)建設経済局調整課調べ

図2 用地取得のあい路となっている原因 (平成3年度建設省直轄事業)

拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）に基づいて、届出または申出に係る都市計画区域内の土地を先買いする制度が存するところであるが、近年は都市間を連絡する高速自動車国道等、都市計画区域外において設置される都市計画施設が増加しており、これらの施設の区域内の土地についても積極的に先買いを推進する必要性が生じている。また、このような土地の先買いは主として土地開発公社が行っているものであるが、その先買いを積極的に推進するため、先買いを行う土地開発公社に対して融資による支援を行うことが必要となっている。

本法律案は、このような状況に鑑み、公拡法に基づく届出または申出に係る対象土地を拡大し、及びその届出または申出に係る土地の買取りについて、土地開発公社に対し都市開発資金の貸付けを行うこととするものである。

## 二 公拡法の改正の概要

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するためには、都市計画施設の整備を強力に推進することが必要であり、そのためには、公拡法による用地の先買いを積極的に推進することが重要となる。しかし、現行法上、届出義務が課されている土地または買取り希望の申出を行うことができる土地は、都市計画区域内の土地に限定されており、都

市計画区域外の土地については、先買いの対象とはなっていない（図3）。

しかしながら、近年は、都市間を連絡する高速自動車国道等の都市計画施設が市街化の進展、交通量の増大とともに、都市計画区域外を通過する場合が増加しており、また、それ以外にも大規模な公園や下水道処理場等の施設は都市計画区域内に施設用地を確保することが困難な場合も増えていることから、都市計画区域外の都市計画施設が増加している（表1、2）。

このため、今後は都市計画区域内と同様、このような都市計画区域外の都市計画施設用地も一体として先買いを強力に進めることが必要である。今回の公拡法の改正は、このような状況に鑑み、都市計画施設の区域内の土地については、都市計画区域外であっても、届出及び申出の対象に加えることとするものである（図4）。

なお、平成四年度税制改正において、今回新たに先買いの対象とされる都市計画区域外の都市計画施設の区域内の土地についても、公拡法の届出または申出により買取られる場合の一、五〇〇万円の特別控除の適用が認められることとされている。

## 三 都市開発資金の貸付けに関する法律の改正の概要（特定公共用地等先行取得資金融資制度の創設）

図3 手続きの流れ

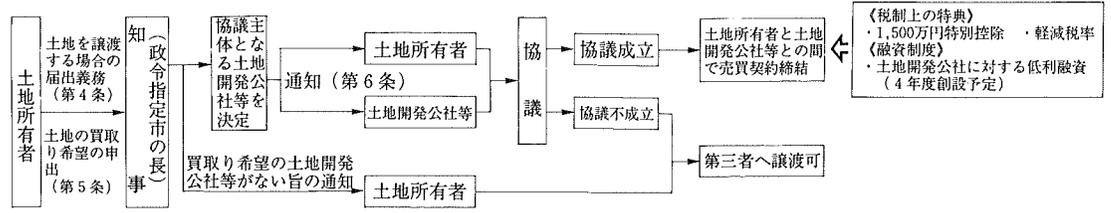


表1 都市計画区域外の都市計画施設の状況について（H3.12.1現在）

施設名	決定状況
道路	160km
公園	2,421ha
河川	15km
下水道管渠	16,300m
下水道浄化センター	3ha
緑地	259ha
墓園	75ha
火葬場	5ha
汚物処理場	3ha

注) 1. 都市計画区域外の部分のみの数字である。  
2. 建設省建設経済局調整課調べ。

表2 第二東名自動車道（静岡県内：駿京郡長泉町～引佐郡引佐町 都市計画決定済）

	都市計画区域	都市計画区域外	合計
延長	75.4km	58.3km	133.7km
比率	56.4%	43.6%	100%

これまで、公共事業の用地取得は、毎年度の事

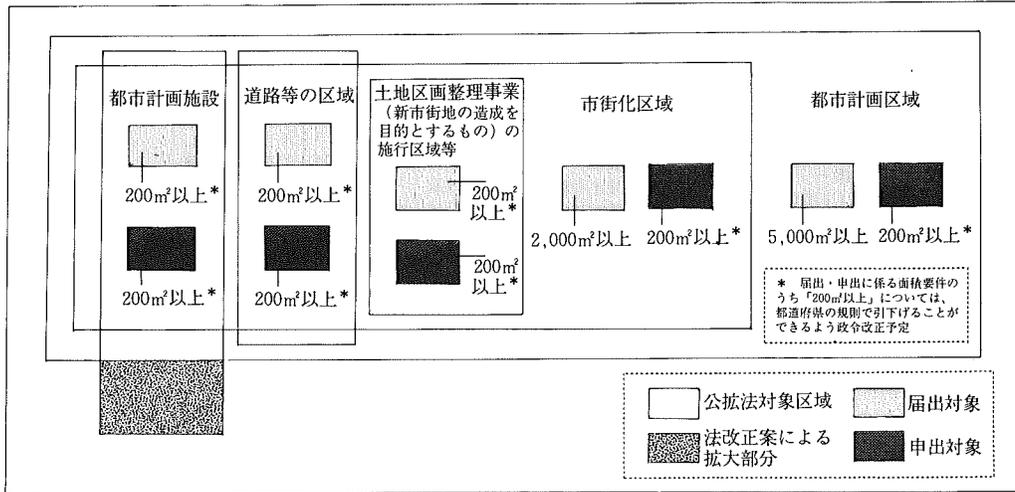


図4 公抗法に基づく届出・申出の対象土地の拡大イメージ図

業費や国庫債務負担行為による先行取得により工事着手間際に集中的に行うことを通例としているところであるが、今後は従来の手法では必ずしも十分な公共用地が確保できなくなる恐れが生じている。このため、

- ① 相続や転廃業等の機会をとらえて、事業予定地の先行取得を進めるとともに、
- ② 将来の事業用地提供者のために代替地を先行的に確保しておくことの必要性が痛感されているところである。

このような分野は、従来公抗法に基づき土地開発公社が行う先行取得機能に依存してきたところであるが、事業予定地や代替地の先行取得については、都市計画区域外の土地も含め地権者等からの届出または申出があっても、事業化までの長期間保有、民間金融機関からの資金調達に伴うリスクの問題等があり、必ずしも十分に対応できていないのが現状である。

しかし、今後はその重要性が一層高まるものと予想されるため、土地開発公社への低利融資による支援措置を講ずることにより、このようなリスクを回避し、都市地域の事業予定地や代替地の先行取得を強力に支援する必要がある。

今回の都市開発資金の貸付けに関する法律の改正は、このような状況に鑑み、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、公抗法に基づい

て事業予定地及び代替地の先行取得を行う土地開発公社に対して融資による支援を行うおとするものである(表3)。

## 2 融資制度の概要

- ① 事業規模 (平成四年度予算案)  
事業費 七五億円  
国費 一〇億円

財政投融资 六五億円

(地方の融資予定額を含めた総事業費 一五〇億円)

### ② 融資要件

地方公共団体が土地開発公社に対して、土地の先行取得に要する資金の1/2を融資する場合に、残り1/2について融資を行う。

### ③ 融資を受ける主体

土地開発公社

### ④ 融資対象土地

直轄、公団事業の事業予定地及び代替地で、公抗法第六条に規定する土地の買取りの協議に基づき取得する土地。

### ⑤ 融資金利率

財投金利マイナス1%、ただし、住宅金融公庫の基準金利を下限とする。

### ⑥ 償還期間及び償還方法

償還期間は一〇年(うち据置期間四年)と

表3 都市開発資金による用地先行取得制度一覧

区分	貸付先	用地取得の要件		貸付条件
		対象地域等	対象用地	
用地 先行 取得 資金	工場等敷地 (法第1条第1項 第1号)	〔首都圏〕 〔近畿圏〕 の工業(場)等制限法 に規定する工業(場)等 制限区域	〔首都圏〕 〔近畿圏〕 の工業(場)等制限法 に規定する制限施設(工場又は 大学等)及びその関連施設の用 地	金利:財投金利原則マイナ ス1% 平成4年2月26日現在 4.9% 償還期間:10年(3年の据置期 間を含む) 元金均等半年賦償還
	都市施設用地 (法第1条第1項 第2号)	東京23区、大阪市、名古屋 市、京都市、横浜市等33都 市、(その周辺468市町村を 含む)	次の都市計画施設の用地 ①道路 ②公園又は緑地 ③下水道終末処理場	金利:財投金利 平成4年2月26日現在 5.5% 償還期間:10年(4年の据置期 間を含む) 元金均等半年賦償還
	都市機能更新 用地 (法第1条第1項 第3号)	首都圏整備法に規定する既成市 街地 近畿圏整備法に規定する既成都 市区域及びこれらに接続して既 成市街地を形成している区域 (23区、136市町村) 札幌市、名古屋市、広島市等13 都市の既に市街地を形成してい る区域	3ha以上の (高度利用地 地区計画 住宅地高度利用地区計画 再度発地区計画 都市再開発方針の二号地区) の区域内にある用地	金利:財投金利 償還期間:10年(4年の据置期 間を含む) 元金均等半年賦償還
特定公共用地等 先行取得資金 (法第1条第2項) (法改正により創設 を予定)	土地開発公社	全国の都市計画区域(都市計画 決定した施設の区域については 都市計画区域外も含む)	直轄・公団事業の事業予定地及 び代替地	金利:財投金利原則マイ ナス1% (工場等敷地と同じ 利率) 償還期間:10年(4年の据置期 間を含む) 元金均等半年賦償還

四 附則

し、償還方法は、元金均等半年賦払いとする  
(図5)。

本法律案は、平成四年二月七日の閣議決定を経  
て、同月一〇日国会(建設委員会)提出、同年四  
月二日衆議院建設委員会、翌三日衆議院本会議に  
て全会一致をもって可決、同月一六日参議院建設

委員会、翌一七日参議院本会議にて全会一致をも  
つて可決成立している。

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市  
開発資金の貸付けに関する法律の一部を改  
正する法律案要綱

第一 公有地の拡大の推進に関する法律の改正  
土地を譲渡しようとする場合の届出義務を  
課す土地及び地方公共団体等に対する土地の  
買取り希望の申出の対象土地に、都市計画区  
域外に存する都市計画施設の区域内に所在す  
る土地を加えるものとする。

(第四条及び第五条関係)

第二 都市開発資金の貸付けに関する法律の改正  
一 国は、土地開発公社に対し、公有地の拡大  
の推進に関する法律第六条第一項の手続によ  
る土地の買取りに必要な資金を貸し付けるこ  
とができるものとする。(第一条関係)  
二 一の貸付けに係る利率及び償還方法を定め  
るため所要の改正を行うものとする。

(第二条関係)

第三 施行期日その他  
一 この法律は、公布の日から起算して六月を  
超えない範囲内において政令で定める日から  
施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 土地開発公社に対する貸付けに係る経理を

都市開発資金融通特別会計において行うため、都市開発資金融通特別会計法について所要の改正を行うものとする。

三 その他所要の改正を行うものとする。

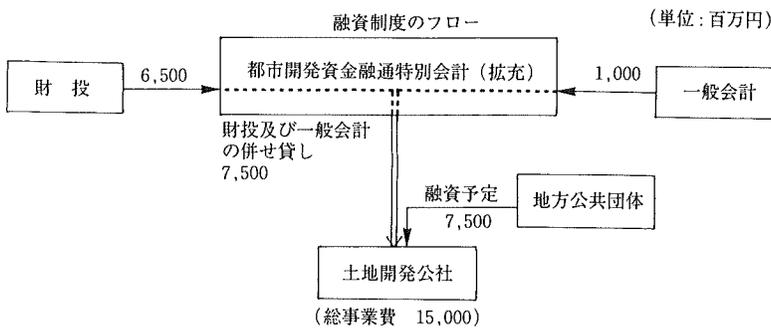


図 5

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市  
開発資金の貸付けに関する法律の一部を改  
正する法律

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)  
第一条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

「第二章 都市計画区域内の土地の先買い」を「第二章 都市計画区域内の土地等の先買い」に改める。

第四条第一項中「都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの」を「次に掲げる土地」に改め、同項第二号中「次に掲げる土地」を「都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの」に改め、同項第六号中「その」を「都市計画区域内に所在する土地でその」に、「の土地」を「のもの」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)  
正)

第二条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、土地開発公社に対し、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六

十六号)第六条第一項の手続による土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

第二条第一項中「前条第一項」下に「又は第二項」を加え、「同項第一号の土地に係る」を「前条第一項第一号の土地に係る貸付金又は同条第二項の規定による」に、「その」を「これらの貸付金に係る」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「又は第三号の土地に係る」を「若しくは第三号の土地に係る貸付金、又は同条第二項の規定による」に改め、同条第四項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(五)の四及び別表第四第一号(一)の四中「の土地」を「の土地等」に改める。

3 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年

法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び同条第二項」を、「同条第二項の規定による土地開発公社に対する貸付け及び同条第三項」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

4 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

5 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「の土地」を「の土地等」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

6 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第五条第三号中「の土地」を「の土地等」に改める。

理由

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地の先買いを推進するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出又は申出の対象土地を拡大し、及びその届出又は申出に係る

る土地の買取りについて土地開発公社に対し都市要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(昭和四十七年法律第六十六号)(抄) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第二章 都市計画区域内の土地等の先買い</p> <p>第四条 次に掲げる土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 都市計画施設(土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。))で第三号に規定するもの以外のものを施行する土地に係るものを除く。( )の区域内に所在する土地</p> <p>二 都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの(次号に規定する土地区画整理事業以外の土地区画整理事業を施行する土地の区域内に所在するものを除く。)</p> <p>イ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定する道路の区域として決定された区域内に所在する土地</p> <p>ロ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域として決定された区域内に所在する土地</p> <p>ハ 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第五十六条第一項の規定により河川予定地として指定された土地</p>	<p>第二章 都市計画区域内の土地の先買い</p> <p>第四条 都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるものを所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 都市計画施設(土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。))で第三号に規定するもの以外のものを施行する土地に係るものを除く。( )の区域内に所在する土地</p> <p>二 次に掲げる土地(次号に規定する土地区画整理事業以外の土地区画整理事業を施行する土地の区域内に所在するものを除く。)</p> <p>イ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定する道路の区域として決定された区域内に所在する土地</p> <p>ロ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域として決定された区域内に所在する土地</p> <p>ハ 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第五十六条第一項の規定により河川予定地として指定された土地</p>

<p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに準ずる土地として政令で定める土地</p> <p>三 新たな市街地の造成を目的とする土地</p> <p>整理事業で、都道府県知事が指定し、主務省令で定めるところにより公告したものを施行する土地の区域内に所在する土地</p> <p>四 都市計画法第十二条第二項の規定により新都市基盤整備事業又は住宅街区整備事業の施行区域として定められた土地の区域内に所在する土地</p> <p>五 都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区の区域内に所在する土地</p> <p>六 第一号から前号までに掲げる土地のほか、都市計画区域内に所在する土地でその面積が二平方メートルを下らない規模で政令で定める規模以上のもの</p> <p>2 3略</p> <p>(地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出)</p> <p>第五条 前条第一項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地(その面積が政令で定める規模以上のものに限る。)を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、都道府県知事に対し、同項の規定に準じ主務省令で定めるところにより、その旨を申し出ることができる。</p>	<p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに準ずる土地として政令で定める土地</p> <p>三 新たな市街地の造成を目的とする土地</p> <p>整理事業で、都道府県知事が指定し、主務省令で定めるところにより公告したものを施行する土地の区域内に所在する土地</p> <p>四 都市計画法第十二条第二項の規定により新都市基盤整備事業又は住宅街区整備事業の施行区域として定められた土地の区域内に所在する土地</p> <p>五 都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区の区域内に所在する土地</p> <p>六 第一号から前号までに掲げる土地のほか、その面積が二平方メートルを下らない規模で政令で定める規模以上の土地</p> <p>2 3略</p> <p>(地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出)</p> <p>第五条 前条第一項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地(その面積が政令で定める規模以上のものに限る。)を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、都道府県知事に対し、同項の規定に準じ主務省令で定めるところにより、その旨を申し出ることができる。</p>
<p>改正案</p> <p>(都市開発資金の貸付け)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 国は、土地開発公社に対し、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第六条第一項の手続による土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(利率及び償還方法)</p> <p>第二条 前条第一項又は第二項の規定による貸付金の利率は、都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)第十二条の規定による借入金の利率を超えず、かつ、前条第一項第一</p>	<p>現行</p> <p>(都市開発資金の貸付け)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 略</p> <p>(利率及び償還方法)</p> <p>第二条 前条第一項の規定による貸付金の利率は、都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)第十二条の規定による借入金の利率を超えず、かつ、同項第一号の土地に係る</p>

<p>改正案</p> <p>別表第三</p> <p>一 都道府県知事が管理し、及び執行しなければならない事務</p> <p>(一) 五の三 略</p> <p>(二) 五の四 公有地の拡大の推進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画区域内の土地等を有償で譲渡しようとする者からの届出を受理し、土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定める等都市計画区域内の土地等の先買に関する事務を行い、並びに土地開発公社の設立、解散及び定款の変更を認可し、並びに土地開発公社から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。</p> <p>二 五の五 百二十八 略</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>別表第四</p> <p>一 市長が管理し、及び執行しなければならない事務</p> <p>(一) 五の三 略</p> <p>(二) 五の四 公有地の拡大の推進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画区域内の土地等を有償で譲渡しようとする者</p>	<p>現行</p> <p>別表第三</p> <p>一 都道府県知事が管理し、及び執行しなければならない事務</p> <p>(一) 五の三 略</p> <p>(二) 五の四 公有地の拡大の推進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画区域内の土地等を有償で譲渡しようとする者からの届出を受理し、土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定める等都市計画区域内の土地の先買に関する事務を行い、並びに土地開発公社の設立、解散及び定款の変更を認可し、並びに土地開発公社から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。</p> <p>二 五の五 百二十 略</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>別表第四</p> <p>一 市長が管理し、及び執行しなければならない事務</p> <p>(一) 五の三 略</p> <p>(二) 五の四 公有地の拡大の推進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画区域内の土地等を有償で譲渡しようとする者</p>
<p>改正案</p> <p>〇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)</p> <p>「一号の土地に係る貸付金又は同条第二項の規定による貸付金にあつては、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮して、政令で定める。」</p> <p>2 前条第三項の規定による貸付金は、無利子とする。</p> <p>3 前条第一項又は第二項の規定による貸付金の償還期間は、十年(同条第一項第一号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同項第二号若しくは第三号の土地に係る貸付金又は同条第二項の規定による貸付金にあつては四年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、元金均等半年賦償の方法によるものとする。</p> <p>4 前条第三項の規定による貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、均等半年賦償の方法によるものとする。</p>	<p>現行</p> <p>〇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)</p> <p>「一号の土地に係る貸付金又は同条第二項の規定による貸付金にあつては、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮して、政令で定める。」</p> <p>2 前条第二項の規定による貸付金は、無利子とする。</p> <p>3 前条第一項の規定による貸付金の償還期間は、十年(同項第一号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同項第二号又は第三号の土地に係る貸付金にあつては四年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、元金均等半年賦償の方法によるものとする。</p> <p>4 前条第二項の規定による貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、均等半年賦償の方法によるものとする。</p>

<p>する者からの届出を受理し、土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定める等都市計画区域内の土地等の先買いに関する事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)</p> <p>(二十九) 略</p> <p>二、四 略</p>	<p>る者からの届出を受理し、土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定める等都市計画区域内の土地の先買いに関する事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)</p> <p>(二十九) 略</p> <p>二、四 略</p>
--	--

<p>改正案</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条第一項の規定による地方公共団体に対する貸付け、同条第二項の規定による土地開発公社に対する貸付け及び同条第三項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。</p>	<p>現行</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条第一項の規定による地方公共団体に対する貸付け及び同条第二項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。</p>
---	---

<p>改正案</p> <p>(資金の貸付け)</p> <p>第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条第三項の規定によるものほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>現行</p> <p>(資金の貸付け)</p> <p>第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条第二項の規定によるものほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。</p> <p>2 略</p>
--	---

<p>建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)(抄)</p> <p>改正案</p> <p>(所掌事務及び権限)</p> <p>第三条 建設省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。</p> <p>一、十八の二 略</p> <p>十九 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)による都市計画区域内の土地等の先買い及び土地開発公社に関する事務を管理すること。</p> <p>二十一、六十六 略</p>	<p>現行</p> <p>(所掌事務及び権限)</p> <p>第三条 建設省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。</p> <p>一、十八の二 略</p> <p>十九 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)による都市計画区域内の土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を管理すること。</p> <p>二十一、六十六 略</p>
--	--

<p>改正案</p> <p>(自治省の所掌事務)</p> <p>第四条 自治省の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一、二 略</p> <p>三 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に基づく土地開発公社及び都市計画区域内の土地等の先買いに関する事務を行うこと。</p> <p>三の二、四十四 略</p> <p>(自治省の権限)</p> <p>第五条 自治省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。</p> <p>一、二 略</p> <p>三 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社及び都市計画区域内の土地等の先買いに関する事務を行うこと。</p> <p>三の二、四十二 略</p>	<p>現行</p> <p>(自治省の所掌事務)</p> <p>第四条 自治省の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一、二 略</p> <p>三 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に基づく土地開発公社及び都市計画区域内の土地の先買いに関する事務を行うこと。</p> <p>三の二、四十四 略</p> <p>(自治省の権限)</p> <p>第五条 自治省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。</p> <p>一、二 略</p> <p>三 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社及び都市計画区域内の土地の先買いに関する事務を行うこと。</p> <p>三の二、四十二 略</p>
---	--

<p>自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)(抄)</p> <p>改正案</p> <p>(自治省の所掌事務)</p> <p>第四条 自治省の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一、二 略</p> <p>三 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に基づく土地開発公社及び都市計画区域内の土地等の先買いに関する事務を行うこと。</p> <p>三の二、四十四 略</p> <p>(自治省の権限)</p> <p>第五条 自治省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。</p> <p>一、二 略</p> <p>三 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社及び都市計画区域内の土地の先買いに関する事務を行うこと。</p> <p>三の二、四十二 略</p>	<p>現行</p> <p>(自治省の所掌事務)</p> <p>第四条 自治省の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一、二 略</p> <p>三 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に基づく土地開発公社及び都市計画区域内の土地の先買いに関する事務を行うこと。</p> <p>三の二、四十四 略</p> <p>(自治省の権限)</p> <p>第五条 自治省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。</p> <p>一、二 略</p> <p>三 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社及び都市計画区域内の土地の先買いに関する事務を行うこと。</p> <p>三の二、四十二 略</p>
--	--

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市  
開発資金の貸付けに関する法律の一部を改  
正する法律案 参照条文

○公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七  
年法律第六十六号）（抄）

（用語の意義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語  
の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公有地 地方公共団体の所有する土地をい  
う。

二 地方公共団体等 地方公共団体、土地開発  
公社及び政令で定める法人をいう。

三 都市計画区域 都市計画法（昭和四十三年  
法律第百号）第四条第二項に規定する都市計  
画区域をいう。

四 都市計画施設 都市計画法第四条第六項に  
規定する都市計画施設をいう。

（土地を譲渡しようとする場合の届出義務）

第四条 都市計画区域内に所在する土地で次に掲  
げるものを所有する者は、当該土地を有償で譲  
り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面  
積、当該土地の譲渡予定価格、当該土地を譲り  
渡そうとする相手方その他主務省令で定める事  
項を、主務省令で定めるところにより、都道府  
県知事に届け出なければならない。

一 都市計画施設（土地区画整理事業（土地区  
画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）に  
よる土地区画整理事業をいう。以下同じ。）で  
第三号に規定するもの以外のものを施行する  
土地に係るものを除く。）の区域内に所在する  
土地

二 次に掲げる土地（次号に規定する土地区画  
整理事業以外の土地区画整理事業を施行する  
土地の区域内に所在するものを除く。）

イ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）  
第十八条第一項の規定により道路の区域と  
して決定された区域内に所在する土地

ロ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九  
号）第二十三条第一項又は第二項の規定に  
よる都市公園を設置すべき区域として決定  
された区域内に所在する土地

ハ 河川法（昭和二十九年法律第百六十七号）  
第五十六条第一項の規定により河川予定地  
として指定された土地

ニ イからハまでに掲げるもののほか、これ  
らに準ずる土地として政令で定める土地

三 新たな市街地の造成を目的とする土地区画  
整理事業で、都道府県知事が指定し、主務省  
令で定めるところにより公告したものを施行  
する土地の区域内に所在する土地

四 都市計画法第十二条第二項の規定により新

都市基盤整備事業又は住宅街区整備事業の施  
行区域として定められた土地の区域内に所在  
する土地

五 都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる  
生産緑地地区の区画内に所在する土地

六 第一号から前号までに掲げる土地のほか、  
その面積が二千平方メートルを下らない規模  
で政令で定める規模以上の土地

2 前項の規定は、同項に規定する土地で次の各  
号の一に該当するものを有償で譲り渡そうとす  
る者については、適用しない。

一 国、地方公共団体等若しくは政令で定める  
法人に譲り渡されるものであるとき、又はこ  
れらの者が譲り渡すものであるとき。

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十  
四号）第四十六条（同法第五十六条の十四に  
おいて準用する場合を含む。）又は大都市地域  
における住宅及び住宅地の供給の促進に関す  
る特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）  
第八十七条の規定の適用を受けるものである  
とき。

三 都市計画施設又は土地収用法（昭和二十六  
年法律第二百十九号）第三条各号に掲げる施  
設に関する事業その他これらに準ずるものと  
して政令で定める事業の用に供するために譲  
り渡されるものであるとき。

四 都市計画法第十二条第二項の規定により新

四 都市計画法第二十九条の許可を受けた開発行為に係る開発区域に含まれるものであるとき。

五 都市計画法第五十二条の三第一項（第五十七条の四において準用する場合を含む。）の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る市街地開発事業等予定区域若しくは同法第五十七条の二に規定する施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内の土地の区域に含まれるものであるとき、同法第五十七条第一項の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る同法第五十五条第一項に規定する事業予定地に含まれるものであるとき、又は同法第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る都市計画事業を施行する土地の区域に含まれるものであるとき。

六 前項の届出に係るものであって、第八条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの間において当該届出をした者により有償で譲り渡されるものであるとき。

七 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十二条第一項の規定により指定された規制区域に含まれるものであるとき。

八 国土利用計画法第二十三条第一項に規定する土地売買等の契約を締結する場合に同項の規定による届出を要するものであるとき。

九 その面積が政令で定める規模未満のものその他政令で定める要件をみたすものであるとき。

3 国土利用計画法第二十三条第一項の規定による届出は、第六条、第七条、第八条（同法第二十四条第一項若しくは第二十七条の四第一項の規定による勧告又は同法第二十四条第三項（同法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡す場合を除く。）、第九条及び第三十二条第三号（同法第二十四項第一項若しくは第二十七条の四第一項の規定による勧告又は同法第二十四条第三項の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡した者を除く。）の規定の適用については、第一項の規定による届出とみなす。  
（地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出）

第五条 前条第一項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地（その面積が政令で定める規模以上のものに限り。）を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、都道府県知事に対し、同項の規定に

準じ主務省令で定めるところにより、その旨を申し出ることができる。

2 前項の申出があつた場合においては、前条第一項の規定は、当該申出に係る同項に規定する土地につき、第八条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過するまでの間、当該申出をした者については、適用しない。  
（土地の買取りの協議）

第六条 都道府県知事は、第四条第一項の届出又は前条第一項の申出（以下「届出等」という。）があつた場合においては、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから買取りの協議を行う地方公共団体等を定め、買取りの目的を示して、当該地方公共団体等が買取りの協議を行う旨を当該届出等をした者に通知するものとする。

2 前項の通知は、届出等のあつた日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の場合において、当該届出に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、当該届出等をした者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

4 第一項の通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る土地の買取りの協議を行うことを拒んではならない。  
（先買りに係る土地の管理）

第九条 第六条第一項の手續により買い取られた

土地は、次に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供さなければならぬ。

一 都市計画法第四条第五項に規定する都市計画施設に関する事業

二 土地収用法第三条各号に掲げる施設に関する事業

三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして政令で定める事業

2 地方公共団体等は、第六条第一項の手續により買い取った土地をこの法律の目的に従つて適切に管理しなければならない。

### ○都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）

（都市開発資金の貸付け）

第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

一 次に掲げる施設及びこれと密接な関連を有する政令で定める施設並びにこれらの施設の

附帯施設の敷地で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内にあるもの

イ 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七

号）第三条に規定する工業等制限区域内の

同法第二条第四項に規定する制限施設。

ロ 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年法律第一百四十四号）第三条に規定する工場等制限区域の同法第二条第四項に規定する制限施設

二 人口集中の著しい政令で定める大都市（その周辺の地域を含む。）の秩序ある発展を図るために整備されるべき主要な道路、公園、緑地、広場その他の政令で定める公共施設で、都市計画において定められたものの区域内の土地

三 次に掲げる土地で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内における政令で定める高度利用地区の区域その他の区域内にあり、その計画的な整備改善を促進するために有効に利用できるもの

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及びこれに接続して既に市街地を形成している区域内の土地

ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第一百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及びこれに接続して既に市街地を形成

している区域内の土地

ハ 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域内の土地

2 国は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構に対し、同法第四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。

（利率及び償還方法）

第二条 前条第一項の規定による貸付金の利率は、都市開発資金融通特別会計法（昭和四十一年法律第五十号）第十二条の規定による借入金

の利率を超えず、かつ、同項第一号の土地に係る貸付金にあつては、特にその土地の買取りが促進されるよう配慮して、政令で定める。

2 前条第二項の規定による貸付金は、無利子とする。

3 前条第一項の規定による貸付金の償還期間は、十年（同項第一号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同項第二号又は第三号の土地に係る貸付金にあつては四年以内の）据置期間を含む。以内とし、その償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。

4 前条第二項の規定による貸付金の償還期間は、

二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

別表第三(第四百四十八条、第四百八十の八、第八十条の九、第八百八十六条、第二百二条の二関係)

一 都道府県知事が管理し、及び執行しなければならぬ事務

(一)五の三 略

(五)四 公有地の拡大の推進に関する法律及

びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画区域内の土地を有償で譲渡しようとする者からの届出を受理し、土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定める等都市計画区域内の土地の先買いに關する事務を行い、並びに土地開発公社の設立、解散及び定款の変更を認可し、並びに土地開発公社から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

(五)五(百二十八) 略

二(三) 略

別表第四(第四百四十八条、第四百八十条の八、第八百八十六条、第二百二条の二関係)

(一) 市長が管理し、及び執行しなければならぬ事務

一(一)の三 略

(一)四 公有地の拡大の推進に関する法律及

びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画区域内の土地を有償で譲渡しようとする者からの届出を受理し、土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定める等都市計画区域内の土地の先買いに關する事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

(二)二十九 略

二(四) 略

○都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)(抄)

(設置)

第一条 都市開発資金の貸し付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条第一項の規定による地方公共団体に対する貸付け及び同条第二項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(借入金)

第十二条 この会計において、貸付金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担におい

て、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

○民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

2 この法律において「民間都市開発事業」とは、民間事業者によつて行われる次に掲げる事業をいう。

一 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業(これに附帯する事業を含む。)のうち公共施設の整備を伴うものであって、政令で定める要件に該当するもの

二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項の都市計画施設のうち政令で定めるものの整備に関する事業であつて、同法第五十九条第四項の認可を受けたもの

(民間都市開発推進機構の指定)

第三条 建設大臣は、民間都市開発事業の推進を

目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の財団法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

## 2 3 略

### （機構の業務）

第四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 特定民間都市開発事業（第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業のうち地域社会における都市の健全な発展を図る上でその事業を推進することが特に有効な地域として政令で定める地域において施行されるもの及び同項第二号に掲げる民間都市開発事業をいう。以下この条において同じ。）について、当該事業の施行に要する費用の一部（同項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設並びにこれに準ずる非難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設（以下この条において「公共施設等」という。）に整備に要する費用の額の範囲内に限る。）を負担して、当該事業に参加すること。

二 特定民間都市開発事業を施行する者に対し、

当該事業の施行に要する費用（第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設等の整備に要する費用）に充てるための長期かつ低利の資金の融通を行うこと。

## 三 3 略

## 2 3 略

### （資金の貸付け）

第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）

第一条第二項の規定によるもののほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

## 2 略

### ○建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）

#### （抄）

#### （所掌事務及び権限）

第三条 建設省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

#### 一 3 十八の二 略

十九 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）による都市計画区

域内の土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を管理すること。

## 二十 3 十六 略

### ○自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）（抄）

#### （自治省の所掌事務）

第四条 自治省の所掌事務は、次のとおりとする。

#### 一 3 二 略

三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に基づく土地開発公社及び都市計画区域内の土地の先買いに関する事務を行うこと。

#### 三の二 3 四十四 略

#### （自治省の権限）

第五条 自治省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

#### 一 3 二 略

三 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社及び都市計画区域内の土地の先買いに関する事務を行うこと。

#### 三の二 3 四十二 略

# 国道四三号・阪神高速道路騒音排気

## ガス規制等請求控訴事件判決の概要

建設省近畿地方建設局路政課

### 一 はじめに

大型道路環境訴訟としてその行方が注目されていた、国道四三号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求控訴事件（以下「本件訴訟」という。）の判決が、去る二月二〇日に大阪高等裁判所で行われ、渡された。

判決は、差止請求を棄却し、将来の損害賠償請求を却下したものの、原告の一部を除き、過去の損害賠償請求を認めたととなっている。

以下に、本件訴訟の概要、争点、判決の要旨等について紹介する。

### 二 本件訴訟の概要

#### 1 訴訟に至った経緯とその後の経過

本件訴訟は、阪神間の一般国道四三号、阪神高速道路神戸西宮線及び同大阪西宮線（以下「本件道路」という。）の沿道住民が本件道路を走行する自動車から発生する騒音、排ガス等により健康被害や、生活上の被害を受けているとして、本件道路の差止め及び損害賠償を求めて提起した、国道四三号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件（以下「第一審」という。）の控訴審である。

第一審判決は、昭和六〇年七月一七日に神戸地方裁判所において言い渡され、差止請求及び将来の損害賠償請求については却下したが、過去の損害賠償請求については、騒音による睡眠妨害、会話妨害、精神的影響及び粉じんによる洗たく物の汚れに対する不快感の損害の発生を認めて許容したため、これを不服として昭和六一年七月二五日

に被告が控訴、また原告も差止請求の却下等を不服として同三〇日に控訴したものである。

その後、大阪高等裁判所において審理が進められ、三一回にわたる口頭弁論を経て、平成三年七月一九日に結審したものである。

#### 2 当事者

##### (1) 原告

兵庫県神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市の本件道路沿道五〇m以内の居住者一三四名（結審時一三一名）

##### (2) 被告

国及び阪神高速道路公団

#### 3 控訴の趣旨

(1) 原告

① 差止請求

被告らは、本件道路を走行する自動車によって発生する騒音及び二酸化窒素を、表1の数値を超えて原告らの居住敷地内に侵入させて、本件道路を自動車の走行の用に供してはならない。

② 損害賠償請求

ア 被告らは、原告らに対し昭和六〇年五月二三日（第一審結審日）までの分として、総額約六億一、〇〇〇万円及び内金二二五万円に對する昭和五一年九月一四日（訴状送達日の翌日）から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。

イ 被告らは、原告らに対し昭和六〇年五月二四日以降、本件道路を走行する自動車によって発生する騒音及び二酸化窒素を、表2の数値を超えて原告らの居住敷地内に侵入させる

表1

	数	値
騒音	午前6時～午後10時	65ホン(中央値)
	午後10時～午前6時	60ホン( " )
	1時間値の1日平均値	0.02ppm
二酸化窒素		

表2

	数	値
騒音	午前6時～午前8時	55ホン(中央値)
	午前8時～午後6時	60ホン( " )
	午後6時～午後10時	55ホン( " )
	午後10時～午前6時	50ホン( " )
	1時間値の1日平均値	0.02ppm
二酸化窒素		

ことをやめるまでの間、一か月につき三万円  
の割合による金員を支払え。

(2) 被告

ア 原判決中、被告ら敗訴部分を取り消す。

イ 原告らの請求を棄却する。

ウ 原告らは、被告らに対し原判決により給付された総額約一億六、五〇〇万円及びこれに對する昭和六一年七月一九日（又は昭和六二年三月二六日）から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。

4 控訴の理由

(1) 原告

原判決は被害、侵害行為、それらの因果関係について事実認定や評価の誤りを犯している。

(2) 被告

原判決は、損害賠償請求における違法性（受忍限度）の認定判断その他において誤りを犯しており、承認することのできない部分が極めて多い。

三 本件道路の概要

本件訴訟の対象道路は、建設大臣の管理する一般国道四三号及び阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路神戸西宮線、同大阪西宮線である。

一般国道四三号は起点大阪市西成区、終点神戸市灘区、延長二九・九kmで、このうち本件訴訟の

対象は尼崎市東本町～神戸市灘区岩屋南町の約二〇・二kmの区間（上下八車線、総幅員五〇m）である。

阪神高速道路神戸西宮線は起点神戸市須磨区、終点西宮市、延長二五・三kmで、本件訴訟の対象は神戸市灘区味泥町～西宮市今津水波町の約一二・三kmの区間（上下四車線、幅員約二〇m、高架道路）である。同大阪西宮線は起点大阪市西区、終点西宮市、延長一四・三kmで、西宮市今津水波町～尼崎市東本町の約七・三km（上下四～六車線、幅員約二〇～二五m、高架道路）が本件訴訟の対象となっている。

なお、本件各道路の位置は図1のとおりである。

四 主要な争点

本件訴訟の主要な争点についての原・被告の主張は次のとおりである。

1 差止請求の適法性

原告らは人格権、環境権を差止めを求める根拠として主張し、被告らは人格権、環境権は根拠となる実定法規が存在せず、具体的な私法上の権利として認められないと主張するとともに、差止請求は、本来一定の行為により一定の結果を求めるものであり、また、裁判所が代替執行をできるものでなければならないが、原告らの求める請求は

その結果を実現するため道路管理者たる被告がどのような行為をすればよいのか特定されておらず、不適法である旨主張した。

## 2 道路の設置・管理の瑕疵の有無と損害賠償請求

原告らは、本件道路は大量の自動車の走行により激甚な騒音・振動・排ガスを発生させ沿道住民

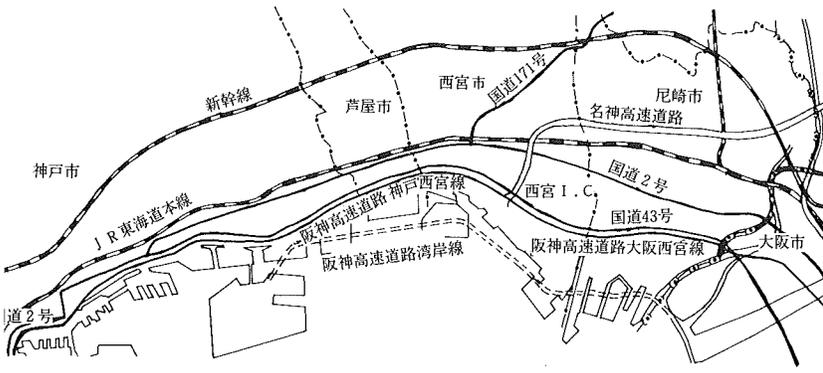


図 1

に多大の被害を与えており、このような道路を設置したこと、またその被害を防止する有効、適切な措置をとらず管理を続けることは国家賠償法二条一項にいう道路の設置・管理の瑕疵にあたり、被告らには損害賠償責任があるとした。

これに対して被告らは、国家賠償法二条一項の設置・管理の瑕疵が認められるためには①危険性の存在、②予見可能性の存在、③回避可能性の存在が要件とされるが、供用関連瑕疵については上記三要件のほか、供用に違法性が認められることが必要であるとした上で、本件については、道路管理者は権限の範囲内でなしうる各種対策を最大限実施しており、仮に危害を発生せしめる危険性があるとしても、管理者にとって法律上も事実上も回避不可能であり、供用関連瑕疵は存在しないと主張した。

また、仮に被害があるとしても不快感・迷惑感の域を出ないものであること、本件道路は国民の日常生活の維持存続に不可欠であり、絶対的ともいえる公共性を有していること、道路管理者としては、与えられた権限の範囲で可能な限りの各種対策を適時に実施していること等から、原告らの被害は受忍限度内であり、本件道路の供用に違法性はないと主張した。

## 3 因果関係の有無

原告らは、騒音による被害の有無を判断する上で最も重要なものは屋外騒音値であり、騒音鑑定の結果、ほとんどの原告宅で屋外騒音値が環境基準を超え、他の幹線道路沿道と比べても最高位にあることや、従来からの調査研究、勧告値等から

本件騒音と原告らの健康被害、各種障害との因果関係は明白であるとした。また排ガスについても本件沿道その他における健康調査の結果等によって、原告らの疾病や前駆症状の多発の原因が本件排ガスであることは明らかであると主張した。

これに対して被告らは、騒音による被害の有無を判断するにあたって最も重要なことは屋内騒音の実態の確認であり、屋外騒音値や道路からの距離だけで一律に論じるべきではないとし、騒音鑑定の結果、屋内騒音値が屋外に比べてはるかに低いことから、本件騒音によって睡眠妨害等の各種被害が生じることはありえないとした。また、排ガスについても、大気汚染物質の発生源は多種多様で無数に存在すること、原告らが訴える疾病や症状は非特異的であること等から、原因を排ガスに特定することはできないと主張した。

## 五 判決の要旨

### 1 判決骨子

- ① 原告らの差止請求を棄却する。
- ② 原告らの将来の慰謝料請求を棄却する

表3 本件訴訟に関連する主な経緯

年月日	内容
21. 5. 6	戦災復興都市計画街路浜手幹線計画決定(兵庫県下)
9. 18	戦災復興土地区画整理事業に着手(兵庫県下)
28. 5. 18	二級国道173号に指定
32. 10. 3	直轄施行告示、工事開始
34. 4. 1	一般国道43号に昇格
38. 1. 6	43号兵庫県下18.2km供用開始(新在家以西を除く)
10. 17	43号兵庫県下全線供用開始(一部6車線)
11. 1	阪神高速道路神戸西宮線工事開始
43. 3. 31	43号兵庫県下全線10車線供用開始
45. 2. 23	神戸西宮線全線供用開始
3. 13	43号全線供用開始(29.4km:西成浪速地区0.5kmを除く直轄管理区間28.7km、大阪市管理区間0.7km)
4. 17	阪神高速道路大阪西宮線工事開始
47. 9. 12	大阪西宮線尼崎地区工事禁止仮処分申請
5. 11	大阪西宮線尼崎地区工事禁止仮処分申請事件決定
5. 25	同事件抗告
51. 2	43号緑地帯設置工事開始
8. 30	第一審提訴
52. 7. 20	神戸西宮線防音工事助成開始 神戸地裁現場検証実施
53. 大阪西宮線防音工事助成開始	
54. 8. 4	大阪西宮線工事再開
56. 6. 27	大阪西宮線供用開始
59. 9. 10	神戸地裁現場検証実施
~18	
60. 5. 23	第一審結審
61. 7. 17	第一審判決
7. 25	被告控訴
7. 30	原告控訴
1. 1. 23	大阪高裁和解勧告
5. 9	大阪高裁騒音鑑定実施
~7. 5	
9. 13	43号大阪府下(西成浪速地区)供用開始(大阪市管理区間0.5km)
2. 6. 14	43号全線直轄管理
3. 7. 19	結審(和解交渉打ち切り)
4. 2. 20	判決
3. 5	原・被告双方上告

③ 被告らは、認容原告一・二・三名に対し、一名につき約二〇万円(最低)ないし約三〇〇万円(最高)を支払え。(総額約二億三、〇〇〇万円)

2 争点についての裁判所の判断

(1) 差止請求

原告らの請求は特定されており、人格権に基づく差止請求の訴えも適法であるが、人格権として保護されるべき法益の侵害に対して差止めが容認されるのは、その侵害が基本的に違法と判断される場合でなければならない。

本件の場合、原告らの被害が生活妨害であるのに対し、本件道路の公共性は非常に大きく、しかも代替しうる道路がないこと等を考慮すると、差止請求の關係では原告らの被害は受忍限度の範囲

内である。

(2) 損害賠償請求

本件道路の一般的供用によって発生する騒音、排ガス等の程度が一定の限度に止まる限りにおいては危害を生じさせる危険性がなくとも、これを超える供用によって発生する騒音、排ガス等が危害を生じさせる危険性がある場合には、被告が特段の措置を講ずることなく、利用につき適切な制限を加えなければ、供用につき利益衡量の結果として違法性を肯定でき、本件道路の設置管理に瑕疵がある。

騒音は、敷地におけるLeq六五以上の原告らについては本件道路からの距離の遠近にかかわらず、またLeq六〇を超える原告らについては距離が二〇m以内の原告らについて受忍限度を超えるものと認められる。

排ガスは、浮遊粒子状物質に着目すれば、本件道路から二〇m以内において受忍限度を超えていると認められる。

本件道路の供用につき右限度以上の原告らに対し損害賠償すべき違法性が認められ、本件道路に設置・管理の瑕疵がある。

(3) 因果関係

個々の被害の全貌を定量的に明らかにすることがほとんど不可能であるうえ、主観的な受け止め方を度外視しては被害の実態を認識、把握することはできないから、原告らの陳述書、アンケート調査等は被害把握に不可欠な証拠資料である。

騒音による影響は広範であり、各人の被害の内容・程度等も複雑、多岐、微妙で一律に把握できないが、一定レベルの騒音を前提として通常生ずる被害を巾をもって想定することは可能であつて、類似した暴露条件下の原告らについて性質・程度に差異がないと認められる被害部分を把握しうるものであり、その枠組みの中で主観の積み重ねにより最小限度の共通被害を客観化して把握することは可能である。

屋外騒音の侵入による在宅時の暴露量の占める割合は一般に小さく、各人の全暴露量の一〇数%以下であるが、閉ざされた部屋に籠ったままの生活を想定するのは非現実的であるから、日常生活において原告に暴露される騒音レベルの把握にあ

たり、屋外騒音の実情を捨象するのは相当でない。情緒的な被害を想定する限り基本的には屋外値を中心に総合的に影響を評価するのが真相に合致する。

屋内騒音の鑑定結果から、本件道路騒音が深刻な睡眠妨害を及ぼしていることには疑問が残るが、道路騒音は二四時間激しく変動しながら続くから、原告らの不快感が高まることも理解でき、何らかの睡眠妨害を受けていると認めることができる。また、防音工事によって騒音被害がある程度軽減されていることは認められるが、窓を開ける夏期などを考えるとそれによって睡眠妨害が解消したとまではいえない。

本件道路騒音によって、聴覚障害を起こす可能性はほとんど考えられない。

本件道路騒音が身体的症状を発生させていると認めることは困難であるが、自律神経失調症の要因を与えている可能性までは否定できない。苛立ちや不快感が毎日繰り返されることにより、心理的影響が生じる可能性は否定できず、各種被害と密接に関連し、一体となって被害を与えているとみるのが相当である。

Leq六五を超えると会話が妨害されると認定するのが相当であり、全原告宅において総ての時間帯にわたって支障がないとまでは即断できない。

非ガスま建康こ患影響がなへとはいえないが、

現状の大気汚染が直接原告らの健康に明確な影響を与えていると認めるに足る証拠は十分ではない。原告らの供述等から、道路端から二〇m以内に居住する原告らは、排ガスにより洗たく物への被害をはじめ有形無形の負荷を受けていると認められる。

原告らの共通被害として把握されるのは、健康被害までにはいたらないものの、それに近接した段階の生活妨害であり、これによって原告らが被る精神的苦痛は、侵害の中心となる騒音レベルの程度によって異なる。

#### (4) 違法性

原告らの利益の侵害に対する被告らの責任を肯定するためには、騒音等の程度が社会生活を送る上で受忍するのが相当といえる限度を超えているかどうかによって決まる。

受忍限度を判断するにあたっては、侵害の態様とその程度、被侵害利益の性質とその内容、侵害行為の公共性、発生源対策、防止策、行政指針及び地域性等について総合的な判断が必要である。

騒音に係る環境基準は、アンケート調査や各種実験の結果を参考に、地域特性、交通事情等を考慮して私法上の受忍限度判断と共通する方法により決定されており、受忍限度判断の参考とすべきである。

本件道路の交通事情は、設置者側の予測におお

よそ沿うものであるから、その構造は、当然騒音等が周辺住民に及ぼす影響に意を配ったものに基づきであって、被告らが実施した環境対策も本来当初から予定されるべきであった。

被告らが実施した環境対策は、巨額の費用を伴う真摯なものであったが、その点を考慮しても本件道路の供用は、原告らに相当の被害を与えている。本件道路の公共性、経済的有用性は原告らの犠牲の上に成り立っており、無視できない社会的不公正が生じている。

## 六 おわりに

被告国及び阪神高速道路公団は、平成四年三月五日に原告ら一二二名（請求棄却原告を除く。）を被告人とし、また原告ら七五名も、同日に国及び阪神高速道路公団を被告人とし、それぞれ上告した。上告理由の詳細については、後日上告理由書によって明らかにすることとなるが、本件判決には、被害の認定判断、受忍限度の認定判断等について多くの違法が存在するため、最高裁の判断を仰ぐものである。

最後に、提訴以来一五年余にわたって、御指導、御協力をいただいた諸先生方、法務省を始めとした多くの方々に本誌をかりて御礼を申し上げますとともに、今後ともご指導をお願いする次第である。

# 一般国道の路線を指定する政令の一部を 改正する政令について

道路法令研究会

## 一 追加指定の経緯

昭和五六年以来、約一一年振りにいわゆる国道昇格が行われることとなり、「一般国道の路線を指定する政令」が改正され、一〇二本（新規路線四九本、既存国道の変更五三本）の国道の追加指定がなされた。

一般国道は、これまで昭和四二年度に策定された「幹線道路の将来構想」における目標規模である五〇、〇〇〇kmを目標として昭和四四年以来四回の追加指定（うち昭和四七年の追加指定は沖縄返還に伴うもの）を順次行っており、現在、一号～四四九号までの四〇一路線（うち五九号～一〇〇号、一〇九号から一一一号及び二一四号～二一六号までの四八路線は欠番）となっており、その

延長は四四、二五三kmとなっている（表1）。

その現況は、全道路約一一〇万kmに対し約四％の延長で全交通量の三一％を分担するとともに、平均トリップ長は約四七kmと都道府県道の約二倍となっており、自動車交通が広域化するなかで一般国道の重要性は益々高まってきているところである。

そこで、今回の追加指定は、従来からの一般国道網五〇、〇〇〇キロ構想の達成を目指し、都道府県からの要望も踏まえて行ったものである。

## 二 追加指定の基本的方針

都道府県からの主要地方道を中心とした約一八〇路線、約一二、〇〇〇kmの要望路線を追加指定検討対象路線として調査し、今回の追加指定の規

模を勘案して適格路線の選定を行った。

今回の追加指定の規模については、これまで目標としてきた「幹線道路網の将来構想」における一般国道網の目標規模五〇、〇〇〇kmの達成を図るため、おおむね六、〇〇〇kmとした。

- 追加指定路線の選定に際しては、道路法第五条に規定された一般国道としての要件（一般国道の法定要件…道路法第五条第一項、参考参照）に該当することのほか、国道網の粗密の程度、路線に係る集積の度合い等の基礎的指標について採択基準を満たすかどうか、さらには、都道府県の道路網計画、開発計画等における位置付けも勘案し、
- ① 骨格的な一般国道の副軸化に資する路線
  - ② 都市部における環状道路等
  - ③ 地方中心都市等の連携の強化、地域振興プ

表1 一般国道の指定経緯

年 度	路線数	延長(km)	備 考
昭和27	40	9,205	一級国道第1次指定 昭和27年12月4日(同日施行)
28	144	14,847	二級国道第1次指定 昭和28年5月18日(同日施行)
31	7	818	二級国道第2次指定 昭和31年7月10日(同日施行)
33	(3)	(662)	一級国道第2次指定 昭和33年9月30日(昭和34年4月1日施行、二級国道より追加指定)
37	(16)	(2,955)	一級国道第3次指定 昭和37年5月1日(昭和38年4月1日施行、二級国道より追加指定)
37	33	3,067	二級国道第3次指定 昭和37年5月1日(昭和38年4月1日施行)
38	1	32	二級国道第3次指定 昭和38年3月31日(昭和38年4月1日施行)
40	222	27,505	昭和40年4月1日より、一級・二級国道の区分が廃止され、一般国道に統合(昭和40年4月1日施行)
44	72	5,798	一般国道指定 昭和44年12月4日(昭和45年4月1日施行)
47	5	276	一般国道指定 昭和47年4月28日(昭和47年5月15日施行、沖繩分)
49	73	5,867	一般国道指定 昭和49年11月12日(昭和50年4月1日施行)
56	83	5,548	一般国道指定 昭和56年4月30日(昭和57年4月1日施行)

(現況)

平成2 年当初	401	44,253	一般国道の路線、449号まで401路線 (59号~100号の42路線、109号~111号の3路線、 214号~216号の3路線、合計48路線は欠番)
------------	-----	--------	--

表2 追加指定路線の路線数および延長

	路線数	延長	備 考	
既存一般国道	449号まで 401路線	44,253km		
追加指定一般国道	新規路線 49路線	3,599km	前回 59路線	4,501km
	変更路線 53路線	2,462km	前回 24路線	1,047km
	合計 102路線	6,061km	前回 83路線	5,548km
追加指定後	507号まで 459路線	50,314km		

(注) 1 59~100号の42路線、109~111号の3路線、214~216号の3路線、合計48路線が欠番である。  
2 追加指定後の路線数については、高規格幹線道路に係る一般国道の路線番号の整理分(後述)の9路線を含む。

表3 追加指定路線(案)の分類

項 目	路線数	延長(km)	備 考
骨格的な一般国道の副軸化に資する路線 (例) 457号 一関市~白石市 (4号の副軸化)	17	1,615	
都市部における環状道路等 (例) 479号 豊中市~大阪市住之江区 (大阪都心部の環状道路)	11	296	
地方中心都市等の連携の強化、地域振興プロジェクト支援等、地域の振興に資する路線 (例) 500号 別府市~鳥栖市 (県北国東地域テクノボリス開発計画)	48	2,894	
半島地域等今後開発を促進すべき地域における路線 (例) 101号 青森市~秋田市 (男鹿半島)	21	1,016	
空港、港湾等へのアクセス性を向上する路線 (例) 481号 関西国際空港~泉佐野市	5	240	
計	102	6,061	

⑤ 空港、港湾へのアクセス性を向上する路線等に配慮し、総合的に評価して選定した。  
また、路線の具体的な追加指定にあたっては、

④ 半島地域等特に今後開発を促進すべき地域の路線

広域的、基幹的な一般国道ネットワークを形成するよう可能な限り既存路線の延伸や、追加指定要望路線どうしの統合等を行った。

### 三 追加指定路線の概要

以上により選定された路線数及び延長は表2の

とおりで、その数は一〇二路線六、〇六一km、その内訳は、新規路線四九路線、三、五九九km、変更路線五三路線、二、四六二kmであり、この追加指定の結果一般国道の延長は五〇、三二四kmとなる。

なお、前述した①~⑤のタイプ別の内訳は表3



東北ブロック：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	追加指定区間	備 考	概延長km
101号	青森市	秋田市	青森県南津軽郡浪岡町 五所川原市 同県西津軽郡深浦町 能代市 秋田県山本郡八竜町 男鹿市 同県南秋田郡昭和町	八竜町～昭和町	101号の終点を能代市から秋田市まで延伸する。	62
103号	青森市	大館市	青森県上北郡十和田湖町 秋田県鹿角郡小坂町 鹿角市	青森市～十和田湖町	103号の起点を十和田湖町から青森市まで延伸する。	36
112号	山形市	酒田市	寒河江市 鶴岡市	鶴岡市～酒田市	112号の終点を鶴岡市から酒田市まで延伸する。	33
118号	水戸市	会津若松市	茨城県那珂郡大宮町 同県久慈郡大子町 福島県東白川郡 矢祭町 同郡棚倉町 須賀川市 同県岩瀬郡長沼町 同県 南会津郡下郷町	須賀川市～下郷町	118号の須賀川市から終点郡山市のルートを変更し、終点を会津若松市とする。	51
341号	鹿角市	本荘市	秋田県仙北郡田沢湖町 同郡協和町	協和町～本荘市	341号の終点を田沢湖町から本荘市まで延伸する。	41
394号	むつ市	弘前市	青森県上北郡六ヶ所村 同郡七戸町 同郡十和田湖町 青 森市 黒石市	六ヶ所村～七戸町	394号の終点を七戸町からむつ市まで延伸し、起点をむつ市とする。	30
398号	石巻市	本荘市	宮城県牡鹿郡女川町 同県本吉郡志津川町 同県登米郡中 田町 同郡迫町 同県栗原郡築館町 同郡一迫町 同郡花 山村 湯沢市 秋田県由利郡東由利町	湯沢市～東由利町	398号の起点湯沢市を本荘市まで延伸し、終点を本荘市とする。	28
401号	会津若松市	沼田市	福島県大沼郡昭和村 同県南会津郡南郷村 同郡伊南村 同郡檜枝岐村 群馬県利根郡片品村	会津若松市～南郷村	401号の起点会津若松市から南郷村までのルートを変更する。	59
454号	八戸市	青森県南津軽郡大鰐町	青森県三戸郡五戸町 同県上北郡十和田湖町 秋田県鹿角 郡小坂町 青森県南津軽郡平賀町 黒石市	八戸市～十和田湖 町 小坂町～大鰐町		84
455号	盛岡市	岩手県下閉伊郡岩泉町		盛岡市～岩泉町		93
456号	盛岡市	宮城県本吉郡本吉町	岩手県紫波郡紫波町 花巻市（高松） 同県和賀郡東和町 北上市（口内町） 江刺市 同県東磐井郡大東町 同郡 千厩町 宮城県登米郡東和町	紫波町～東和町		107
457号	一関市	白石市	宮城県栗原郡花山村 同郡一迫町 同県玉造郡岩出山町 同県加美郡中新田町 仙台市（青葉区）同県柴田郡川崎町	一関市～白石市		160
458号	新庄市	上山市	寒河江市 山形県西村山郡大江町 山形市（菅沢）	新庄市～上山市		89
459号	新潟市	福島県双葉郡浪江町	新潟県中蒲原郡亀田町 同県北蒲原郡水原町 同郡安田町 同県東蒲原郡津川町 喜多方市 福島県耶麻郡猪苗代町 福島市 二本松市 同県安達郡岩代町	津川町～猪苗代町 福島市～浪江町		159

関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	追加指定区間	備 考	概延長km
121号	米沢市	栃木県芳賀郡益子町	喜多方市 会津若松市 福島県南会津郡下郷町 同郡田島町 栃木県塩谷郡藤原町 今市市 鹿沼市 宇都宮市 真岡市	鹿沼市～益子町	121号の起点宇都宮市から今市市までのルートを変更し、終点を益子町とする。	37
139号	富士市	東京都西多摩郡奥多摩町	富士宮市 山梨県西八代郡上九一色村 同県南都留郡河口湖町 富士吉田市 都留市 大月市	大月市～奥多摩町	139号の終点を大月市から奥多摩町まで延伸する。	44
140号	熊谷市	山梨県南巨摩郡増穂町	埼玉県大里郡寄居町 同県秩父郡長瀨町 秩父市 塩山市 山梨市(万力) 甲府市 山梨県東八代郡中道町	甲府市～増穂町	140号を起点甲府市から増穂町まで延伸し、終点を増穂町とする。	19
152号	上田市	浜松市	長野県小県郡丸子町 同郡長門町 茅野市 同県上伊那郡高遠町 同県下伊那郡上村 同郡南信濃村 静岡県磐田郡水窪町 同郡佐久間町 天竜市 浜北市	上田市～丸子町 長門町～茅野市	152号の起点飯田市から上村までのルートを変更し、起点を上田市とする。	41
353号	桐生市	柏崎市	群馬県山田郡大間々町 渋川市 同県北群馬郡子持村 同県吾妻郡中之条町 新潟県南魚沼郡湯沢町 同郡塩沢町 同県中魚沼郡中里村 同県東頸城郡松代町	大間々町～渋川市	353号の起点を渋川市から桐生市まで延伸する。	35
354号	高崎市	茨城県鹿島郡大洋村	伊勢崎市(堀口町) 群馬県新田郡尾島町 太田市(富沢) 館林市 古河市 茨城県猿島郡総和町 同郡境町 岩井市 水海道市 つくば市 土浦市 同県行方郡玉造町	館林市～大洋村	354号を起点館林市から大洋村まで延伸し、終点を大洋村とする。	117
361号	高山市	長野県上伊那郡高遠町	岐阜県大野郡高根村 長野県木曾郡木曾福島町 同郡日義村 伊那市	伊那市～高遠町	361号の起点伊那市を高遠町まで延伸し、終点を高遠町とする。	9
403号	新潟市	松本市	新潟県中蒲原郡亀田町 新津市 加茂市(寿町) 三条市 同県三島郡三島町 長岡市 同郡越路町 小千谷市 同県刈羽郡小国町 同県中魚沼郡川西町 同県東頸城郡松代町 同郡安塚町 飯山市 長野県下高井郡山ノ内町 中野市 須坂市 長野市 更埴市 同県東筑摩郡明科町	三条市～三島町 小千谷市～小国町 松代町～山ノ内町 中野市～明科町	403号の起点三条市を松本市まで延伸し、終点亀田町を新潟市まで延伸し、起点を新潟市、終点を松本市とする。	176
405号	群馬県吾妻郡六合村	上越市	長野県下水内郡栄村 新潟県中魚沼郡津南町 同県東頸城郡安塚町	六合村～津南町	405号の津南町から終点塩沢町までのルートを変更し、起点を六合村とする。	48
408号	成田市	栃木県塩谷郡高根沢町	牛久市 つくば市 下妻市 真岡市 宇都宮市	真岡市～高根沢町	408号の起点筑波町(現つくば市)を高根沢町まで延伸し、終点を高根沢町とする。	25
410号	館山市	木更津市	千葉県安房郡白浜町 同郡丸山町 君津市(大坂) 袖ヶ浦市(横田)	館山市～丸山町	410号の起点館山市から丸山町までのルートを変更する。	34
413号	富士吉田市	相模原市	山梨県南都留郡山中湖村 神奈川県津久井郡津久井町 同郡城山町	津久井町～相模原市	413号の津久井町から終点厚木市までのルートを変更し、終点を相模原市とする。	10
418号	大野市	長野県下伊那郡南信濃村	岐阜県本巣郡根尾村 同県山梨郡美山町 関市 美濃加茂市(山之上町) 同県加茂郡川辺町 恵那市(三郷町) 同県恵那郡山岡町 同郡岩村町 同郡上矢作町 長野県下伊那郡平谷村 同郡阿南町	阿南町～南信濃村	418号の終点根尾村を大野市まで延伸し、起点飯田市から阿南町までのルートを変更し、起点を大野市、終点を南信濃村とする。	27
461号	今市市	高萩市	矢板市 大田原市 栃木県那須郡黒羽町 茨城県久慈郡大子町 同郡里美村	今市市～高萩市		128

462号	佐久市	伊勢崎市	長野県南佐久郡佐久町 群馬県多野郡中里村 埼玉県児玉郡児玉町 本庄市	中里村～伊勢崎市	64
463号	越谷市	入間市	岩槻市 浦和市 与野市 志木市 富士見市 新座市 所沢市	越谷市～入間市	37
464号	松戸市	成田市	市川市 鎌ヶ谷市 船橋市（小室町）	松戸市～成田市	45
465号	茂原市	富津市	千葉県夷隅郡大原町 同郡大多喜町 君津市	大原町～富津市	73
466号	東京都世田谷区	横浜市	川崎市（高津区）	世田谷区～横浜市	18
467号	大和市	藤沢市		大和市～藤沢市	20

北陸ブロック：新潟県、富山県、石川県

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	追加指定区間	備 考	概延長km
113号	新潟市	相馬市	豊栄市（横土居） 新潟県北蒲原郡中条町 同県岩船郡荒川町 同郡関川村 長井市 南陽市 山形県東置賜郡高島町 白石市 角田市 宮城県伊具郡丸森町	中条町～荒川町	113号の起点新潟市から荒川町までのルートを変更する。	8
360号	富山市	小松市	富山県婦負郡細入村 岐阜県古城郡河合村 同県大野郡白川村 石川県石川郡尾口村 同郡吉野谷村	白川村～小松市	360号の終点小松市を小松市まで延伸する。	26
460号	新発田市	柏崎市	新潟県北蒲原郡水原町 新津市 白根市 同県西蒲原郡巻町 同県三島郡出雲崎町	新発田市～巻町		58
471号	羽咋市	岐阜県古城郡上宝村	石川県羽咋郡押水町 小矢部市 富山県東礪波郡庄川町 同県婦負郡八尾町 岐阜県古城郡河合村 同郡古川町 同郡神岡町	押水町～河合村 神岡町～上宝村		148
472号	新湊市	岐阜県郡上郡八幡町	富山県婦負郡婦中町 同郡古川町 高山市 同県大野郡清見村 同郡莊川村	新湊市～八尾町 清見村～八幡町		68

中部ブロック：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	追加指定区間	備 考	概延長km
42号	浜松市	和歌山市	静岡県浜名郡新居町 湖西市 愛知県渥美郡赤羽根町 同郡渥美町 鳥羽市 伊勢市 松阪市 三重県一志郡三雲町 同県多気郡勢和村 同県北牟婁郡紀伊長島町 尾鷲市 熊野市 新宮市 和歌山県西牟婁郡串本町 同郡上富田町 田辺市 同県日高郡南部町 御坊市 有田市 海南市（名高）	新居町～渥美町	42号の松阪市から終点津市までのルートを変更し、起点を浜松市とする。	47
163号	大阪市	津山	守口市 門真市 寝屋川市 四條畷市 生駒市（鹿畑町） 京都府相楽郡精華町 同郡木津町 同郡山城町 上野市 三重県安芸郡美里村	上野市～津市	163号の終点を上野市から津市まで延伸する。	44
256号	岐阜市	長野県下伊郡上村	岐阜県山県郡高富町 同郡美山町 同県郡上郡八幡町 同県益田郡金山町 同県加茂郡白川町 同県恵那郡加子母村 同郡福岡町 長野県木曾郡山口村 同郡南木曾町 同県下伊那郡阿智村 飯田市	岐阜市～加子母村 福岡町～山口村	256号のルートを変更し、起点茅野市を岐阜市、終点中津川市を上村とする。	144

301号	浜松市	豊田市	静岡県浜名郡新居町 湖西市 同県引佐郡三ヶ日町 新城市 愛知県東加茂郡下山村	新居町～新城市	301号の起点浜松市から新城市までのルートを変更する。	33
366号	半田市	名古屋市	大府市	大府市～名古屋市	366号の大府市から終点知立市までのルートを変更し、終点を名古屋市とする。	4
422号	大津市	三重県北牟婁郡紀伊長島町	滋賀県甲賀郡信楽町 上野市 三重県名賀郡青山町 名張市 奈良県宇陀郡御杖村 三重県一志郡美杉村 同県飯南郡飯高町	美杉村～紀伊長島町	422号の終点青山町を紀伊長島町まで延伸する。	69
469号	御殿場市	山梨県南巨摩郡富沢町	裾野市 富士市 富士宮市	御殿場市～富沢町		58
473号	蒲南市	静岡県榛原郡相良町	岡崎市 愛知県東加茂郡下山村 同県北設楽郡設楽町 同郡東栄町 静岡県磐田郡佐久間町 天竜市 同県榛原郡中川根町 同郡金谷町	蒲南市～下山村 設楽町～佐久間町 中川根町～相良町		140

近畿ブロック：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	追加指定区間	備 考	概延長km
169号	奈良市	新宮市	天理市 桜井市 橿原市 奈良県吉野郡大淀町 同郡吉野町 同郡上北山村 同郡下北山村 熊野市 和歌山県東牟婁郡熊野川町	奈良市～桜井市	169号の橿原市から終点大和高田市までのルートを変更し、起点を奈良市とする。	20
305号	金沢市	福井県南条郡今庄町	石川県石川郡野々市町 松任市 小松市 加賀市 福井市 (浜住町) 福井県丹生郡越前町 同県南条郡河野村 同郡南条町	河野村～南条町	305号の終点を河野村から今庄町まで延伸する。	13
365号	加賀市	四日市市	福井市 (浜住町) 福井県丹生郡越前町 同郡織田町 武生市 同県南条郡南条町 同郡今庄町 滋賀県伊香郡木之本町 岐阜県不破郡関ヶ原町 三重県員弁郡藤原町 同郡北勢町 同郡大安町 同郡東員町	織田町～武生市	365号の起点を武生市から加賀市まで延伸する。	12
370号	海南市	奈良県山辺郡都祁村	和歌山県伊都郡高野町 橋本市 五條市 奈良県吉野郡大淀町 同郡吉野町 同県宇陀郡大宇陀町 同郡榛原町	海南市～橋本市	370号の起点を橋本市から海南市まで延伸する。	62
425号	尾鷲市	御坊市	奈良県吉野郡下北山村 同郡十津川村 和歌山県日高郡龍神村	十津川村～龍神村	425号の龍神村から十津川村までのルートを変更する。	44
429号	倉敷市	福知山市	総社市 岡山市 岡山県御津郡加茂川町 津山市 同県英田郡大原町 兵庫県六粟郡波賀町 同県朝来郡朝来町 同郡生野町 同県氷上郡青垣町	津山市～朝来町 生野町～福知山市	429号の終点津山市を福知山市まで延伸する。	141
476号	大野市	敦賀市	福井県今立郡池田町 同県南条郡今庄町	大野市～敦賀市		66
477号	四日市市	池田市	三重県三重郡菰野町 滋賀県蒲生郡日野町 同郡竜王町 近江八幡市 守山市 大津市 (真野) 京都市 (左京区) 京都府北桑田郡京北町 同府船井郡八木町 同郡園部町 亀岡市 川西市	四日市市～八木町 園部町～川西市		197
479号	豊中市	大阪市住之江区	吹田市 守口市 大阪市旭区 同市東成区 同市平野区	豊中市～大阪市		28
480号	和泉市	有田市	和歌山県那賀郡那賀町 同県伊都郡かつらぎ町 同郡高野町 同郡花園村 同県有田郡金屋町	和泉市～高野町 花園村～有田市		122

481号	関西国際空港	泉佐野市上之郷		関西国際空港～泉佐野市		5
482号	宮津市	米子市	京都府竹野郡丹後町 同府中郡峰山町 同府熊野郡久美浜町 兵庫県出石郡但東町 同郡出石町 豊岡市 同県城崎郡日高町 同県美方郡村岡町 鳥取県八頭郡若桜町 同郡八束町 同郡用瀬町 岡山県苫田郡上齋原村 鳥取県東伯郡三朝町 岡山県真庭郡中和村 同郡八束村 鳥取県日野郡江府町	丹後町～峰山町 久美浜町～但東町 出石町～若桜町 八束町～上齋原村 三朝町～中和村 八束村～江府町		176

#### 中国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	追加指定区間	備 考	概延長km
184号	出雲市	尾道市	島根県飯石郡赤来町 三次市 広島県世羅郡世羅町 同郡甲山町 同県御調郡御調町	出雲市～赤来町	184号の起点松江市から赤来町までのルートを変更し、起点を出雲市とする。	59
313号	福山市	鳥取県東伯郡北条町	広島県深安郡神辺町 井原市 高梁市 岡山県真庭郡久世町 同郡勝山町 同郡中和村 同郡八束村 倉吉市	倉吉市～北条町	313号の終点倉吉市を北条町まで延伸し、起点を北条町とする。	4
484号	備前市	高梁市	岡山県赤磐郡吉井町 同県御津郡建部町 同郡加茂川町	吉井町～高梁市		65
485号	島根県隠岐郡布施村	松江市	島根県隠岐郡西郷町 同郡西ノ島町 同県八束郡美保関町	布施村～松江市		50
486号	総社市	東広島市	井原市 広島県深安郡神辺町 福山市 府中市 同県御調郡御調町 三原市（八幡町） 同県賀茂郡大和町 同郡豊栄町	総社市～井原市 福山市～豊栄町		94
487号	呉市	広島市	広島県安芸郡音戸町 同県佐伯郡能美町 同県安芸郡江田島町	呉市～広島市		51
488号	益田市	甘日市市	広島県佐伯郡吉和村 同郡湯来町	益田市～湯来町		87
489号	新南陽市大神三丁目	山口県阿武郡阿東町	徳山市 山口県佐波郡徳地町	新南陽市～徳山市 徳地町～阿東町		35
490号	宇部市	萩市	山口県美祿郡美東町	宇部市～萩市		57
491号	下関市	山口県大津郡油谷町	山口県豊浦郡豊田町	下関市～油谷町		45

#### 四国ブロック：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	追加指定区間	備 考	概延長km
319号	坂出市	伊予三島市	丸亀市 善通寺市 香川県仲多度郡琴平町 徳島県三好郡井川町 同郡池田町 同郡山城町	山城町～伊予三島市	319号の終点を琴平町から伊予三島市まで延伸する。	51
377号	鳴門市	香川県三豊郡豊浜町	香川県大川郡白鳥町 同県木田郡三木町 同県香川郡香川町 同県綾歌郡綾歌町 同県仲多度郡琴平町 同郡仲南町 観音寺市（栗井町）	白鳥町～三木町 香川町～綾歌町	377号の起点高松市から綾歌町までのルートを変更し、起点を鳴門市とする。	41
378号	伊予市	愛媛県北宇和郡吉田町	愛媛県西宇和郡保内町 八幡浜市	八幡浜市～吉田町	378号の起点八幡浜市を吉田町まで延伸し、終点を吉田町とする。	70

438号	徳島市	坂出市	徳島県名西郡神山町 同県美馬郡木屋平村 同県三好郡東祖谷山村 同県美馬郡貞光町 同郡半田町 香川県綾歌郡綾歌町	東祖谷山村～貞光町	438号の起点徳島市から貞光町までのルートを変更する。	41
441号	大洲市	中村市	愛媛県北宇和郡広見町 高知県幡多郡西土佐村	西土佐村～中村市	441号の西土佐村から終点中村市までのルートを変更する。	37
492号	高松市	高知県長岡郡大豊町	香川県香川郡香川町 同郡塩江町 同県木田郡三木町 徳島県美馬郡六吹町 同郡木屋平村 同県三好郡東祖谷山村	六吹町～木屋平村		29
493号	高知市	高知県安芸郡東洋町	南国市 安芸市 高知県安芸郡奈半利町 同郡北川村	奈半利町～東洋町		44
494号	松山市	須崎市	愛媛県温泉郡川内町 高知県吾川郡池川町 同郡吾川村 同県高岡郡佐川町	川内町～池川町 佐川町～須崎市		81

九州ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	追加指定区間	備 考	概延長km
226号	加世田市	鹿児島市	鹿児島県川辺郡笠沙町 枕崎市 同県揖宿郡山川町 指宿市	加世田市～枕崎市	226号の起点を枕崎市から加世田市まで延伸する。	68
266号	牛深市	熊本市	熊本県天草郡河浦町 本渡市 同郡龍ヶ岳町 同郡松島町 同県宇土郡三角町 同郡不知火町 同県下益城郡松橋町 同県上益城郡嘉島町	三角町～嘉島町	266号の終点を三角町から熊本市まで延伸する。	37
384号	長崎県南松浦郡富江町	佐世保市	長崎県南松浦郡玉之浦町 福江市 同郡奈良尾町 同郡有川町	富江町～玉之浦町	384号の起点を玉之浦町から富江町まで延伸する。	17
388号	佐伯市	熊本県球磨郡湯前町	大分県南海部郡蒲江町 延岡市 宮崎県東臼杵郡門川町 同郡西郷村 同郡南郷村 同郡椎葉村	門川町～南郷村	388号の終点を延岡市から湯前町まで延伸する。	60
389号	大牟田市	阿久根市	荒尾市 熊本県玉名郡長洲町 長崎県南高来郡国見町 同郡小浜町 同郡口之津町 熊本県天草郡五和町 同郡苓北町 同郡河浦町 牛深市 鹿児島出水郡長島町	大牟田市～長洲町 国見町～口之津町	389号の苓北町から終点長崎市までのルートを変更し、起点を大牟田市とする。	55
443号	大川市	熊本県八代郡宮原町	柳川市 福岡県山門郡三橋町 同郡瀬高町 山鹿市 菊池市 熊本県菊池郡大津町 同県上益城郡御船町 同県下益城郡中央町	大津町～宮原町	443号の終点山鹿市を宮原町まで延伸する。	58
448号	指宿市	宮崎市	鹿児島県揖宿郡山川町 同県肝属郡佐多町 同郡大根占町 同郡内之浦町 同県曾於郡大崎町 串間市(都井) 宮崎県南那珂郡南郷町 日南市	串間市～南郷町	448号の串間市から南郷町までのルートを変更する。	43
495号	北九州市	福岡市	福岡県宗像郡玄海町	北九州市～福岡市		64
496号	行橋市	日田市	福岡県京都郡犀川町 大分県下毛郡山国町	行橋市～山国町		48
498号	鹿島市	佐世保市	武雄市 伊万里市	鹿島市～佐世保市		52
499号	長崎市	阿久根市	長崎県西彼杵郡野母崎町	長崎市～野母崎町		25
500号	別府市	鳥栖市	大分県宇佐郡院内町 同県下毛郡本耶馬溪町 同郡山国町 福岡県京都郡犀川町 同県朝倉郡小石原村 甘木市 小郡市	別府市～本耶馬溪町 犀川町～鳥栖市		111

501号	大牟田市	宇土市	荒尾市 熊本県玉名郡長洲町 玉名市 熊本市	長洲町～宇土市		43
502号	白杵市	竹田市	大分県大野郡野津町 同郡三重町	白杵市～竹田市		45
503号	熊本県阿蘇郡高森町	日向市	熊本県阿蘇郡蘇陽町 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町 同県東臼杵郡諸塚村 同郡西郷村 同郡東郷町	五ヶ瀬町～諸塚村		37
504号	鹿屋市	鹿児島県出水郡野田町	鹿児島県始良郡福山町 国分市 同郡隼人町 同県薩摩郡宮之城町	鹿屋市～福山町 隼人町～野田町		118

### 沖縄ブロック

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	追加指定区間	備 考	概延長km
331号	那覇市	沖縄県国頭郡大宜味村	沖縄県島尻郡豊見城村 糸満市 同郡具志頭村 同郡知念村 同郡与那原町 沖縄市 具志川市 石川市 名護市	名護市～大宜味村	331号を起点沖縄市から大宜味村まで延伸し、終点を大宜味村とする。	36
505号	沖縄県国頭郡本部町	名護市	沖縄県国頭郡今帰仁村	本部町～名護市		21
507号	糸満市	那覇市	沖縄県島尻郡具志頭村 同郡南風原町	具志頭村～南風原町		9

全 国 計	新 規	4 9 路線	既存路線の変更	5 3 路線	6 0 6 1 km
-------	-----	--------	---------	--------	------------

高規格幹線道路に係る一般国道の路線番号の整理について

1. 高規格幹線道路のうち一般国道自動車専用道路として整備する25路線のなかで、以下の9路線について、起点から終点まで一路線とするため、新番号を付与し、路線番号の整理を行う。

路線名	国道番号	起 点	終 点	備 考
旭川・紋別自動車道	450	旭川市	紋別市	
首都圏中央連絡自動車道	468	横浜市	木更津市	
能越自動車道	470	輪島市	砺波市	
三遠南信自動車道	474	飯田市	引佐町	
東海環状自動車道	475	豊田市	四日市市	
京都縦貫自動車道	478	宮津市	久御山町	
北近畿豊岡自動車道	483	豊岡市	春日町	
西九州自動車道	497	福岡市	武雄市	
那覇空港自動車道	506	那覇空港	西原町	

2. 既存の国道と並行する路線については、既存国道のバイパスとして整備する。

路線名	国道番号	起 点	終 点	備 考
日高自動車道	235	苫小牧市	浦河町	
深川・留萌自動車道	233	深川市	留萌市	
帯広・広尾自動車道	236	帯広市	広尾町	
函館・江差自動車道	228	函館市	江差町	
津軽自動車道	101	青森市	鰺ヶ沢町	
三陸縦貫自動車道	45	仙台市	宮古市	
八戸・久慈自動車道	45	八戸市	久慈市	
中部縦貫自動車道	158	松本市	福井市	
伊豆縦貫自動車道	414	沼津市	下田市	
京奈和自動車道	24	京都市	和歌山市	
西神自動車道	28	神戸市	三木市	
尾道・福山自動車道	2	尾道市	福山市	
東広島・呉自動車道	375	東広島市	呉市	
今治・小松自動車道	196	今治市	小松町	
高知東部自動車道	55	高知市	安芸市	
南九州西回り自動車道	3	八代市	鹿児島市	

一般国道の路線を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 ○一般国道の路線を指定する政令（昭和四十年政令第五十八号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表	別表
路線名	路線名
起点	起点
終点	終点
重要な経過地	重要な経過地
一 号 東京都 中央区 大阪市	一 号 東京都 中央区 大阪市
東京都千代田区（霞が関一丁目） 同都港区（高輪一丁目） 同都品川区（東五反田一丁目） 同都大田区（池上一丁目） 川崎市（幸区） 横浜市（神奈川区） 藤沢市（城南四丁目） 茅ヶ崎市（下町屋） 平塚市（浅間町） 袖ヶ浜 神奈川県中郡大磯町 小田原市 同県足柄下郡箱根町 三島市 沼津市 富士市 清水市 静岡市（栄町） 藤枝市 島田市 静岡県榛原郡金谷町 掛川市 袋井市 磐田市（三ヶ野） 浜松市 湖西市 同県浜名郡新居町 豊橋市 愛知県宝飯郡小坂井町 豊川市（白鳥町） 岡崎市 安城市（宇頭茶屋町） 知立市 刈谷市（今川町） 豊明市 名古屋市中区（熱田区） 同県海部郡弥富町 桑名市（安水） 四日市市（栄女町）（鈴鹿市）（三葉師町） 亀山市 三重県鈴鹿郡関町 滋賀県甲賀郡水口町 同県栗太郡栗東町 草津市 大津市（船田） 京都府（下京区） 宇治市 京都府久世郡久御山町 八幡市 枚方市 交野市 寝屋川市 門真市 守口市	東京都千代田区（霞が関一丁目） 同都港区（高輪一丁目） 同都品川区（東五反田一丁目） 同都大田区（池上一丁目） 川崎市（幸区） 横浜市（神奈川区） 藤沢市（城南四丁目） 茅ヶ崎市（下町屋） 平塚市（浅間町） 袖ヶ浜 神奈川県中郡大磯町 小田原市 同県足柄下郡箱根町 三島市 沼津市 富士市 清水市 静岡市（栄町） 藤枝市 島田市 掛川市 袋井市 磐田市（三ヶ野） 浜松市 湖西市 豊橋市 愛知県宝飯郡小坂井町 豊川市（白鳥町） 岡崎市 安城市（宇頭茶屋町） 知立市 刈谷市（今川町） 豊明市 名古屋市中区（熱田区） 同県海部郡弥富町 桑名市（安水） 四日市市（栄女町）（鈴鹿市） 鈴鹿郡関町 滋賀県甲賀郡水口町 同県栗太郡栗東町 草津市 大津市 京都府久世郡久御山町 八幡市 枚方市 寝屋川市 守口市

三 号 北九州 市 鹿兒島	二 号 大阪市 北九州 市	尼崎市（杭瀬本町） 西宮市（池田町） 芦屋市（清水町） 神戸市（灘区） 明石市 加古川市（加古川町寺家町 加古川町河原） 高砂市（阿弥陀町魚橋） 姫路市（本町 飾磨区三宅一丁目） 兵庫県揖保郡太子町 龍野市 相生市（池之内） 赤穂市（東有年） 備前市 岡山市 岡山県都窪郡早島町 倉敷市 笠岡市 福山市 尾道市（三原市（時貞町） 竹原市（西野町） 東広島市 広島県安芸郡海田町 廿日市市 大竹市 岩国市 山口県玖珂郡玖珂町 同郡周東町 下松市 徳山市（徳山） 新南陽市（福川） 防府市 山口市 同県吉敷郡小郡町 宇部市（吉見） 同県厚狭郡山陽町 下関市
三 号 北九州 市 鹿兒島	二 号 大阪市 北九州 市	尼崎市（杭瀬本町） 西宮市（池田町） 芦屋市（清水町） 神戸市（灘区） 明石市 加古川市（加古川町寺家町 加古川町河原） 高砂市（阿弥陀町魚橋） 姫路市（本町 飾磨区三宅一丁目） 兵庫県揖保郡太子町 龍野市 相生市（池之内） 赤穂市（東有年） 備前市 岡山市 岡山県都窪郡早島町 倉敷市 笠岡市 福山市 尾道市（三原市（西野町） 東広島市 広島県安芸郡海田町 廿日市市 大竹市 岩国市 山口県玖珂郡玖珂町 同郡周東町 下松市（生野屋） 徳山市（徳山） 新南陽市（福川） 防府市 山口市 同県吉敷郡小郡町 宇部市（吉見） 同県厚狭郡山陽町 下関市

	四号	五号	六号
	東京都 中央区	函館市	東京都 中央区
	青森市	札幌市	仙台市
鶴町 茨城県猿島郡五霞村 古河市 同郡総和町 同 郡三和町 小山市 結城市 栃木県下都賀郡石橋町 同県河内郡上三川町 宇都 宮市 同県塩谷郡高根沢町 同郡氏家町 須賀野市 大 田原市 同県那須郡那須 野町 黒磯市 白河市 須 賀川市 郡山市 二本松市 福島市 福島県伊達郡伊 達町 白石市 宮城県奥田 郡柴田町 岩沼市 名取市 仙台市(宮城野区) 古 川市 同県栗原郡築館町 一関市 水沢市 北上市(一 有田町) 花巻市(山の神 一) 盛岡市 岩手県岩手郡 滝沢村 同郡寺町 二戸 市 青森県三戸郡三戸町 同郡名川町 同郡五戸町 十和田市 同県上北郡七戸 町 同郡野辺地町	北海道茅部郡森町 同道山 越郡八雲町 同郡長万部町 同道虹田郡俱知安町 同 道岩内郡共和町 同道余市 郡余市町 小樽市	東京都台東区(花川戸一丁 目) 同郡墨田区(向島一 丁目) 同郡葛飾区(金町 四丁目) 松戸市 柏市 我孫子市 取手市 船ヶ崎 市 牛久市 土浦市 石岡 市 水戸市 勝田市 田彥 ) 日立市 高崎市 北茨 城市 いわき市(泉町) 福 島県双葉郡双葉町 同郡 浪江町 原町市 相馬市 岩沼市 名取市	

	四号	五号	六号
	東京都 中央区	函館市	東京都 中央区
	青森市	札幌市	仙台市
河市 茨城県猿島郡三和町 小山市 結城市 栃木県 下都賀郡石橋町 宇都宮市 同県塩谷郡氏家町 矢板 市 同県那須郡西部須野町 黒磯市 白河市 須賀川 市 郡山市 二本松市 福 島市 白石市 宮城県柴田 郡柴田町 岩沼市 名取市 仙台市 泉市 古川市 同県栗原郡築館町 一関市 水沢市 北上市 花巻市 盛岡市 岩手県岩手郡滝 沢村 同郡寺町 二戸市 青森県三戸郡三戸町 同 郡名川町 十和田市 同県 上北郡七戸町 同郡野辺地 町	亀田市 北海道茅部郡森町 同道山越郡八雲町 同郡 長万部町 同道虹田郡俱知 安町 同道余市郡余市町 小樽市	東京都台東区(花川戸一丁 目) 同郡墨田区(向島一 丁目) 同郡葛飾区(松戸 市 柏市 我孫子市 取手 市 船ヶ崎市 茨城県稲敷 郡牛久町 土浦市 石岡市 水戸市 勝田市(田彥) 日立市 高崎市 北茨城 市 いわき市(泉町) 福 島県双葉郡双葉町 同郡浪 江町 原町市 相馬市 岩 沼市 名取市	

九号	八号	七号
京都市	新潟市	新潟市
下関市	京都市	青森市
松江市(西津田三丁目) 同郡北条町 米子市 安来市	白根市 三条市 見附市 長岡市 柏崎市 上越市 糸魚川市 果都市 魚津市 滑川市 富山市 新津市 (作道) 高岡市(四屋) 富山県西礪波郡福岡町 小矢部市(安楽寺) 石川 県河北郡津幡町 金沢市 同県石川郡野々市町 松任 市 小松市 加賀市 福井 市(湖上町) 鯖江市 武 生市 福井県南条郡河野 村 敦賀市 滋賀県伊香郡 西浅井町 同郡木之本町 長 浜市 同県坂田郡近江町 彦根市 近江八幡市 同県 蒲生郡竜王町 同県栗太郡 栗東町 草津市 大津市(湖 田)	新潟県岩手郡荒川町 同郡神林村 村上市(山辺 里) 同郡山北町 山形県 西田川郡温海町 鶴岡市 酒田市 同県飽海郡遊佐町 本荘市 秋田市 秋田県 南秋田郡昭和町 同郡飯田 川町 同県山本郡八竜町 能代市 同県北秋田郡鷹巣 町 大館市 青森県南津軽 郡碓方関村 同郡大鱒町 弘前市 同郡藤崎町 同郡 浪岡町

九号	八号	七号
京都市	新潟市	新潟市
下関市	京都市	青森市
道町 出雲市 大田市 江 津町(津田町) 島根県八束郡宍 道町	白根市 三条市 見附市 長岡市 柏崎市 上越市 糸魚川市 果都市 魚津市 滑川市 富山市 新津市 (作道) 高岡市(四屋) 小矢部市(安楽寺) 石 川県河北郡津幡町 金沢市 同県石川郡野々市町 松 任市 小松市 加賀市 福 井市(湖上町) 鯖江市 武生市 福井県南条郡河野 村 敦賀市 滋賀県伊香郡 西浅井町 同郡木之本町 長浜市 同県坂田郡近江町 彦根市 近江八幡市 同 県栗太郡栗東町 草津市 大津市	新潟県岩手郡荒川町 村 上市(山辺里) 同郡山北 町 山形県西田川郡温海町 鶴岡市 酒田市 同県飽 海郡遊佐町 本荘市 秋田 市 秋田県南秋田郡飯田川 町 能代市 同県北秋田郡 鷹巣町 大館市 青森県南 津軽郡碓方関村 弘前市 同郡藤崎町 同郡浪岡町



二十一号	市	岐阜市	一宮市 岐阜県羽島郡岐南町	蒲郡市 愛知県額田郡幸田町 西尾市(江原町) 安城市(城ヶ入町) 刈谷市 知立市 豊明市 名古屋(港区) 同県海部郡飛島村 桑名市(和泉) 四日市市(中里町) 鈴鹿市(北玉垣町) 津市 三重県一志郡三雲町 松阪市	伊勢市	豊橋市	二十二号	市	岐阜市	一宮市 岐阜県羽島郡岐南町	蒲郡市 愛知県額田郡幸田町 西尾市(江原町) 安城市(城ヶ入町) 刈谷市 知立市 豊明市 名古屋(港区) 同県海部郡飛島村 桑名市(和泉) 四日市市(中里町) 鈴鹿市(北玉垣町) 津市 三重県一志郡三雲町 松阪市	伊勢市	豊橋市	二十三号	市	岐阜市	一宮市 岐阜県羽島郡岐南町	蒲郡市 愛知県額田郡幸田町 西尾市(江原町) 安城市(城ヶ入町) 刈谷市 知立市 豊明市 名古屋(港区) 同県海部郡飛島村 桑名市(和泉) 四日市市(中里町) 鈴鹿市(北玉垣町) 津市 三重県一志郡三雲町 松阪市	伊勢市	豊橋市	二十四号	京都市	和歌山	宇治市 京都府久世郡久御山町 城陽市 同府綴喜郡田辺町 同府相楽郡山崎町 同郡精華町 同郡木津町 奈良市 大和郡山田 天理市 橿原市 大和高田市 奈良県北葛城郡新庄町 御所市 五條市 橋本市 和歌山県伊都郡かつらぎ町 同県那賀郡那賀町 同郡打田町	(略)	二十二号	市	岐阜市	一宮市 岐阜県羽島郡岐南町	蒲郡市 愛知県額田郡幸田町 西尾市(江原町) 安城市(城ヶ入町) 刈谷市 知立市 豊明市 名古屋(港区) 同県海部郡飛島村 桑名市(和泉) 四日市市(中里町) 鈴鹿市(北玉垣町) 津市 松阪市	伊勢市	豊橋市	二十五号	京都市	和歌山	宇治市 京都府久世郡久御山町 城陽市 同府綴喜郡田辺町 同府相楽郡山崎町 同郡精華町 同郡木津町 奈良市 大和郡山田 天理市 橿原市 大和高田市 奈良県北葛城郡新庄町 御所市 五條市 橋本市 和歌山県伊都郡かつらぎ町 同県那賀郡那賀町 同郡打田町	(略)	二十六号	大崎市	和歌山	堺市 高石市 泉大津市 岸和田市(岸城町) 貝塚市(近木) 泉佐野市 泉南市 阪南市	(略)	二十七号	敦賀市	京都府	福井県三方郡三方町 同県速岐郡上中町 小浜市 舞鶴市 綾部市 京都府船井郡和知町	(略)	二十八号	神戸市	徳島市	明石市 兵庫県津名郡淡路町 洲本市 同県三原郡南淡町 鳴門市 徳島県板野郡松茂町	(略)	二十九号	姫路市	鳥取市	宍野市 兵庫県六栗郡山崎町 鳥取県八頭郡若桜町	(略)
------	---	-----	---------------	--	-----	-----	------	---	-----	---------------	--	-----	-----	------	---	-----	---------------	--	-----	-----	------	-----	-----	---	-----	------	---	-----	---------------	--	-----	-----	------	-----	-----	---	-----	------	-----	-----	--	-----	------	-----	-----	--	-----	------	-----	-----	--	-----	------	-----	-----	-------------------------	-----

二十九号	姫路市	鳥取市	宍野市 兵庫県六栗郡山崎町 鳥取県八頭郡若桜町	(略)	三十一号	高知市	高知市	香川県綾歌郡綾歌町 同県仲多度郡琴平町 徳島県三好郡井川町 同郡池田町 同郡山崎町 高知県長岡郡大豊町 南国市	高知市	高知市	三十二号	高知市	高知市	香川県綾歌郡綾歌町 同県仲多度郡琴平町 徳島県三好郡井川町 同郡池田町 同郡山崎町 高知県長岡郡大豊町 南国市	高知市	高知市	三十三号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十四号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十五号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十六号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十七号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十八号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十九号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	四十号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市
------	-----	-----	-------------------------	-----	------	-----	-----	---	-----	-----	------	-----	-----	---	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

二十九号	姫路市	鳥取市	宍野市 兵庫県六栗郡山崎町 鳥取県八頭郡若桜町	(略)	三十一号	高知市	高知市	香川県綾歌郡綾歌町 同県仲多度郡琴平町 徳島県三好郡井川町 同郡池田町 同郡山崎町 高知県長岡郡大豊町 南国市	高知市	高知市	三十二号	高知市	高知市	香川県綾歌郡綾歌町 同県仲多度郡琴平町 徳島県三好郡井川町 同郡池田町 同郡山崎町 高知県長岡郡大豊町 南国市	高知市	高知市	三十三号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十四号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十五号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十六号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十七号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十八号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十九号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	四十号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市
------	-----	-----	-------------------------	-----	------	-----	-----	---	-----	-----	------	-----	-----	---	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

四十一号	名古屋	富山市	小牧市 大山市 美濃加茂市 岐阜県加茂郡川辺町 同郡白川町 同県	(略)	三十一号	高知市	高知市	香川県綾歌郡綾歌町 同県仲多度郡琴平町 徳島県三好郡井川町 同郡池田町 高知県長岡郡大豊町 南国市	高知市	高知市	三十二号	高知市	高知市	香川県綾歌郡綾歌町 同県仲多度郡琴平町 徳島県三好郡井川町 同郡池田町 高知県長岡郡大豊町 南国市	高知市	高知市	三十三号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十四号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十五号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十六号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十七号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十八号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	三十九号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	四十号	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市
------	-----	-----	----------------------------------	-----	------	-----	-----	---	-----	-----	------	-----	-----	---	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

四十一号	市	富山市	益田郡金山町 同郡下呂町 同郡萩原町 高山市 同 県吉成郡古川町 同郡神岡 町 富山県婦負郡細入村
四十七号	濱松市	和歌山 市	静岡県浜名郡新居町 湖西 市 愛知県瀬尾郡赤羽根町 同郡稲美町 鳥羽市 伊 勢市 松阪市 三重県一志 郡三雲町 同県多気郡勢和 村 同県北牟婁郡紀伊長島 町 尾鷲市 熊野市 新宮 市 和歌山県西牟婁郡串本 町 同郡上富田町 田辺市 同県口高郡南部町 御坊 市 有田市 海南市(名高 )
四十五号	仙台市	青森市	多賀城市 塩竈市 宮城県 宮城郡松島町 石巻市 同 県本吉郡津山町 同郡志津 川町 同郡本吉町 気仙沼 市 陸前高田市 大船渡市 釜石市 宮古市 岩手県 下閉伊郡岩泉町 久慈市 八戸市 青森県上北郡下田 町 十和田市 同郡七戸町 同郡野辺地町
四十八号	仙台市	酒田市	(略)
四十七号	仙台市	酒田市	古川市 宮城県玉造郡岩出 山町 同郡鳴子町 山形県 最上郡舟形町 新庄市 同 県東田川郡立川町
四十八号	(略)	(略)	郡山市 福島県耶麻郡猪苗 代町 会津若松市 同県水

四十二号	和歌山 市	津市	原町 高山市 富山県婦負 郡細入村
四十四号	(略)	(略)	多賀城市 塩竈市 宮城県 宮城郡松島町 石巻市 同 県本吉郡津山町 同郡志津 川町 同郡本吉町 気仙沼 市 陸前高田市 大船渡市 釜石市 宮古市 久慈市 八戸市 青森県上北郡下 田町 十和田市 同郡七戸 町 同郡野辺地町
四十六号	(略)	(略)	郡山市 福島県耶麻郡猪苗 代町 会津若松市 同県水
四十七号	仙台市	酒田市	泉市 古川市 宮城県玉造 郡鳴子町 山形県最上郡舟 形町 新庄市 同県東田川 郡立川町
四十八号	(略)	(略)	郡山市 福島県耶麻郡猪苗 代町 会津若松市 同県水

四十九号	いわき 市	新潟市	沼郡会津坂下町 同県耶麻 郡西会津町 新潟県東蒲原 郡津川町 同県北蒲原郡安 田町 同郡水原町 同県中 蒲原郡亀田町
五十号	(略)	(略)	四街道市 佐倉市 千葉県 印旛郡酒々井町 成田市 同県香取郡大栄町 佐原市 茨城県稲敷郡東村 同県 行方郡牛堀町 同県鹿島郡 鹿島町 同郡大洋村
五十一号	千葉市	水戸市	山梨県南巨摩郡富沢町 同 郡身延町 同郡増穂町 韮 崎市
五十二号	清水市	甲府市	岡山県御津郡建部町 津山 市 鳥取県八頭郡智頭町 同郡用瀬町
五十三号	岡山市	鳥取市	三次市 島根県大原郡赤来 町 同郡三刀屋町 同県大 原郡木次町 同県八東郡六 道町
五十四号	広島市	松江市	小松島市 阿南市 徳島県 海部郡牟岐町 同郡海南町 高知県安芸郡東洋町 室 戸市 同郡奈半利町 安芸 市 南国市
五十五号	徳島市	高知市	土佐市 須崎市 高知県高 岡郡窪川町 中村市 宿毛 市 宇和島市 愛媛県北宇 和郡吉田町 大洲市 同県 喜多郡内子町 伊予市
五十六号	高知市	松山市	西之表市 鹿児島県鹿毛郡 南種子町 同県大島郡笠利
五十七号	(略)	(略)	西之表市 鹿児島県鹿毛郡 南種子町 同県大島郡笠利

四十九号	いわき 市	新潟市	沼郡会津坂下町 同県耶麻 郡西会津町 新潟県東蒲原 郡津川町 同県北蒲原郡安 田町 同県中蒲原郡亀田町
五十号	(略)	(略)	佐倉市 千葉県印旛郡酒々 井町 成田市 佐原市 茨 城県稲敷郡東村 同県行方 郡牛堀町 同県鹿島郡鹿島 町 同県東茨城郡常楽村
五十一号	千葉市	水戸市	山梨県南巨摩郡身延町 韮 崎市
五十二号	清水市	甲府市	津山市 鳥取県八頭郡智頭 町
五十三号	岡山市	鳥取市	三次市 島根県大原郡木次 町 同県八東郡六道町
五十四号	広島市	松江市	小松島市 阿南市 徳島県 海部郡牟岐町 同郡海南町 室戸市 安芸市 南国市
五十五号	徳島市	高知市	土佐市 須崎市 高知県高 岡郡窪川町 中村市 宿毛 市 宇和島市 大洲市 愛 媛県喜多郡内子町 伊予市
五十六号	高知市	松山市	西之表市 鹿児島県鹿毛郡 南種子町 同県大島郡笠利
五十七号	(略)	(略)	西之表市 鹿児島県鹿毛郡 南種子町 同県大島郡笠利

五十八号	鹿兒島市	那覇市	町 名瀬市 同郡瀬戸内町 沖繩県頭郡国頭村 同郡大宜味村 名護市 宜野湾市(大山) 浦添市(屋宜祖)
百一号	青森市	秋田市	青森県南津軽郡浪岡町 五所川原市 同県西津軽郡深浦町 能代市 秋田県山本郡八竜町 男鹿市 同県南秋田郡昭和町
百一号	弘前市	十和田市	黒石市 青森県南津軽郡平賀町 同県上北郡十和田湖町
百三号	青森市	大館市	青森県上北郡十和田湖町 秋田県鹿角郡小坂町 鹿角市
百四号	八戸市	大館市	青森県三戸郡名川町 同郡三戸町 鹿角市
百五号、百六号			(略)
百七号	大船渡市	本荘市	岩手県気仙郡住田町 遠野市(小友町) 同県上閉伊郡宮守村 江刺市(梁川) 北上市 横手市 秋田県平鹿郡雄物川町 同県由利郡東由利町
百八号	石巻市	本荘市	宮城県遼田郡涌谷町 古川市 同県玉造郡岩出山町 同郡鳴子町 秋田県雄勝郡雄勝町 同県由利郡矢島町
百十二号	山形市	酒田市	寒河江市 鶴岡市
			豊栄市(横土唐) 新潟県北蒲原郡中条町 同県岩手

五十八号	鹿兒島市	那覇市	町 名瀬市 同郡瀬戸内町 沖繩県頭郡国頭村 名護市 宜野湾市(大山) 浦添市(屋宜祖)
百一号	青森市	能代市	青森県南津軽郡浪岡町 五所川原市 同県西津軽郡深浦町
百一号	弘前市	十和田市	黒石市 青森県上北郡十和田湖町
百三号	青森県上北郡十和田湖町	大館市	鹿角市 秋田県北秋田郡比内町
百四号	八戸市	大館市	青森県三戸郡名川町 同郡三戸町 鹿角市 秋田県北秋田郡比内町
百五号、百六号			(略)
百七号	大船渡市	本荘市	岩手県気仙郡住田町 遠野市(小友町) 江刺市(梁川) 北上市 横手市 秋田県平鹿郡雄物川町
百八号	石巻市	本荘市	宮城県遼田郡涌谷町 古川市 同県玉造郡鳴子町 秋田県雄勝郡雄勝町 同県由利郡矢島町
百十二号	山形市	鶴岡市	寒河江市
			豊栄市(太田) 新潟県新潟県岩船郡荒川町 同

百十三号	新潟市	相馬市	郡関川村 同郡関川村 長井市 南陽市 山形県東置賜郡高島町 白石市 角田市 宮城県伊具郡丸森町
百十四号			(略)
百十五号	柏崎市	新潟市	新潟県刈羽郡刈羽村 同県三島郡出雲崎町 同県西蒲原郡吉田町 同郡巻町 同郡西川町
百十七号			(略)
百十八号	水戸市	会津若松市	茨城県那珂郡大宮町 同県久慈郡太子町 福島県東白川郡矢祭町 同郡棚倉町 須賀川市 同県岩手郡長沼町 同県南会津郡下郷町
百十九号、百二十号			(略)
百二十号	米沢市	芳賀郡	喜多方市 会津若松市 福島県南会津郡下郷町 同郡田島町 栃木県塩谷郡藤原町 今市市 鹿沼市 宇都宮市 真岡市
百二十二号	日光市	東京都豊島区	栃木県上都賀郡足尾町 群馬県山田郡大間々町 桐生市 太田市(龍舞) 館林市 羽生市 加須市 埼玉県南埼玉郡葛蒲町 蓮田市 岩槻市 浦和市 川口市 鳩ヶ谷市 東京都北区(王子一丁目)
百二十三号			(略)

百十三号	新潟市	相馬市	郡関川村 長井市 南陽市 山形県東置賜郡高島町 白石市 角田市 宮城県伊具郡丸森町
百十四号			(略)
百十五号	柏崎市	新潟市	新潟県刈羽郡刈羽村 同県三島郡出雲崎町 同県西蒲原郡吉田町 同郡西川町
百十七号			(略)
百十八号	水戸市	郡山市	茨城県那珂郡大宮町 同県久慈郡太子町 福島県東白川郡矢祭町 同郡棚倉町 須賀川市
百十九号、百二十号			(略)
百二十号	米沢市	宇都宮市	今市市 栃木県塩谷郡藤原町 福島県南会津郡田島町 同郡下郷町 会津若松市 喜多方市
百二十二号	日光市	東京都豊島区	栃木県上都賀郡足尾町 群馬県生市 太田市(龍舞) 館林市 羽生市 加須市 蓮田市 岩槻市 川口市 鳩ヶ谷市 東京都北区(王子一丁目)
百二十三号			(略)

百四十二号	百四十一号	百四十号	百三十九号	百三十七号、百三十八号	百三十六号	百三十五号、百三十六号	百二十五号	百二十四号
北佐久郡野井町	長野県 野井町	熊谷市	富士市	東京部 西多摩郡奥多摩町	下田市	三島市	佐原市	鏡子市
諏訪郡 下諏訪町	長野県 野井町	山梨県 南巨摩郡 増穂町	富士市	富士宮市	静岡県 田方郡 土肥町	天城湯ヶ島町	熊谷市	水戸市
小諸市 佐久市 長野県北 佐久郡 立科町 同県 小県郡 長門町	(略)	埼玉県 大里郡 寄居町 同県 秩父郡 青井町 秩父市 塩山市 山梨市 (方力) 甲府市 山梨県 東八代郡 中道町	上九一色村 同県 南都留郡 河口湖町 富士吉田市 都留市 大月市	(略)	同郡 大仁町	(略)	茨城県 稲敷郡 東村 同郡 阿見町 土浦市 つくば市 下妻市 同県 猿島郡 三和町 古河市 埼玉県 北葛飾郡 栗橋町 加須市 羽生市 行田市	茨城県 鹿嶋郡 波崎町 同郡 鹿島町 同郡 大洋村

百四十二号	百四十一号	百四十号	百三十九号	百三十七号、百三十八号	百三十六号	百三十五号、百三十六号	百二十五号	百二十四号
北佐久郡野井町	長野県 野井町	甲府市	富士市	富士宮市	下田市	三島市	佐原市	鏡子市
諏訪郡 下諏訪町	長野県 野井町	熊谷市	大月市	富士宮市	三島市	三島市	熊谷市	水戸市
小諸市 佐久市 長野県北 佐久郡 立科町	(略)	山梨市 (方力) 塩山市 秩父市 埼玉県 大里郡 寄居町 同県 秩父郡 青井町 秩父市 塩山市 山梨市 (方力) 甲府市 山梨県 東八代郡 中道町	上九一色村 同県 南都留郡 河口湖町 富士吉田市 都留市	(略)	静岡県 田方郡 土肥町 同郡 天城湯ヶ島町 同郡 大仁町	(略)	茨城県 稲敷郡 東村 同郡 阿見町 土浦市 同県 筑波郡 筑波町 下妻市 同県 猿島郡 三和町 古河市 埼玉県 北葛飾郡 栗橋町 加須市 行田市	茨城県 鹿嶋郡 波崎町 同郡 鹿島町 同県 茨城郡 常陸村

百五十九号	百五十八号	百五十七号	百五十六号	百五十三号、百五十四号、百五十五号	百五十二号	百五十一号	百五十号	百四十三号、百四十四号
福井市	松本市	金沢市	岐阜市	岐阜市	上田市	飯田市	飯田市	飯田市
松本市	松本市	岐阜市	高岡市	岐阜市	浜松市	豊橋市	豊橋市	豊橋市
同県 吉野郡 上室村	同県 大野郡 在川村 高山市	同郡 永平寺町 同郡 勝山市 (鹿谷町) 大野市 岐阜県 上郡 白鳥町 同県 大野郡 在川村 高山市	同郡 白鳥町 同県 大野郡 在川村 同郡 白鳥町 同県 大野郡 在川村 同郡 白鳥町 同県 大野郡 在川村	(略)	同郡 伊那郡 上伊那郡 高遠町 同県 上伊那郡 高遠町 同県 上伊那郡 高遠町 同県 上伊那郡 高遠町 同県 上伊那郡 高遠町	同県 宝飯郡 小坂井町	同県 宝飯郡 小坂井町	(略)

百五十九号	百五十八号	百五十七号	百五十六号	百五十三号、百五十四号、百五十五号	百五十二号	百五十一号	百五十号	百四十三号、百四十四号
福井市	松本市	金沢市	岐阜市	岐阜市	飯田市	飯田市	飯田市	飯田市
松本市	松本市	岐阜市	高岡市	岐阜市	浜松市	豊橋市	豊橋市	豊橋市
同県 大野郡 在川村 高山市	同県 大野郡 在川村 高山市	同郡 永平寺町 同郡 勝山市 (村岡町) 大野市 岐阜県 本巣郡 根尾村 同郡 北方町	同郡 白鳥町 同県 大野郡 在川村 同郡 白鳥町 同県 大野郡 在川村 同郡 白鳥町 同県 大野郡 在川村	(略)	同郡 上伊那郡 水窪町 天竜市 浜北市	同県 宝飯郡 小坂井町	同県 宝飯郡 小坂井町	(略)

号 百六十二	(略)	大阪府 津市	大阪府 津市	号 百六十四	(略)	大阪府 津市	号 百六十五	大阪府 津市	号 百六十六	大阪府 津市	号 百六十七	(略)	和歌山県東牟婁郡熊野川町 同郡本宮町 奈良県吉野郡十津川村 五條市 御所市 大和高田市 同県北葛城郡富麻町 香芝市 同郡王寺町 同県生駒郡斑鳩町 生駒市 交野市	号 百六十八	新宮市 枚方市	奈良市 新宮市	号 百六十九	奈良市 新宮市
号 百六十二	(略)	大阪府 津市	大阪府 津市	号 百六十四	(略)	大阪府 津市	号 百六十五	大阪府 津市	号 百六十六	大阪府 津市	号 百六十七	(略)	和歌山県東牟婁郡熊野川町 同郡本宮町 奈良県吉野郡十津川村 五條市 御所市 大和高田市 同県北葛城郡富麻町 香芝市 同郡王寺町 同県生駒郡斑鳩町 生駒市 交野市	号 百六十八	新宮市 枚方市	奈良市 新宮市	号 百六十九	奈良市 新宮市

号 百六十二	(略)	大阪府 津市	大阪府 津市	号 百六十四	(略)	大阪府 津市	号 百六十五	大阪府 津市	号 百六十六	大阪府 津市	号 百六十七	(略)	和歌山県東牟婁郡熊野川町 同郡本宮町 奈良県吉野郡十津川村 五條市 御所市 大和高田市 同県北葛城郡富麻町 香芝市 同郡王寺町 同県生駒郡斑鳩町 生駒市 交野市	号 百六十八	新宮市 枚方市	奈良市 新宮市	号 百六十九	奈良市 新宮市
号 百六十二	(略)	大阪府 津市	大阪府 津市	号 百六十四	(略)	大阪府 津市	号 百六十五	大阪府 津市	号 百六十六	大阪府 津市	号 百六十七	(略)	和歌山県東牟婁郡熊野川町 同郡本宮町 奈良県吉野郡十津川村 五條市 御所市 大和高田市 同県北葛城郡富麻町 香芝市 同郡王寺町 同県生駒郡斑鳩町 生駒市 交野市	号 百六十八	新宮市 枚方市	奈良市 新宮市	号 百六十九	奈良市 新宮市

百七十号	(略)	京都市 神戸市	京都市 神戸市	百七十二号	(略)	京都市 神戸市	百七十五号	明石市 舞鶴市	百七十六号	宮津市 大阪市	百七十七号	(略)	宮津市 京都市竹野郡丹波町 同郡網野町 同府熊野郡久美浜町 豊岡市 兵庫 兵庫 豊中 池田市 豊中市	百七十八号	舞鶴市	鳥取県 岩美郡 岩美町	百七十九号	姫路市	百八十号	姫路市
百七十号	(略)	京都市 神戸市	京都市 神戸市	百七十二号	(略)	京都市 神戸市	百七十五号	明石市 舞鶴市	百七十六号	宮津市 大阪市	百七十七号	(略)	宮津市 京都市竹野郡丹波町 同郡網野町 同府熊野郡久美浜町 豊岡市 兵庫 兵庫 豊中 池田市 豊中市	百七十八号	舞鶴市	鳥取県 岩美郡 岩美町	百七十九号	姫路市	百八十号	姫路市

百七十号	(略)	京都市 神戸市	京都市 神戸市	百七十二号	(略)	京都市 神戸市	百七十五号	明石市 舞鶴市	百七十六号	宮津市 大阪市	百七十七号	(略)	宮津市 京都市竹野郡丹波町 同郡網野町 同府熊野郡久美浜町 豊岡市 兵庫 兵庫 豊中 池田市 豊中市	百七十八号	舞鶴市	鳥取県 岩美郡 岩美町	百七十九号	姫路市	百八十号	姫路市
百七十号	(略)	京都市 神戸市	京都市 神戸市	百七十二号	(略)	京都市 神戸市	百七十五号	明石市 舞鶴市	百七十六号	宮津市 大阪市	百七十七号	(略)	宮津市 京都市竹野郡丹波町 同郡網野町 同府熊野郡久美浜町 豊岡市 兵庫 兵庫 豊中 池田市 豊中市	百七十八号	舞鶴市	鳥取県 岩美郡 岩美町	百七十九号	姫路市	百八十号	姫路市

号 百八十一	津山市	米子市	岡山真庭郡久世町 同郡 勝山町 鳥取県日野郡日野 町 同郡江府町 同郡溝口 町
号 百八十二	(略)	(略)	(略)
号 百八十三	広島市	米子市	三次市 庄原市 広島県比 婆郡西城町 鳥取県日野郡 日野町 同郡江府町 同郡 溝口町
号 百八十四	出雲市	尾道市	鳥根県飯石郡赤来町 三次 市 広島県世羅郡世羅町 同郡甲山町 同県御調郡御 調町
号 百八十五	(略)	(略)	(略)
号 百八十六	江津市	大竹市	浜田市 広島県山県郡加計 町 同郡戸内町 同県佐 伯郡吉和村 同郡佐伯町
号 百八十七	(略)	(略)	(略)
号 百八十八	岩国市	下松市	山口県玖珂郡大島町 柳井 市 光市
号 百八十九	(略)	(略)	(略)
号 百九十号	(略)	(略)	(略)
号 百九十一	下関市	広島市	山口県豊浦郡豊北町 同県 大津郡油谷町 長門市 萩 市 同県阿武郡須佐 益 田市 広島県山県郡戸内 町 同郡加計町

号 百八十一	津山市	米子市	岡山真庭郡久世町 同郡 勝山町 鳥取県日野郡日野 町 同郡溝口町
号 百八十二	(略)	(略)	(略)
号 百八十三	広島市	米子市	三次市 庄原市 広島県比 婆郡西城町 鳥取県日野郡 日野町 同郡溝口町
号 百八十四	松江市	尾道市	鳥根県八束郡六道町 同県 大原郡木次町 三次市 広 島県世羅郡世羅町 同郡甲 山町
号 百八十五	(略)	(略)	(略)
号 百八十六	江津市	大竹市	浜田市 広島県山県郡加計 町 同郡戸内町 同県佐 伯郡佐伯町
号 百八十七	(略)	(略)	(略)
号 百八十八	徳山市	岩国市	下松市(東豊井) 光市 柳井市 山口県玖珂郡大島 町
号 百八十九	(略)	(略)	(略)
号 百九十号	(略)	(略)	(略)
号 百九十一	下関市	広島市	山口県豊浦郡豊北町 長門 市 萩市 同県阿武郡須佐 町 益田市 広島県山県郡 戸内町 同郡加計町

号 百九十二	西条市	徳島市	之江市 徳島県三好郡池田 町 同郡井川町 同県美馬 郡半田町 同郡貞光町 同 郡穴吹町 同県麻植郡山川 町 同郡鴨島町
号 百九十三	高松市	徳島県 海部郡 海南町	香川県香川郡香川町 同郡 塩江町 同県木田郡三木町 徳島県美馬郡穴吹町 同 県麻植郡山川町 同県名西 郡神山町 同県那賀郡上那 賀町
号 百九十四	(略)	(略)	(略)
号 二百一	福岡市	福岡県 京都市 刈田町	飯塚市 福岡県嘉穂郡穂波 町 田川市 同県田川郡香 春町 行橋市
号 二百二	(略)	(略)	(略)
号 二百三	唐津市	佐世保 市	佐賀県東松浦郡呼子町 同 郡鎮西町 伊万里市 松浦 市 長崎県北松浦郡田平町 同郡江迎町 同郡佐々町
号 二百四	(略)	(略)	(略)
号 二百五	日田市	北九州 市	福岡県朝倉郡小石原村 同 県嘉穂郡嘉穂町 飯塚市 直方市
号 二百六	(略)	(略)	(略)
号 二百七	中津市	熊本県 阿蘇郡 阿蘇町	大分県下毛郡本耶馬溪町 同郡山国町 日田市 熊本 県阿蘇郡小国町

号 百九十二	西条市	徳島市	之江市 徳島県三好郡池田 町 同郡井川町 同県美馬 郡半田町 同郡穴吹町 同 県麻植郡山川町 同郡鴨島 町
号 百九十三	高松市	徳島県 海部郡 海南町	香川県香川郡香川町 徳島 県美馬郡穴吹町 同県麻植 郡山川町 同県名西郡神山 町 同県那賀郡上那賀町
号 百九十四	(略)	(略)	(略)
号 二百一	福岡市	福岡県 行橋市	飯塚市 福岡県嘉穂郡穂波 町 田川市 同県田川郡香 春町
号 二百二	(略)	(略)	(略)
号 二百三	唐津市	佐世保 市	佐賀県東松浦郡呼子町 同 郡鎮西町 伊万里市 松浦 市 長崎県北松浦郡田平町
号 二百四	(略)	(略)	(略)
号 二百五	日田市	北九州 市	福岡県朝倉郡嘉穂町 飯塚 市 直方市
号 二百六	(略)	(略)	(略)
号 二百七	中津市	熊本県 阿蘇郡 阿蘇町	大分県下毛郡本耶馬溪町 日田市 熊本県阿蘇郡小国 町

二百一十七号	熊本市	宇土市 熊本県宇土郡不知火町 同県下益城郡松橋町 同郡中央町 同郡砥用町 同県上益城郡矢部町 同県阿蘇郡蘇陽町 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町 同郡高千穂町	二百一十九号	熊本市	宇土市 熊本県宇土郡不知火町 同県下益城郡松橋町 同県八代郡宮原町 八代市 人吉市 同県球磨郡錦町 同郡湯前町 宮崎県児湯郡西米良村 西都市	二百二十号	宮崎市	日南市 宮崎県南那珂郡南郷町 串間市(北方) 鹿児島県曾於郡大崎町 鹿屋市 垂水市	二百一十七号	鹿屋市	鹿屋市 同県指宿郡山川町 指宿市	二百一十八号	鹿屋市	鹿屋市 同県指宿郡山川町 指宿市	二百一十九号	鹿屋市	鹿屋市 同県指宿郡山川町 指宿市	二百二十号	鹿屋市	鹿屋市 同県指宿郡山川町 指宿市	二百一十七号	鹿屋市	鹿屋市 同県指宿郡山川町 指宿市
--------	-----	--	--------	-----	--	-------	-----	---	--------	-----	------------------	--------	-----	------------------	--------	-----	------------------	-------	-----	------------------	--------	-----	------------------

二百一十七号	熊本市	宇土市 熊本県下益城郡松橋町 同郡砥用町 同県上益城郡矢部町 同県阿蘇郡蘇陽町 宮崎県西臼杵郡高千穂町	二百一十九号	熊本市	宇土市 熊本県下益城郡松橋町 八代市 同県球磨郡錦町 同郡湯前町 宮崎県児湯郡西米良村 西都市	二百二十号	宮崎市	日南市 串間市 鹿児島県曾於郡大崎町 鹿屋市 垂水市	二百一十七号	鹿屋市	鹿屋市 同県指宿郡山川町 指宿市	二百一十八号	鹿屋市	鹿屋市 同県指宿郡山川町 指宿市	二百一十九号	鹿屋市	鹿屋市 同県指宿郡山川町 指宿市	二百二十号	鹿屋市	鹿屋市 同県指宿郡山川町 指宿市	二百一十七号	鹿屋市	鹿屋市 同県指宿郡山川町 指宿市
--------	-----	---	--------	-----	---	-------	-----	----------------------------	--------	-----	------------------	--------	-----	------------------	--------	-----	------------------	-------	-----	------------------	--------	-----	------------------

二百一十七号	留明市	北海道石狩郡石狩町 同道浜益郡浜益村	二百一十八号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町	二百一十九号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町	二百二十号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町	二百一十七号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町	二百一十八号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町	二百一十九号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町	二百二十号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町
--------	-----	--------------------	--------	-----	------------------------------------	--------	-----	------------------------------------	-------	-----	------------------------------------	--------	-----	------------------------------------	--------	-----	------------------------------------	--------	-----	------------------------------------	-------	-----	------------------------------------

二百一十七号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町	二百一十八号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町	二百一十九号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町	二百二十号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町	二百一十七号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町	二百一十八号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町	二百一十九号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町	二百二十号	留明市	北海道阿寒郡阿寒町 同道足寄郡足寄町 同道河東郡上士幌町 同郡士幌町
--------	-----	------------------------------------	--------	-----	------------------------------------	--------	-----	------------------------------------	-------	-----	------------------------------------	--------	-----	------------------------------------	--------	-----	------------------------------------	--------	-----	------------------------------------	-------	-----	------------------------------------



二百八十 一、 二百八十 二、	二百八十 三、	二百八十 四、	二百八十 五、	二百八十 六、	二百八十 七、	二百八十 八、	二百八十 九、	二百九十 号
	金石市	陸前高 田市	秋田市		米沢市		新潟市	新潟市 村上市
	花巻市 上閉伊郡宮守村 同県和賀 郡東和町	一関市	鹿角市 森吉町 同郡鷹巣町 大館 市	(略)	東根市 寒河江市 同郡河北町	(略)	いわき 市	新潟県 北魚沼 郡小出 町
同郡上磯町	遠野市(松崎町) 岩手県 上閉伊郡宮守村 同県和賀 郡東和町	気仙沼市 岩手県東磐井郡 千厩町	秋田県南秋田郡昭和町 同 郡飯田川町 同県北秋田郡 森吉町 同郡鷹巣町 大館 市	長井市 山形県西置賜郡白 鷹町 同県西村山郡大江町 寒河江市 同郡河北町	新潟県西蒲原郡巻町 同郡 吉田町 燕市 三条市 同 県南蒲原郡下田村 福島県 南会津郡只見町 同郡南郷 村 同郡田島町 同郡下郷 町 白河市 同県東白川郡 棚倉町 同郡鮎川村	新潟県白船郡神林村 同郡 関川村 新発田市 同県北 蒲原郡安田町 五泉市 加 茂市(黒水) 同県南蒲原 郡下田村 栃尾市 同県北 魚沼郡守門村 同郡広神村	新潟県 北魚沼 郡小出 町	新潟県 北魚沼 郡小出 町

二百八十 一、 二百八十 二、	二百八十 三、	二百八十 四、	二百八十 五、	二百八十 六、	二百八十 七、	二百八十 八、	二百八十 九、	二百九十 号
	金石市	陸前高 田市	秋田市		米沢市		新潟市	新潟市 村上市
	花巻市 遠野市(中央通り)	一関市	鹿角市 鷹巣町 同郡比内町	(略)	東根市 山形県西置賜郡白 鷹町 寒河江市 同県西村 山郡河北町	(略)	いわき 市	新潟県 北魚沼 郡小出 町
	遠野市(中央通り)	気仙沼市	秋田県南秋田郡飯田川町 同県北秋田郡森吉町 同郡 鷹巣町 同郡比内町	長井市 山形県西置賜郡白 鷹町 寒河江市 同県西村 山郡河北町	新潟県西蒲原郡吉田町 燕 市 三条市 同県南蒲原郡 下田村 福島県南会津郡只 見町 同郡南郷村 同郡田 島町 同郡下郷町 白河市 同県東白川郡棚倉町 同 郡鮎川村	新潟県白船郡関川村 新発 田市 同県北蒲原郡安田町 五泉市 加茂市(黒水) 同 県南蒲原郡下田村 栃 尾市 同県北魚沼郡守門村 同郡広神村	新潟県 北魚沼 郡小出 町	新潟県 北魚沼 郡小出 町

二百九十 一、	二百九十 二、	二百九十 三、	二百九十 四、	二百九十 五、	二百九十 六、	二百九十 七、	二百九十 八、	二百九十 九、	三百号	三百一 号
群馬県 吾妻郡 長野原 町	群馬県 吾妻郡 新井市	(略)	柏市 会津若 松市		八日市 市	館山市	和光市	茅野市	浜松市	豊田市
群馬県吾妻郡六合村 長野 県下高井郡山ノ内町 中野 市 飯山市	群馬県吾妻郡六合村 長野 県下高井郡山ノ内町 中野 市 飯山市	(略)	我孫子市 取手市 水海道 市 下妻市 下館市 真岡 市 栃木県芳賀郡益子町 同郡茂木町 同県那須郡小 川町 同郡湯津上村 同郡 黒羽町 白河市 福島県岩 瀬郡長沼町	(略)	千葉県印旛郡富里町 同郡 酒々井町 佐倉市 八千代 市	千葉県安房郡丸山町 鴨川 市 勝浦市 同県夷隅郡大 多喜町	戸田市 浦和市 川口市 草加市 八潮市 三郷市 東京都葛飾区(東金町七丁 目) 松戸市	長野県南佐久郡八千穂村 同郡佐久町 群馬県多野郡 上野村 同郡中里村 秩父 市 飯能市 日高市	静岡県浜名郡新居町 湖西 市 同県引佐郡三ヶ日町	静岡県浜名郡新居町 湖西 市 同県引佐郡三ヶ日町

二百九十 一、	二百九十 二、	二百九十 三、	二百九十 四、	二百九十 五、	二百九十 六、	二百九十 七、	二百九十 八、	二百九十 九、	三百号	三百一 号
群馬県 吾妻郡 長野原 町	群馬県 吾妻郡 新井市	(略)	柏市 会津若 松市		八日市 市	館山市	和光市	茅野市	浜松市	豊田市
群馬県吾妻郡六合村 長野 県下高井郡山ノ内町 中野 市 飯山市	群馬県吾妻郡六合村 長野 県下高井郡山ノ内町 中野 市 飯山市	(略)	我孫子市 取手市 水海道 市 下妻市 下館市 真岡 市 栃木県芳賀郡益子町 同郡茂木町 同県那須郡小 川町 同郡湯津上村 白河 市	(略)	千葉県印旛郡富里村 同郡 酒々井町 佐倉市 八千代 市	鴨川市 勝浦市 千葉県夷 隅郡大多喜町	戸田市 浦和市 川口市 草加市 三郷市 松戸市	長野県南佐久郡八千穂村 同郡佐久町 群馬県多野郡 上野村 秩父市 飯能市	静岡県浜名郡新居町 湖西 市 同県引佐郡三ヶ日町	静岡県浜名郡新居町 湖西 市 同県引佐郡三ヶ日町

三百十号	界市	石床市	大坂茨山市 可内支野市	新城市 愛知県東加茂郡下山村
三百九号				
三百八号				
三百七号	彦根市	牧方市	滋賀県大上郡多賀町 八日市市 同県蒲生郡日野町 同県甲賀郡水口町 同郡信楽町 城陽市 京都府綾喜郡田辺町	愛知県西春日井郡春日町 名古屋市区 同市北区 春日井市 名古屋守山区 同市名東区 同市天白区 同市緑区 東海市 同県海部郡飛鳥村 名古屋市港区
三百六号	津市	彦根市	重県三重郡益野町 同県員弁郡大安町 同郡北勢町 同郡藤原町 滋賀県大上郡多賀町	岐阜県本巣郡北方町 同郡糸賀町 同県揖斐郡揖斐川町 同郡藤橋村 滋賀県伊香郡木之本町 同郡西浅井町 同県高島郡マキノ町 同郡今津町
三百五号	金沢市	今庄町	南条郡 井市(浜住町) 福井県丹生郡越前町 同県南条郡河野村 同郡南条町	石川県石川郡野々市町 松任市 小松市 加賀市 福井県
三百四号				
三百三号	岐阜市	福井県	速敷郡 上中町	岐阜市
三百二号	名古屋市区	名古屋市区		

三百十号	界市	石床市	可内支野市	新城市 愛知県西春日井郡春日町
三百九号				
三百八号				
三百七号	彦根市	牧方市	滋賀県大上郡多賀町 八日市市 同県蒲生郡日野町 同県甲賀郡水口町 同郡信楽町 城陽市	愛知県西春日井郡春日町 名古屋市区 同市北区 春日井市 名古屋守山区 同市名東区 同市天白区 同市緑区 東海市 同県海部郡飛鳥村 名古屋市港区
三百六号	津市	彦根市	重県員弁郡大安町 同郡北勢町 同郡藤原町 滋賀県大上郡多賀町	岐阜県本巣郡北方町 同県揖斐郡揖斐川町 同郡藤橋村 滋賀県伊香郡木之本町 同郡西浅井町 同県高島郡マキノ町 同郡今津町
三百五号	金沢市	河野村	南条郡 井市(浜住町) 福井県丹生郡越前町	石川県石川郡野々市町 松任市 小松市 加賀市 福井県
三百四号				
三百三号	岐阜市	福井県	速敷郡 上中町	岐阜市
三百二号	名古屋市区	名古屋市区		

三百一十一号				(略)
三百一十二号	宮津市	姫路市	同県神崎郡神崎町	京都府与謝郡野田川町 同府中郡峰山町 同府熊野郡久美浜町 豊岡市 兵庫県城崎郡日高町 同県養父郡八鹿町 同県朝来郡和田山町 同郡朝来町 同郡生野町
三百一十三号	福山市	鳥取県 北条町	倉吉市	岡山県真庭郡勝山町 同郡久世町 高梁市 井原市 広島県深安郡神辺町
三百一十四号	福山市	鳥根県 飯石郡 三刀屋	福山市	大原郡 木次町
三百一十五号				(略)
三百一十八号				(略)
三百一十九号	坂出市	伊予三島市	丸亀市 普通寺市 香川県 仲多度郡琴平町 徳島県三好郡井川町 同郡池田町 同郡山城町	丸亀市 普通寺市 香川県 仲多度郡琴平町 徳島県三好郡井川町 同郡池田町 同郡山城町
三百二十号				(略)
三百二十一号	長崎市	熊本県 宇土郡 三角町	熊本県 宇土郡 三角町	熊本県 宇土郡 三角町
三百二十二号				(略)

三百一十一号				(略)
三百一十二号	宮津市	姫路市	同県神崎郡神崎町	京都府与謝郡野田川町 同府熊野郡久美浜町 豊岡市 兵庫県城崎郡日高町 同県養父郡八鹿町 同県朝来郡和田山町 同郡朝来町 同郡生野町
三百一十三号	倉吉市	福山市	倉吉市	岡山県真庭郡勝山町 同郡久世町 高梁市 井原市 広島県深安郡神辺町
三百一十四号	福山市	鳥根県 大原郡 木次町	福山市	大原郡 木次町
三百一十五号				(略)
三百一十八号				(略)
三百一十九号	坂出市	香川県 仲多度郡琴平町	丸亀市 普通寺市	丸亀市 普通寺市
三百二十号				(略)
三百二十一号	長崎市	熊本県 宇土郡 三角町	熊本県 宇土郡 三角町	熊本県 宇土郡 三角町
三百二十二号				(略)





三百六十 六号	半田市	名古屋	大府市
三百六十 七号	(略)		
三百六十 八号	三重県 上野市 多気郡 勢和村	奈良県宇陀郡御杖 村(三重県一志郡美杉村 同県飯南郡飯南町)	
三百六十 九号	奈良市	奈良県山辺郡都祁村 同県 宇陀郡榛原町 同郡御杖村 三重県一志郡美杉村 同 県飯南郡飯南町	
三百七十 号	海南市	奈良県 山辺郡 都祁村 原町	和歌山県伊都郡高野町 橋 本市 五條市 奈良県生野 郡大淀町 同郡吉野町 同 県宇陀郡大字陀町 同郡榛 原町
三百七十 一号	河内長 野市	和歌山 県西牟 婁郡串 本町	和歌山 野町 同郡花園村 同県白 高郡龍神村 同県西牟婁郡 中辺路町 同県東牟婁郡古 座川町
三百七十 二号	亀岡市	姫路市	京都府船井郡園部町 兵庫 県多紀郡篠山町 同郡丹南 市 同県加東郡社町 加西
三百七十 三号	赤穂市	鳥取市	兵庫県佐用郡上月町 同郡 佐用町 岡山県英田郡大原 町 鳥取県八頭郡智頭町 同郡用瀬町
三百七十 四号	備前市	津山市	岡山県赤松郡吉井町 同県 英田郡美作町
三百七十 五号	呉市	大田市	東広島市 広島県賀茂郡豊 栄町 三次市 同県双三郡 作木村

三百六十 六号	半田市	知立市	大府市 刈谷市(中手町七 丁目)
三百六十 七号	(略)		
三百六十 八号	三重県 上野市 多気郡 勢和村	名張市 奈良県宇陀郡御杖 村 三重県飯南郡飯南町	
三百六十 九号	奈良市	奈良県山辺郡都祁村 同県 宇陀郡榛原町 同郡御杖村 三重県飯南郡飯南町	
三百七十 号	橋本市	奈良県 山辺郡 都祁村	五条市 奈良県吉野郡大淀 町 同郡吉野町 同県宇陀 郡大字陀町 同郡榛原町
三百七十 一号	河内長 野市	和歌山 県西牟 婁郡串 本町	橋本市 和歌山県白高郡竜 神村 同県西牟婁郡中辺路 町 同県東牟婁郡古座川町
三百七十 二号	亀岡市	姫路市	兵庫県多紀郡篠山町 同郡 丹南町 同県加東郡社町 加西市
三百七十 三号	赤穂市	鳥取市	兵庫県佐用郡上月町 同郡 佐用町 鳥取県八頭郡智頭 町
三百七十 四号	備前市	津山市	岡山県英田郡美作町
三百七十 五号	呉市	大田市	東広島市 三次市 広島県 双三郡作木村

三百七十 六号	山口市	山口県 玖珂郡 周東町	山口県佐波郡徳地町 新南 (関市(埴) 徳山市(長徳 長徳)
三百七十 七号	鳴門市	香川県 三豊郡 豊浜町	香川県大川郡白鳥町 同県 木田郡三木町 同県香川郡 香川町 同県綾歌郡綾歌町 同県仲多度郡琴平町 同 郡仲南町 観音寺市(粟井 町)
三百七十 八号	伊予市	愛媛県 北宇和 郡吉田	愛媛県西宇和郡保内町 八 幡浜市
三百七十 九号	須崎市	宇和島 市	(略)
三百八十 号	須崎市	高知県高岡郡窪川町 同県 幡多郡大正町 同郡西土佐 村 愛媛県北宇和郡広見町	
三百八十 一号	長崎県 南松浦 郡喜江 町	佐世保 市	(略)
三百八十 二号	長崎県 南松浦 郡喜江 町	長崎県南松浦郡五支浦町 福江市 同郡奈島町 同 郡有川町	
三百八十 三号	長崎県 南松浦 郡喜江 町	佐世保 市	福江市 長崎県南松浦郡奈 島町 同郡有川町
三百八十 四号	長崎県 南松浦 郡喜江 町	佐世保 市	福江市 長崎県南松浦郡奈 島町 同郡有川町
三百八十 五号	長崎県 南松浦 郡喜江 町	佐世保 市	福江市 長崎県南松浦郡奈 島町 同郡有川町
三百八十 六号	長崎県 南松浦 郡喜江 町	佐世保 市	福江市 長崎県南松浦郡奈 島町 同郡有川町
三百八十 七号	宇佐市	熊本市	大分県宇佐郡内町 同県 玖珠郡玖珠町 同郡九重町 熊本県阿蘇郡小国町 大 分県日田郡中津江村 菊池

三百七十 六号	山口市	山口県 玖珂郡 周東町	新南陽市(埴) 徳山市(長 徳)
三百七十 七号	高松市	香川県 三豊郡 豊浜町	香川県仲多度郡琴平町 観 音寺市(粟井町)
三百七十 八号	八幡浜 市	伊予市	愛媛県西宇和郡保内町
三百七十 九号	須崎市	宇和島 市	(略)
三百八十 号	須崎市	高知県高岡郡窪川町 同県 幡多郡大正町 愛媛県北宇 和郡広見町	
三百八十 一号	長崎県 南松浦 郡喜江 町	佐世保 市	(略)
三百八十 二号	長崎県 南松浦 郡喜江 町	佐世保 市	福江市 長崎県南松浦郡奈 島町 同郡有川町
三百八十 三号	長崎県 南松浦 郡喜江 町	佐世保 市	福江市 長崎県南松浦郡奈 島町 同郡有川町
三百八十 四号	長崎県 南松浦 郡喜江 町	佐世保 市	福江市 長崎県南松浦郡奈 島町 同郡有川町
三百八十 五号	長崎県 南松浦 郡喜江 町	佐世保 市	福江市 長崎県南松浦郡奈 島町 同郡有川町
三百八十 六号	長崎県 南松浦 郡喜江 町	佐世保 市	福江市 長崎県南松浦郡奈 島町 同郡有川町
三百八十 七号	宇佐市	熊本市	大分県玖珠郡玖珠町 同郡 九重町 熊本県阿蘇郡小国 町 大分県日田郡中津江村 菊池市

三百九十 九号	三百九十 八号	三百九十 七号	三百九十 六号	三百九十 五号	三百九十 四号	三百九十 号、 三百九十 三号	三百八十 九号	三百八十 八号	市
	石巻市		遠野市		むつ市		大牟田 市	佐伯市	
	本荘市	(略)	盛岡市	(略)	弘前市	(略)	阿久根 市	熊本県 球磨郡 湯前町	大分県南 海部郡 浦江町 延岡市 宮崎県 東臼杵郡 門川町 同郡西郷 村 同郡南郷 村 同郡椎葉 村
茨城県那珂市大宮町 房木	田県由利郡東由利町 同郡花山村 湯沢市 秋田県由利郡東由利町		岩手県陸奥郡大迫町 同県 紫波郡紫波町		青森県上北郡六ヶ所村 同 郡七戸町 同郡十和田湖町 青森市 黒石市		荒尾市 熊本県志名郡長洲 町 長崎県南高来郡国見町 同郡小浜町 同郡口之津 町 熊本県天草郡五和町 同郡苓北町 同郡河浦町 牛深市 鹿児島県出水郡長 島町		

三百九十 九号	三百九十 八号	三百九十 七号	三百九十 六号	三百九十 五号	三百九十 四号	三百九十 号、 三百九十 三号	三百八十 九号	三百八十 八号	市
	湯沢市		遠野市		弘前市		阿久根 市	佐伯市	
	石巻市	(略)	盛岡市	(略)	青森県 上北郡 七戸町	(略)	長崎市	延岡市	
茨城県那珂市大宮町 房木	津川町 同県杜鹿郡女川町 同郡中田町 同県本吉郡志 津川町 同県登米郡登米 町 同郡中田町 同県本吉郡志 津川町 同県杜鹿郡女川町		岩手県陸奥郡大迫町		黒石市 青森市		鹿児島県出水郡長島町 牛 深市 熊本県天草郡河浦町 同郡苓北町	大分県南 海部郡 浦江町	

四百八号	四百七号	四百六号	四百五号	四百四号	四百三号	四百二号	四百一号	四百号	市	
成田市	足利市		群馬県 吾妻郡 六合村		新潟市	柏崎市	会津若 松市	水戸市		
栃木県 塩谷郡 新井町	入間市	上越市			松本市	新潟市	沼田市	福島県 郡山 西会津	福島県 郡山 西会津	
牛久市 つくば市 下妻市 下館市 真岡市 宇都宮	太田市 熊谷市 東松山市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高 市 狭山市 (根岸)	(略)	長野県下水内郡栄村 新潟 県中魚沼郡津南町 同県東 頸城郡安塚町	(略)	新潟県中蒲原郡亀田町 新 津市 加茂市 (寿町) 三 条市 同県三島郡三島町 長岡市 同郡越后町 小千 谷市 同県刈羽郡小国町 同県中魚沼郡川西町 同県 東頸城郡松代町 同郡安塚 町 飯山市 長野県下高井 郡山ノ内町 中野市 須坂 市 長野市 更埴市 同県 東筑摩郡明科町	新潟県三島郡出雲崎町 同 郡寺泊町 同県西蒲原郡巻 町	福島県南会津郡下郷町 同 南会津郡南郷村 同郡伊南 村 同郡檜枝岐村 群馬県 利根郡片品村	福島県南会津郡田島町 同 県大沼郡昭和村 同郡金山 山町 同郡三島町	県那須郡小川町 同郡湯津 上村 大田原市 同郡西那 須野町 同県塩谷郡藤原町 福島県南会津郡田島町 同 県大沼郡昭和村 同郡金山 山町 同郡三島町	

四百八号	四百七号	四百六号	四百五号	四百四号	四百三号	四百二号	四百一号	四百号	市
茨城県 筑波郡 成田市	足利市		上越市		新潟県 中蒲原 郡亀田 町	柏崎市	会津若 松市	水戸市	
茨城県筑波郡牛久市	入間市	新潟県 南魚沼 郡塩沢 町			新潟県 中蒲原 郡亀田 町	新潟市	沼田市	福島県 郡山 西会津	福島県 郡山 西会津
	太田市 熊谷市 東松山市 坂戸市 狭山市 (根岸)	(略)	新潟県中魚沼郡津南町 同 郡中里村	(略)	加茂市 (寿町) 新津市	新潟県三島郡出雲崎町 同 郡寺泊町	福島県南会津郡下郷町 同 郡田島町 同郡南郷村 同 郡伊南村 同郡檜枝岐村 群馬県利根郡片品村	同県大沼郡金山町 同郡三 島町	県那須郡小川町 同郡湯津 上村 大田原市 同郡西那 須野町 同県塩谷郡藤原町 福島県南会津郡田島町 同 県大沼郡昭和村 同郡金山 山町 同郡三島町



四百三十 九号	倉敷市	福知山 市	津那加茂川町 津山市 同 県栗田郡大原町 兵庫県 粟那波留町 同県朝来郡朝 来町 同郡生野町 同県水 上郡青屋町
四百三十 一号	出雲市	米子市	平田市 松江市(菅田町) 島根県八束郡美保岡町 境港市
四百三十 二号	竹原市	松江市	広島県賀茂郡大和町 同県 世羅郡世羅町 同郡甲山町 庄原市 島根県仁多郡仁 多町
四百三十 三号	大竹市	三次市	廿日市市 広島県佐伯郡湯 来町 同県山県郡加計町 同郡千代田町 同県又三部 作木村
四百三十 四号	徳山市	三次市	山口県玖珂郡錦町 広島県 佐伯郡佐伯町 同郡吉和村 同県山県郡戸内町 同 郡加計町 同郡千代田町 同県又三部作木村
四百三十 五号	山口市	山口県 豊浦郡 豊北町	山口県美祢郡美東町 美祢 市 同県豊浦郡豊田町
四百三十 六号、 四百三十 七号	(略)	(略)	(略)
四百三十 八号	徳島市	坂出市	徳島県名西郡神山町 同県 美馬郡木屋平村 同県三好 郡東祖谷山村 同県美馬郡 貞光町 同郡半田町 香川 県綾歌郡綾歌町

四百三十 九号	津那加茂川町		
四百三十 一号	出雲市	米子市	平田市 松江市(菅田町) 境港市
四百三十 二号	竹原市	松江市	広島県世羅郡世羅町 同郡 甲山町 庄原市 島根県仁 多郡仁多町
四百三十 三号	大竹市	三次市	広島県佐伯郡廿日市町 同 県山県郡加計町 同郡千代 田町 同県又三部作木村
四百三十 四号	徳山市	三次市	山口県玖珂郡錦町 広島県 佐伯郡佐伯町 同県山県郡 戸内町 同郡加計町 同 郡千代田町 同県又三部作 木村
四百三十 五号	山口市	山口県 豊浦郡 豊北町	美祢市
四百三十 六号、 四百三十 七号	(略)	(略)	(略)
四百三十 八号	徳島市	坂出市	徳島県麻植郡鴨島町 同郡 山川町 同県美馬郡六吹町 同郡半田町 香川県綾歌 郡綾歌町

四百四十 九号	徳島市	中中市	徳島県名西郡神山町 同県 美馬郡木屋平村 同県三好 郡東祖谷山村 高知県長岡 郡大豊町 同県吾川郡吾北 村 同郡池川町 同郡吾川 村 同県高岡郡東津野村 同県幡多郡大正町
四百四十 一号	大洲市	中中市	愛媛県北宇和郡広見町 高 知県幡多郡西土佐村
四百四十 二号	(略)	(略)	(略)
四百四十 三号	大川市	熊本県 八代郡 宮原町	柳川市 福岡県山門郡三橋 町 同郡瀬高町 山鹿市 菊池市 熊本県菊池郡大津 町 同県上益城郡御船町 同県下益城郡中央町
四百四十 四号	(略)	(略)	(略)
四百四十 五号	熊本市	人吉市	熊本県上益城郡嘉島町 同 郡御船町 同郡矢部町 同 県下益城郡砥用町 同県球 磨郡五木村
四百四十 六号	日向市	熊本県 球磨郡 湯前町	宮崎県東臼杵郡東郷町 同 郡南郷村 同郡椎葉村
四百四十 七号	(略)	(略)	(略)
四百四十 八号	指宿市	宮崎市	鹿児島県指宿郡山川町 同 県肝属郡佐多町 同郡大根 占町 同郡内之浦町 同県 曾於郡大崎町 串間市(都 井) 宮崎県南那珂郡南郷 町 日南市

四百四十 九号	徳島市	中中市	徳島県名西郡神山町 同県 三好郡東祖谷山村 高知県 長岡郡大豊町 同県吾川郡 吾北村 同郡吾川村 同県 高岡郡東津野村 同県幡多 郡大正町
四百四十 一号	大洲市	中中市	愛媛県北宇和郡広見町 高 知県幡多郡大正町
四百四十 二号	(略)	(略)	(略)
四百四十 三号	大川市	山鹿市	柳川市 福岡県山門郡三橋 町 同郡瀬高町
四百四十 四号	(略)	(略)	(略)
四百四十 五号	熊本市	人吉市	熊本県上益城郡嘉島町 同 郡御船町 同郡矢部町 同 県下益城郡砥用町 同県球 磨郡五木村
四百四十 六号	日向市	熊本県 球磨郡 湯前町	宮崎県東臼杵郡東郷町 同 郡南郷村 同郡椎葉村
四百四十 七号	(略)	(略)	(略)
四百四十 八号	指宿市	宮崎市	鹿児島県指宿郡山川町 同 県肝属郡佐多町 同郡大根 占町 同郡内之浦町 同県 曾於郡大崎町 串間市 日 南市



四百七十 八号	横滨市	木更津市	埼玉県比企郡川島町 横川市 北本市 同県南埼玉郡葛蒲町 久喜市 幸手市 茨城県谏野郡五霞村 同郡境町 岩井市 水海道市 つくば市 牛久市 千葉県香取郡下総町 成田市 同郡大栄町 東金市 茂原市 同県長生郡長南町 市原市 袖ヶ浦市
四百六十八 九号	御殿場市	山梨県南巨摩郡富沢町	裾野市 富士市 富士宮市
四百七十 号	輪島市	砺波市	七尾市 氷見市 高岡市 富山県西礪波郡福岡町 小矢部市
四百七十 一号	羽咋市	岐阜県上宝村	石川県羽咋郡押水町 小矢部市 富山県東礪波郡庄川町 同県福井郡八尾町 岐阜県吉城郡河合村 同郡古川町 同郡神岡町
四百七十 二号	新湊市	岐阜県郡上郡八幡町	富山県埴谷郡婦中町 同郡八尾町 岐阜県吉城郡河合村 同郡古川町 高山市 同県大野郡清見村 同郡在川村
四百七十 三号	蒲郡市	静岡県榛原郡相良町	岡崎市 愛知県東加茂郡下山村 同県北設楽郡設楽町 同郡東栄町 静岡県磐田郡佐久間町 天竜市 同県榛原郡中川根町 同郡金谷町
四百七十 四号	飯田市	静岡県引佐町	長野県下伊那郡上村 静岡県磐田郡水窪町 同郡佐久間町 愛知県北設楽郡東栄町 同県南設楽郡鳳来町

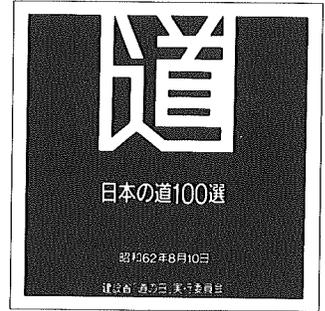
四百七十 五号	豊田市	四日市市	愛知県西加茂郡藤岡町 瀬戸市 土岐市 可児市 美濃加茂市 関市 岐阜市 岐阜県山県郡高富町 同県本巣郡糸貫町 大垣市 三重県員弁郡大安町 同郡東員町
四百七十 六号	大野市	敦賀市	福井県今立郡池田町 同県南条郡今庄町
四百七十 七号	四日市市	池田市	三重県三重郡菟野町 滋賀県蒲生郡日野町 同郡竜王町 近江八幡市 守山市 大津市(真野) 京都市(左京区) 京都府北桑田郡京北町 同府船井郡八木町 同郡園部町 亀岡市 川西市
四百七十 八号	宮津市	京都府久世郡久御山町	舞鶴市 綾部市 京都府船井郡和知町 同郡瑞穂町 同郡丹波町 同郡園部町 同郡八木町 亀岡市 京都市 長岡京市 同府乙訓郡大山崎町 八幡市
四百七十 九号	豊中市	大阪府住之江区	吹田市 守口市 大阪市旭区 同市東成区 同市平野区
四百八十 一号	和泉市	有田市	和歌山県那賀郡那賀町 同県伊都郡かつらぎ町 同郡高野町 同郡花園村 同県有田郡金屋町
四百八十 二号	関西国 際空港 郷	泉佐野市 市上之郷	京都府竹野郡丹後町 同府中郡峰山町 同府熊野郡久美浜町 兵庫県出石郡但東町 同郡出石町 豊岡市



五百七号	五百六号	五百五号	五百四号	五百三号	
糸満市	港 那覇空	国頭郡 本部町	鹿屋市	阿蘇郡 高森町	熊本県 阿蘇郡
那覇市	西原町 中頭郡	名護市	鹿屋市 鹿屋島 郡野田	日向市	
那覇市 郡南風原町	沖繩県 西原町 郡南風原町	沖繩県 国頭郡 今帰仁村	鹿屋市 鹿屋島 郡野田 摩那宮之城町	日向市 東臼杵郡 諸塚村 同郡 東郷町	熊本県 阿蘇郡 蘇陽町 宮崎 県 西臼杵郡 五ヶ瀬町 同県 同郡 西郷村

三重町





# 歴史をきざむ日本の名橋

—瀬田唐橋(主要地方道大津能登川長浜線)—

## 滋賀県

### 一 まえがき

近つ淡海の国という美しい古名をもつ近江国(滋賀県)は、日本のほぼ真ん中に位置し、周囲は、比叡・比良・伊吹・鈴鹿等の山々に囲まれ、その中央には、日本一の湖・琵琶湖を有する山紫水明の地である。

湖の面積は、約六八〇平方kmで、県土面積の約六分の一を占め、その水量は、二七五億tあり、「近畿の水瓶」と称されている。

琵琶湖に注ぐ河川は、一二〇程あるが、ここから流れ出る河川は、瀬田川だけである。(琵琶湖疎水を除く。)

もともと川幅は、それほど広くなく、河床も浅かったこの川に架かる橋は、明治二二年までは唐橋以外になかった。

瀬田川に橋が架かった年代は、不詳であるが、今から千数百年前に丸木橋らしきものがあったという説がある。しかし、架橋

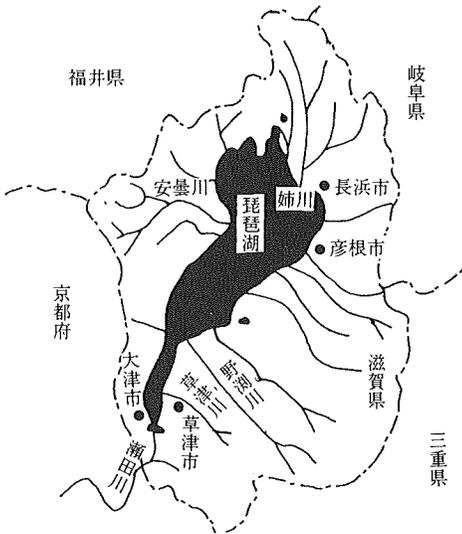
位置やその構造、名称などは定かでない。

この地は、古来から、京の都と東国を結ぶ交通の要衝であり、軍事上の要害として位置していたため、時の天下人の最重要地点となり、戦国時代には、「唐橋を制するものは、天下を制す。」といわれ、戦乱の度に、橋桁が落とされたり、焼かれたりしてきた。

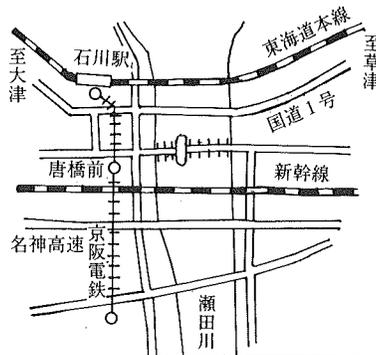
戦国の名将武田信玄も、上洛の途上病に倒れ生涯を閉じる際、その子を枕元に呼び「瀬田橋に

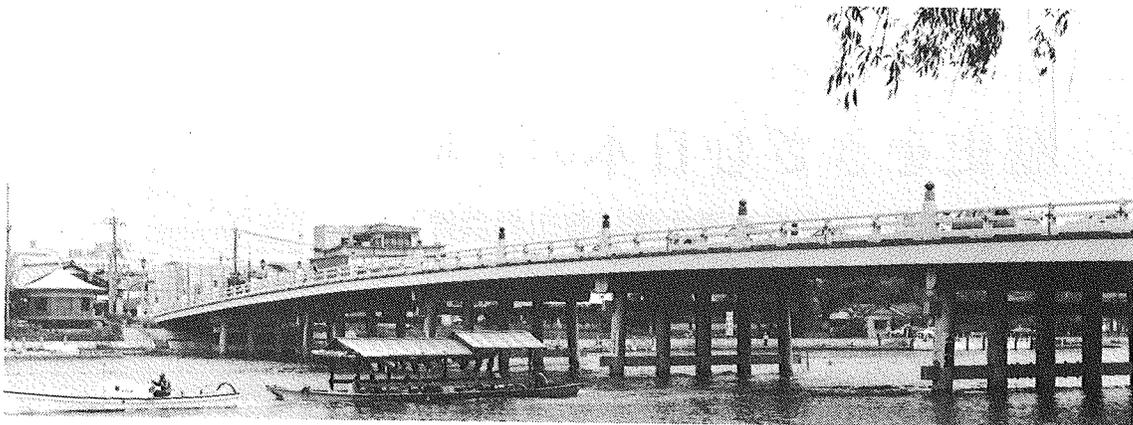
風林火山の我が旗を立てよ」と遺言したと言う。

江戸幕府は、他に橋をかけることを禁じ、膳所城主に保護管理の任務を課した。

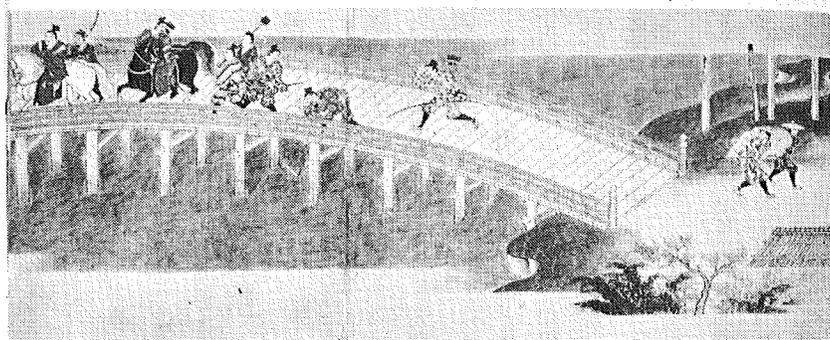


滋賀県・唐橋付近位置図





▲唐橋全景



瀬田橋 ▶

(14世紀・石山寺縁起絵巻)



広重・瀬田夕照(近江八景)

その一方、近江八景「瀬田の夕照」で知られるようにその美しい風景は、この地を訪れる人々の心をなごませ、画人遊子の手により幾多の名画や詩歌が生まれている。

## 二 戦乱の歴史

山一つこえれば、京や奈良の都という場所にあり、昔から様々な歴史の興亡に巡り会ってきた。

仁申の乱(六七二年)で、大海人皇子(天武天皇)が、美濃から瀬田まで攻め上ったとき、

大友皇子は、唐橋に陣を構え、橋を切り落としたと『日本書紀』にある。そもそも、これが戦のために、唐橋が切り落とされた最初だと言う。

その後も、木曾義仲が鎌倉勢の追撃を受けた寿永の戦い(一一八四年)・鎌倉時代の佐々木一族が敵味方に分かれて戦った承久の乱(一二二一年)・足利尊氏の軍勢が死闘を繰り広げた建武の戦(一三三六年)等、多くの戦乱の舞台となり、唐橋は、幾度も赤い血糊に染められた。いかに軍事上、交通上極めて重

要な橋であったかが推測できる。

### 三 織田信長と唐橋

安土桃山時代に入り、天正三年（一五七五年）天下統一のため入京した織田信長は、近くの瀬田城主山岡景隆らに命じて、栃木村山中から材木を取り寄せ、長さが、一八〇間（約三五〇m）幅が、四間（七・二m）のこの橋をわずか九〇日間の突貫工事で完成させ、天下人の名声をあげたという。

橋の中央には、通行人のための休憩所を設け、唐金擬宝珠や桁隠しを施し、太鼓橋の様なゆるやかな勾配をもった優雅な唐橋ができたという。

橋が竣工した翌年、天正四年の正月に安土城を築城した信長は、それから七年後、備中高松の毛利攻めをしている豊臣秀吉の応援のため、この橋を渡り京に着いた。

しかし、その二日後、本能寺で明智光秀の襲撃により亡くな

った。

謀反に成功した光秀は、安土城を占領し近江へ入ってきた。

それになりたいし、瀬田城主は、唐橋を焼き落とし光秀の安土入りを拒んだ。

この焼失した唐橋を架けたのは、秀吉で、現在のような大橋、小橋の二橋になったのもこの時だと言う説が有力である。

江戸時代、橋は幕府の掌管で、保護管理も膳所藩の重要任務の一つであった。一六回の架換え後、明治を迎えた。

### 四 木橋から鉄筋コンクリート橋へ

明治二八年に竣工して以来、

歳月を経ること二〇有余年、木橋の瀬田橋は、その腐朽が甚だしかった。ところが、近く道路法が制定され、新しい道路構造規格の基本が定められるのとこのとで、たちまち応急手当をして維持されてきた。

そして、大正八年（一九一九

年）四月法制定、一二月に道路

構造令が公布された。これによ

り、唐橋は、この規定に準じ、

堅牢かつ耐久力に富んだ構造と

すること。他方、日本三名橋（宇

治橋・山崎橋）として、その形

態には努めて古来の風姿を忍ぶ

よう、特に慎重に考慮され大正

九年事業化された。

大正一三年竣工したが、これ

まで木橋であった唐橋が、この

架換えによって鉄筋コンクリー

ト構造になった。

地震を考慮した下部工や椽材

で被覆し周囲の調和を考慮した

桁隠し、あるいは、高欄との調

和や古来の型態を存置する必要

から橋面は敷板張りで施工して

いる。

この橋は、昭和三九年主桁の

一部補強や床版の打替えがされ

た。

折しもこの年には、下流三〇

〇mの地点に名神高速道路の瀬

田大橋が架橋、また、昭和三四

年には、唐橋から上流三〇〇m

の地点に国道一号バイパス瀬田

川大橋が竣工しているなど、瀬

田川を渡る交通の流れが、大き

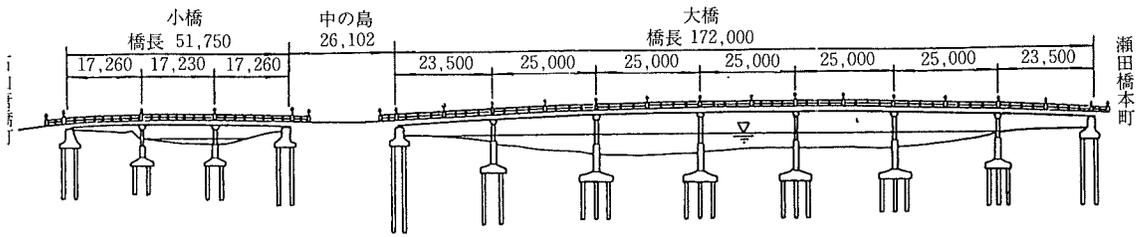
く変化する時期であった。

### 五 昭和の架換え

大正一三年の架換え以来約五〇年を経過した唐橋は、昭和四八年九月には、通行車両の荷重制限を行うなどどうにか交通の安全を図っていたが、日毎に危険は増大する一方であった。

そのため、昭和四九年度、国庫補助橋梁整備事業としてこの名橋の架換え工事が着手された。架換えについては、旧橋の歴史的文化財価値および景観の保全に努めるため、「瀬田唐橋架換対策委員会」を設置、橋梁の構造力学からあるいは歴史家、美術家等の各々の専門学識経験者等で、慎重な協議がされ、設計が行われた。

この委員会の審議過程で特に議論の中心になったのは径間長で、それにもなう桁高・橋脚



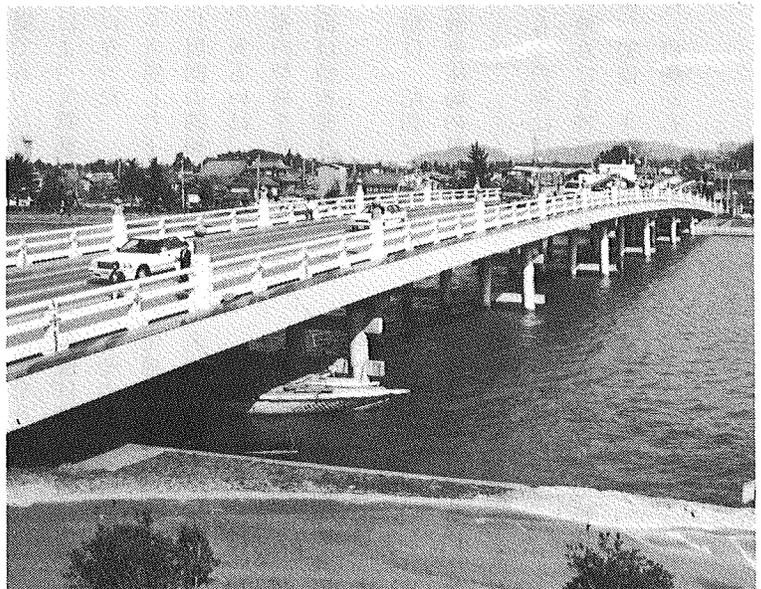
唐橋の現況(昭和54年竣工)の一般図

躯体の外観形状であった。

唐橋のイメージは、江戸時代に描かれた広重の画でも橋脚数の多い短径間で有り、古来の姿をできるだけ忠実に保存するために短径間長が望まれる。が、疎通を目的とした河川工作物設置基準の意向と相反するため、模型や比較図を作成し詳しく検討するとともに、河川管理者とも調整して最終的に別図の通りの径間に決定した。

上部構造は、決定された径間長に基き、桁高をできる限り低くし、側面からみた感じをできるだけスレンダーとなるようにした。また、古来の太鼓型のイメージを残す六パーセント放物線縦断線形を確保した。

基本的な構造は、旧来のものと同じとし、擬宝珠は、銘の入った旧のものを用い、その支間は、模型などで検討された結果、脚柱の線に合わせ、また径間の中央にも設置することとなった。橋脚は、水上部の見える部分



唐橋全景(昭和54年竣工)

は、旧橋のような鳥居型の躯体にすべきとの委員会の意見により、その意匠には気を使い、受け梁、柱、貫について、その本数および寸法を鉄骨鉄筋コンクリート・ラーメン構造により力学的な解を得て、旧橋の構造形状に近づけるよう努力した。

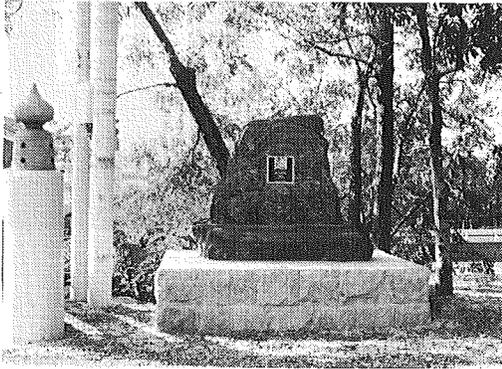
橋台は、逆T式で、法面石積は、旧橋の古典的形狀に合わせ、

旧橋の石を用い、通称お寺勾配と称する反りをつけ施工した。

こうして、総額約一八億円を投資した昭和の唐橋は、四年四ヶ月の工期で昭和五四年七月その華麗な姿を水面に映し出した。

## 六 唐橋の遺稿発掘

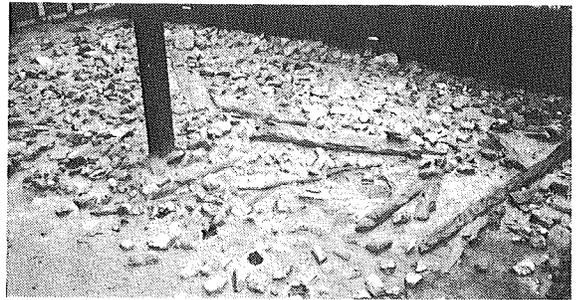
昭和六三年六月末、現唐橋架橋位置より下流約八〇mの位置



日本の道100選記念顕彰碑

で、水面下約三・五m地点から奈良時代の橋脚の遺構ではないかと思われる木造構造物が発掘され、当時の新聞紙上を賑わした。

もともとこの調査は、建設省による瀬田川浚渫工事に先立って滋賀県教育委員会により発掘調査が行われていたものである。調査の結果、橋の基礎構造物、橋脚台、大量の石群等が発見され、日本の古代から近世までを



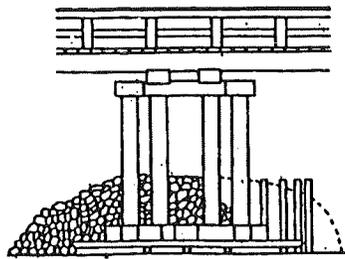
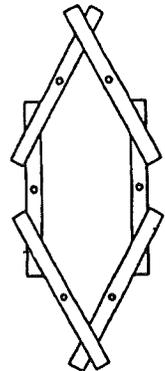
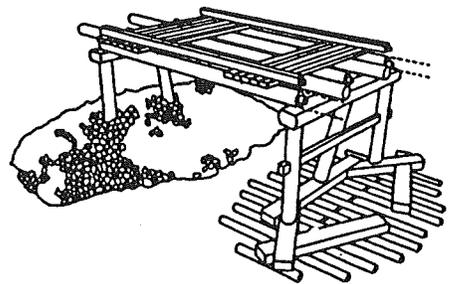
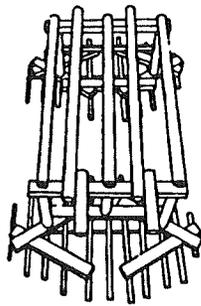
4本の枕土台で囲まれた内側の割栗石の状況

含めた橋の中でも例のないほどの大規模なもので、壬申の乱の際の瀬田橋との関連も想定でき、歴史的にも興味深いと注目を集めた。

## 七 あとがき

数々の歴史を刻み込んできた唐橋。

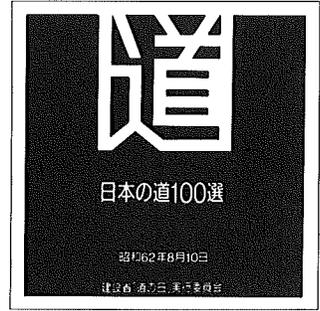
「幾代経ぬらむ 瀬田の唐橋」  
名神高速道路、京滋B・P、  
国道一号、J・R東海道新幹線、



(滋賀県教育委員会・財)滋賀県文化財保護協会)  
唐橋遺跡想像図

J・R東海道本線、等の橋に挟まれ、かつての瀬田川に架かる唯一の橋として重要だったこの橋もだんだん影が薄くなってきた。そうしたなか、昭和六一年「道の日」を記念して制定された「日本の道100選の一つに、歴史性に富んだ道路としてこの唐橋が選定され、この橋の歴史に新しい

ページを記した。これを記念し、昭和六二年八月七日この橋の畔に、顕彰碑が建立され、その除幕式が関係者多数の出席のもと盛大に開催された。これを機に、なお一層歴史の重み、意義、重要性を再認識したところである。



# フェニックスの並木道

## 橋公園通り (川原通線)

宮崎 市

### はじめに

宮崎市は、太古伊弉諾尊が筑紫の日向の橋の小戸の阿波岐原で禊祓をされたという神話をはじめ、神武天皇の皇居跡と伝えられる旧蹟等古くから民族発祥の神話にいろいろどられて、その神韻ゆかしい伝承が数多く残された日本のふるさとである。

さらに、「太陽と緑」に象徴されるように、太平洋を流れる黒潮によって温暖な気候風土に恵まれ、真冬にもほとんど雪を見ずする青島や国定公園につらなる風光は、まさに南国的色彩に富み、本市を訪れる観光客は年間五八〇万人をこえている。

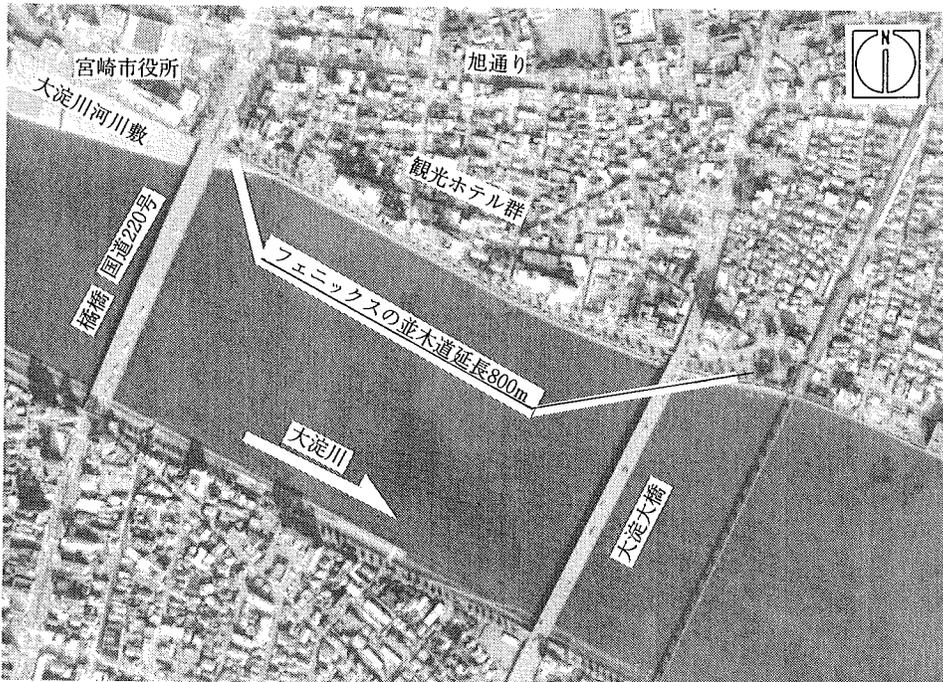
このように、温暖な気候と豊かな自然に恵まれた神話の国宮崎は、市民のたゆまぬ努力の中で育くまれ、人情味あふれる観光都市として成長してきた。

この観光宮崎を代表する景勝地の一つが、フェニックスの並

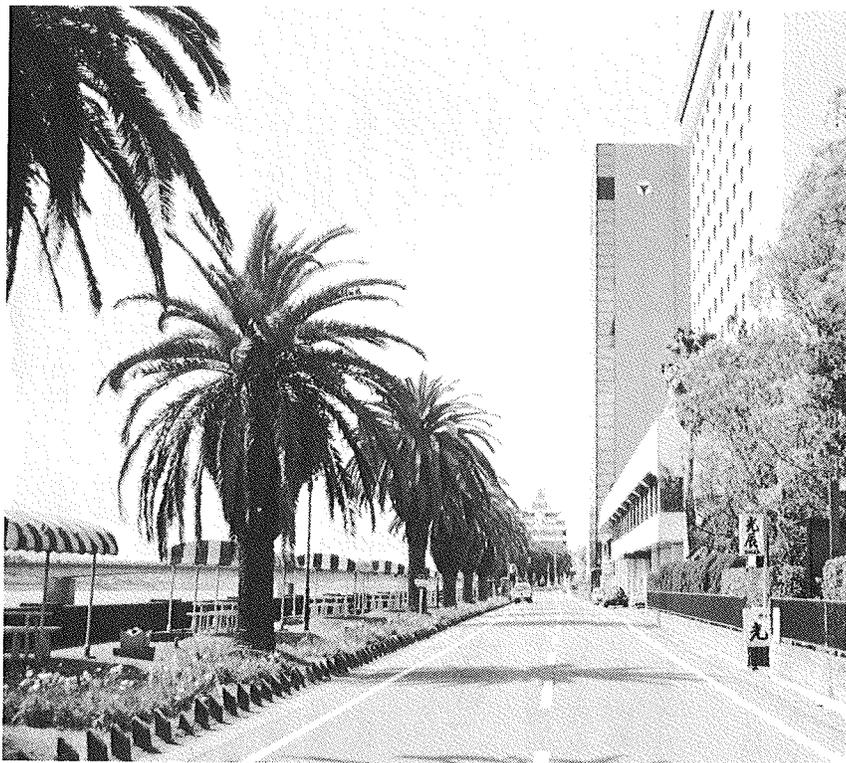
木道、川原通線である。

この川原通線は、宮崎市の中央部を流れる大淀川にかかる国道二二〇号線の橋橋北詰から川

岸に沿って走る約八〇〇メートルの市道である。大淀川護岸と道路の間には、青緑の芝生の中に数十本のフェニックスの大木



フェニックスの並木道と大淀川



フェニックスの並木道

が整然と植栽され、ところどころに赤と白、青と白とでカラフルに配色されたロンブルが設けられ、「橘公園」として整備されている。道路に面して建ち並ぶ一流のホテルや旅館、とうとう

と流れる大淀川、遠望の高千穂の峰などの霧島山系の風景がみにと調和して、橘公園と一体となった川原通線は、地元では「橘公園通り」と呼び親しまれ、観光客や市民が散策を楽しんで



橘公園

いる。

### 橘公園通りのおいたち

現在の川原通線周辺は、戦前には旅館が軒を並べていたが、昭和二〇年の空襲で焼け野原となった。昭和二十一年、県施行の戦災復興土地区画整理事業とともに、川原通線は、宮崎復興都市計画道路五〇路線の内の一として、都市計画決定された。昭和二十二年、土地区画整理事業の中で県と地元との熱心な話し合いの結果、川原通線と公園の

用地が確保された。公園の名称は、当時の日向観光協会が公募して決められ、最も多かったのが「たちばな公園」で次が「淀公園」であった。同年開園したが、昭和二十九年一月一日からの南国宮崎産業観光大博覧会を機に、宮崎交通の岩切章太郎氏より、将来の新しい観光宮崎の実現を目指して、五〇本のフェニックスとロンブル、ベンチなどの寄贈がなされ、南フランス海岸のカヌヤやニースを想わせる南国的な情緒あふれる河畔公園に整備された。こうして、フェニックスの並木道は誕生し、現在、本市によって大切に維持管理され、その観光哲学は、「岩切章太郎賞」として歴史に継承されている。

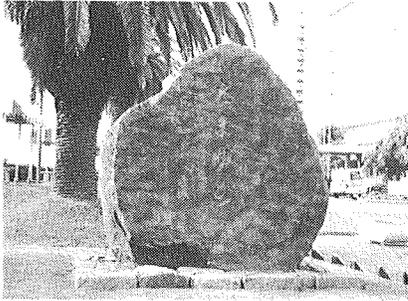
昭和三九年、川端康成は、日本の美しさのなにかを描きたいとこの地を訪れ、橘公園を散策しながら、「たまゆら」を執筆した。このとき、橘公園通り沿いのホテルの窓からの夕日の美し

さに感動して、その風景を飽きることなく眺めて過ごし、当初、宮崎には二日の滞在の予定であったものが、一五日間にも及んでしまった事は、有名なエピソードである。

その小説の一節を紹介する。

二人は川べりに立って、夕映えのなかにつつまれて夕映えをながめた。夕映えは大川の水面にもひろがって来ていた。静かな水の色が夕映えのなかにくぐらんで、あたたかく溶けあっているようだった。

……中略……



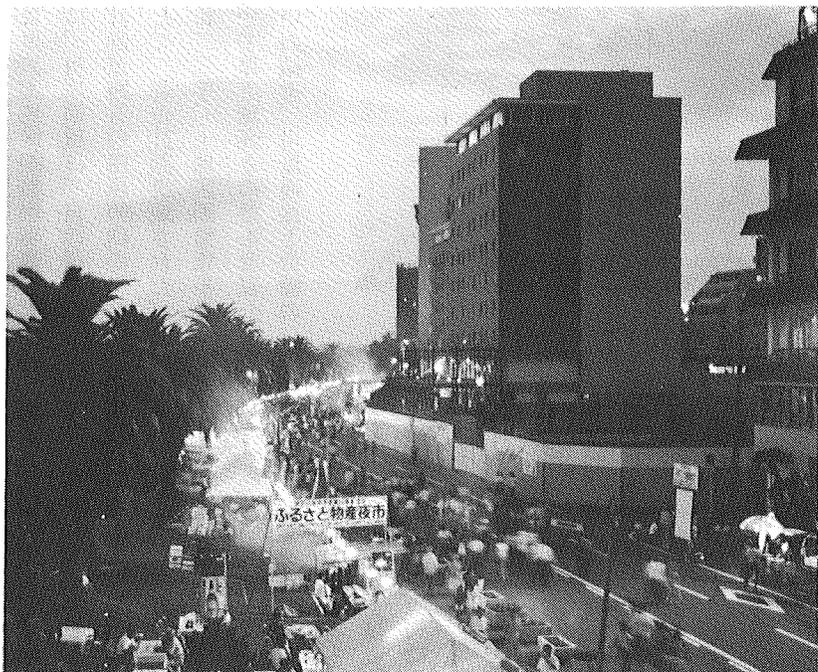
たまゆら文学碑

高くない山波は川上へゆるやかに低くなってゆく。その低まりの果てに、日が沈みかけていた。橘橋の影が美しく水にうつっていた。「たまゆら」は、昭和四〇年春から一年間、NHKの連続テレビ小説として全国に放送され、宮崎への新婚旅行ブームに一層の拍車をかけた。

### にぎわいとこい

橘公園通りは祭りの舞台でもある。毎年八月に催される「みやざき夏の夜まつり」の際には歩行者天国として開放されている。

みやざき夏の夜まつりは、観光産業の高揚を図り、人と人の豊かなふれあいを大切にしながら、参加者で創りあげていく祭りを目指して催される。警察音楽隊やカラガードによるパレード、県内外の特産物や手作品のバザールや叩き売りもあるふるさと友市、ホテル設置の



みやざき夏の夜まつり風景

カフェテラスやビアガーデン、ステージイベントなど多彩に催され、フィナーレでは大淀川に浮かべた鉄船から約三、〇〇〇発の花火が打ち上げられる。また、「みやざきフラワーフェスタ」が「ヨ体」らぎの祭

をキャッチフレーズに、メイン会場の宮崎県総合運動公園で、六五種類、五五万本以上の花々が彩られ、さまざまな催しが繰り広げられる際には、橘公園通りも花の演出や催しに趣向をこらしている。



夏の夜まつり・フィナーレの花火と夜景

一方、橘公園には、大淀川の美しい夕映えを印象づけた川端康成の「たまゆら」の文学碑をはじめ、

朝まだき

すずしくわたる橋の上に

霧島ひくく沈みたり見ゆ

とこの地を詠んだ歌人長塚節の歌碑、郷土宮崎をこよなく愛し、「大地に絵を描く」情熱とロマンで観光宮崎の基礎を作り上げた岩切章太郎像、「小戸の渡」の史跡など十余の記念碑が建立され

ている。豊かに流れる大淀川をながめながら、文化や歴史にふれるいこいのひとときをもつことができる。

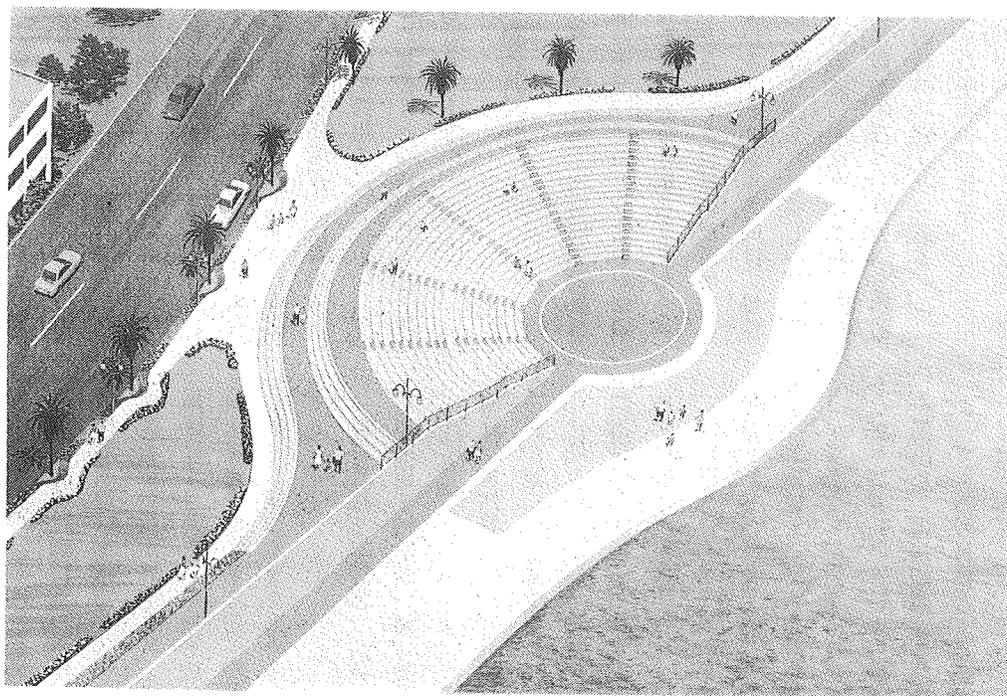
このように人々に親しまれている橘公園通りは、大淀川の様々な整備でさらに多様な機能を高めようとしている。

### 大淀河畔河川整備構想

建設省において、橘公園に隣接する大淀川左岸の堤防嵩上げ工事を実施するにあたり、現在の環境を保全しながら水辺へのアプローチの機能を強化しようという構想が策定された。

この中で、治水と利水の調和のとれた良好な水辺環境と親水空間を創造して「太陽と緑ががやく都市のリバーサイド」の創出を図ることが提案されている。この構想における四つの基本理念は次のとおりである。

i やすらぎとつながるおいのある河川環境を創造するため、治水機能とバランスのとれ



大淀河畔河川整備構想のイメージパース

た河川空間の保全と利用を図る。

ii フェニックスなどによって、エキゾチックなムードを呈しており、このような個性的なイメージを宮崎のシンボルとして強調する。

iii 花と緑のウォーターフロントとしての特性を活用し、市民に親しまれ、誇りとなる水辺空間を創出する。

iv 宮崎・日南海岸リゾート

構想における国際海浜リゾート地や青島リゾート地を連係する舟の接岸できる低水護岸整備、宮崎の自然を結ぶサイクリングロードの整備、宮崎神宮と平和公園等を結ぶ緑道の整備といった海や山や都市との広域的なネットワークを形成する。



大淀川のウィンドサーフィン大会

大淀川や河川敷は、市民緑地として、親水性の高い整備がなされ、また、七〇万人の出入でにぎわう「まつり宮崎」や「納涼花火大会」、「ウインドサーフィン大会」等が催され、人々に親しまれているが、この整備によって、橘公園通りは大淀川との関係が強化され、さらに人々との親愛性が深められることは言うまでもない。

## おわりに

本市は、第二次宮崎市総合計画の中で、「活力と潤うおおいに満ちた文化の香り豊かなまち…みやぎき…」を目標の都市像としている。その基本方向は、緑豊かななまちづくりと美しい都市景観の創造、資源を活かし、創造する観光の推進、魅力ある中心市街地の形成などである。

その実現の具体策として、平成二年三月、都市景観条例が制定された。これは、宮崎らしい、美しく魅力ある都市景観の形成

を総合的かつ計画的に進める都市景観基本計画に基づき、都市景観形成地区を指定し、市民や事業者や行政が協力して、その地区にふさわしい景観形成の計画と基準を定めるなど、積極的な都市景観づくりを進めるものである。

都市景観基本計画において、川原通線や橘公園一帯の地区は「水を基調とし、緑によって取り囲れた自然景観軸」に位置し、市民が親しみと愛情を抱いてきた宮崎らしい景観であるとして都市景観形成地区の指定に向け、地元との協議が進められている。川原通線は、ホテル群の幹線道路として、また大淀川へのアクセス道路として人と物を運ぶばかりでなく、人々に親しまれながらにぎわいといこいの空間を創出し、市民の熱意と愛情によって本市の目標とする都市像の実現をさらに推し進めていく重要な「道」である。

時・時・時・時・時・時・時……

月・日	事項	世界	国内	道路行政	
2・24	○世界最大の自動車メーカー、米ゼネラル・モーターズ(GM)が、昨年一年間の決算で四四億五、二〇〇万ドルの赤字を生じたと発表。これまでの最高だった九〇年(一九億八、五〇〇万ドル)の二倍強に当たる。景気低迷による販売不振が最大の理由。 ○米連邦航空局によると、九一年度(九〇年、一〇月〜九一年九月)の米航空業界の運送実績は、前年度を一・七%下回った。前年実績を下回ったのは第一次世界大戦後初めて。 ○米金融サービス協会によると、昨年一年間の米国の個人破産申告件数は、前年比二一・五%増の約八七万二、〇〇〇件に達し、過去最高。 ○米商務省の発表によると、一九九一年の米国の経常収支(速報)は八六億一、六〇〇万ドルの赤字。赤字額は前年の一割弱にまで急減。八二年以来の低水準で、日本などの湾岸戦争協力金が赤字減らしに貢献。 ○関税貿易一般協定(ガット)の世界貿易動向の年次報告によると、一九九一年の世界の商品貿易は、数量ベースで前年比三%増で、九〇年の伸び率五%を下回った。伸び率の低下は三年連続。九一年の世界最大の輸出国は米国で、二位ドイツ、三位日本。	18	2・26	3・19	○第三一回道路審議会基本政策部会開催 ○中国自動車道加西IC開通 ○東北自動車道羽生IC開通 ○第七九回道路審議会開催 ○一般国道の路線の追加指定について ○単人道路供用開始 ○中央自動車道園原IC開通 ○常磐自動車道流山IC開通 ○東海北陸自動車道一部供用開始 ・福光IC〜小矢部砺波JCT(二一・一km)
3・17	○国土庁長官の私的諮問機関「首都機能移転問題に関する懇談会」が中間報告をまとめ、東家長官に提出した。報告は東京から六〇キロ以上離れた地域に人口六〇万、総面積九、〇〇〇ヘクタールの新首都を建設、国会や中央省庁を移転する。用地費五兆円を含め総額一四兆円と移転費用を試算している。 ○通産省の一九九一年の第三次産業活動の動向によると、売り上げや家計調査などから計算した総合指数(八五年が一〇〇)は、一三五・〇で前年比三・〇%増。第一次石油危機の七四年の一・二%減に次ぐ低水準で景気の減速を反映。スポーツ施設などが堅調だったのに対し、広告業などが減少した。 ○通産省の工場立地調査によると、一九九一年の全国の工場立地(一、〇〇〇平方メートル以上)は、三、五〇一件(前年比七・五%減)、面積が四、四〇六万平方メートル(同四・五%減)と二年連続、減少した。 ○東海道新幹線に最高時速二七〇キロの「のぞみ」が登場。東京〜新大阪間が二時間三〇分に。 ○経済企画庁の国民所得統計速報によると、一九九一年一〇〜十二月期の国民総支出(国民総生産≡GNP)は、前期の七〜九月期に比べて実質でマイナス〇・〇四六%となった。年率に換算するとマイナス〇・二%となり、政府の年率三・七%の成長は微妙になった。	19	3・5	3・26	○東北自動車道流山IC開通 ○東海北陸自動車道一部供用開始 ・福光IC〜小矢部砺波JCT(二一・一km)
3・14	○通産省の工場立地調査によると、一九九一年の全国の工場立地(一、〇〇〇平方メートル以上)は、三、五〇一件(前年比七・五%減)、面積が四、四〇六万平方メートル(同四・五%減)と二年連続、減少した。 ○東海道新幹線に最高時速二七〇キロの「のぞみ」が登場。東京〜新大阪間が二時間三〇分に。 ○経済企画庁の国民所得統計速報によると、一九九一年一〇〜十二月期の国民総支出(国民総生産≡GNP)は、前期の七〜九月期に比べて実質でマイナス〇・〇四六%となった。年率に換算するとマイナス〇・二%となり、政府の年率三・七%の成長は微妙になった。	14	3・28		

# 編集雑記

ローマから国土を縦断してイタリア半島の突端に達するアツビア街道は、紀元前にはローマ帝国拡張の軍事道路であった。そして紀元後はキリスト教北上の道ともなった。ローマの旧市街と郊外を隔てる城塞の一つ、聖セバスチアン門を出ると全長五〇〇余キロのアツビア街道がはじまる。

そして今、交通渋滞がはげしいこの街道をしばらく行くと、古い煉瓦塀が右手にあらわれる。ガイドがこの中に「カタコンベ」があるという。地下は三層になっていて見学できるが、夕方時間が無い。規模は可成り大きいようだ。

カタコンベとはローマの地下墓所。ローマの初期キリスト教徒が迫害のときここに集まった(広辞苑)。ぐらいの知識はあったが目の前に長々と続く塀の中を想像して、

一、穴を掘った土は秘かに運び上げなくてはならないが、上げた土は地上で目立たないようにどう処理したのか。

二、地下に集会所を作ったというが、多数の人が集まれば地上の人の目にもつき密告の

可能性もある。なぜ秘密裡に事が歩かれたのか。

との素朴な疑問がわいて来た。

帰国後、イタリア古寺巡礼などの著者和田哲郎氏が、ヨーロッパ旅行の印象記を残していることを思い出し調べてみた。ローマにある数ヶ所のカタコンベについて次のように書いている。

「ドミチリアのカタコンベという古い墓を見に行った。上は牧場になっている丘だが、地下に狭いトンネルを作っている左右に墓穴がある。古代ローマの貧民が地上に墓地が買えなくて地下の穴を墓地にしたそうだが、初代キリスト教徒がそこを集会場などに使ったので有名になっている。初期キリスト教時代の壁画や石棺類が残っている。上には平和な、のどかな牧場があるのに、その地下にこういう陰惨なものがあるのは、よほど妙な気持ちのものだ。ローマ時代の貧富の階級の距りや、初代キリスト教徒の殉教的な戦いなどが、いかに猛烈なものだったかを思わせる。」

右によれば、地下墓所は紀元前からあったのである。おそらく使用人である貧者の願いにこたえて、牧場主は牧場の地下に墓所を作れることを許したに違いない。とすると(一)の穴

掘工事は白昼公然と出来たのである。従って土捨場の確保も牧場主の積極的な協力があったのである。そして紀元後にキリスト教徒が隠れ場所としてこれを利用してに過ぎない。次に(二)の地下集会場に集まるキリスト教徒が目立たなかったのは、地下墓所に参拝する人は先住の異教徒も多くいたし、その異教徒の中でキリスト教に改宗する者もいた。これらの人々がまじり合っていたので、十字架をつけていない限り区別はつかなかつたらう。

さて、現在私達が読んでいる歴史は勝者によって書かれたものである。キリスト教はこのあとローマ皇帝によって布教を許される。勝者になったのである。勝者の歴史は美化され、敗者のそれは抹消される。カタコンベでもキリスト教受難の物語だけを私達は知る。がこの地下墓所の占有をめぐる、真暗な穴の中で新参のキリスト教徒と古参の異教徒との間で対立や壮絶な争いがあった。という証拠はおそらく残されていないだろう。(崎)

5月号の特集テーマは「道路交通情報提供の最近の動向」の予定です。

月刊「道路行政セミナー」

監修：建設省道路局

発行人：中村 春男

道路広報センター

払込銀行：富士銀行虎ノ門支店

口座番号：普通預金771303

口座名：道路広報センター

〒102 東京都千代田区平河町1-9-3 愛3ビル2階 TEL03(3234)4310・4349

定価700円(本体価格679円)

FAX03(3234)4471

<年間送料共8,400円>